

平成三十年十二月定例会

平成30年第4回

菊陽町議会12月定例会会議録

平成30年12月4日～12月17日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

平成30年第4回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
12/4	火	開会・行政報告・提案理由説明・決算審査報告・議案審議（認定第1号～認定第5号）質疑・委員会付託・議案審議（承認第10号）・質疑・討論・表決
12/5	水	一般質問（4人）
12/6	木	一般質問（4人）
12/7	金	休会（全員協議会）
12/8	土	休会
12/9	日	休会
12/10	月	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
12/11	火	総務常任委員会 文教厚生常任委員会
12/12	水	休会（議案調査）
12/13	木	議案審議（議案第60号～議案第69号、同意第12号～同意第14号）質疑・討論・表決
12/14	金	休会（議事整理）
12/15	土	休会
12/16	日	休会
12/17	月	委員長報告・質疑・討論・表決・発議・研修報告・閉会

平成30年第4回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	甲斐 榮治 (P47～)	1. 防災広場及び(仮称)光の森多目的広場について	(1)通常の利用の範囲をどう考えているか。 (2)広場の管理・運営体制及び管理経費はどうか。 (3)施設の四季に対してや災害の種類に対する対応能力については検討したか。 (4)(仮称)光の森多目的広場の東側1haの活用をどう考えているか。 (5)この1haについて、民間資金の導入による公共施設を建設することの可能性についてどう考えているか。
		2. 防災センター建設事業について	(1)進捗状況はどうか。 (2)この事業の基本構想(理念・規模・施設の内容・建設費用の概算等)はどうか。
		3. 町民総合体育館建設事業について	(1)この事業の基本構想(建設の理念・施設の規模・建設費用の概算・設置場所・建設に関連する条件整備等)はどうか。 (2)現在の基金積み立て状況及び基金積み立ての最終目標額をどう設定しているか。
		4. 菊陽空港線延伸について	(1)進捗状況及び今後の事業日程はどうか。 (2)跨線橋部分及び関連道路の工事費の概算はどの程度と想定しているか。
2	西本 友春 (P61～)	1. SDGs(持続可能な開発目標)について	(1)町のSDGsについての取組はどのようになっているのか。 (2)町長の施政方針実現のためにSDGsを活用してはどうか。
		2. LGBT(性的マイノリティ)対策について	(1)小・中学校における制服でスカートとスラックスの両方を選ぶ取組についてどのように考えているのか。 (2)パートナーシップ制度について積極的に進めていくべきだと提案するが、町はどのように考えているのか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. 災害用ゴミ袋について	(1) 災害用ゴミ袋の行政区への事前配布はどのように行っているのか、また、利用状況はどのようになっているのか。 (2) 災害用ゴミ袋は通常のゴミステーションに出せるよう改善を提案するが、町はどのように考えているのか。
		4. 子育て支援について	(1) 平成30年度の現在の待機児童はどのような状況となっているのか。また、その対処方法をどのように考えているのか。 (2) 次年度の受付状況で待機児童の数はどのように推測するのか。 (3) (仮称) 総合子育て支援センターの整備は必要であると考えているが、いつまでに整備を行うのか。
		5. 公用車へのドライブレコーダー設置について	公用車へのドライブレコーダー設置について菊陽町はどのように取り組んでいるのか。
3	矢野 厚子 (P74～)	1. 第5期総合計画の取組と進捗状況について	(1) 第5期総合計画で菊陽北小校区における北部町民センター(仮称)の建設はどのような取組と進捗状況となっているのか。 (2) JR新駅の設置が、菊陽町図書館付近に計画案で示されているが、現在までの取組と進捗状況はどのようになっているのか。
		2. AEDの設置状況について	(1) 町の公共機関におけるAEDの設置の取組と状況はどのようになっているのか。 (2) 地域の公民館におけるAEDの設置状況についてどのように把握しているのか。
		3. 防災士について	(1) 次年度以降の防災士養成講座の取組をどのように考えているのか。 (2) 防災士連絡協議会の更なる活動と組織の充実に向けてどのように考えているのか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
4	那須真理子 (P80～)	1. 子育て支援センターについて	(1) 子育て支援センターによる利用料の設定はどのようになっているか。また、利用するための規約はあるか。 (2) 他市町村からの利用についてはどう考えるか。また、限定での活動予約は町内・町外ではどのように取り扱うのか。 (3) 施設を利用するにあたり他市町村との協定の考えはないか。 (4) 町の東部に施設を設置する考えはないか。
		2. こども110番について	(1) こども110番の看板が設置された目的と管轄はどこか。それに町はどのように関わっているか。 (2) 今後の対応はどのように考えているか。
		3. 大空港構想における観光PRについて	(1) 大空港構想・ネクストステージにおける県への提案について進展や変更はあるか。 (2) 阿蘇くまもと空港を利用した観光PRは考えているか。 (3) 町に有するJRの駅や幹線道路での観光PRはどのように考えるか。
5	大久保 輝 (P95～)	1. 総合体育館の建設について	(1) 町長選挙運動用ビラに「まもなく町民の皆様にもその概要をお知らせします」とあるが、現在の進捗状況及び今後のスケジュールはどのようなものか。 (2) どのような施設を検討しているのか。敷地や建物の規模はどのように考えているか。 (3) 費用はどの程度を見込んでいるのか。また、その財源はどのように考えているのか。
		2. 都市計画・開発について	(1) 武蔵ヶ丘地区再開発の進捗状況はどのようなものか。また、今後の計画はどのように考えているのか。 (2) セミコンテクノパーク周辺の道路整備について、現在の進捗状況はどのようなものか。 (3) JR新駅の設置について、どう考えるのか。 (4) 原水駅周辺地域の開発計画はどのような状況か。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. 子育て支援の充実について	<p>(1) 子育て支援センターの整備とは、具体的にどのようなことを行うのか。</p> <p>(2) 民営化計画が進んでいるが、4園の保育士確保の見込み状況はどうか。</p> <p>(3) 民営化後の民間事業者の保育方針に対して不安の声を聞くことがあるが、説明は十分に行われているのか。</p>
		4. 選挙に関すること	<p>(1) 菊陽町長選挙の投票率は47.31%と有権者の半数以上が投票に行っていない。投票率の低さをどのように考えているか。</p> <p>(2) 期日前投票の投票所は菊陽町役場が4日間、光の森町民センターが1日であった。この差の理由は何か。</p> <p>(3) 今後、期日前投票所の投票期間はどのようにするのか。</p> <p>(4) 選挙公報の配布が遅れた。このことについて今後どのような対策が考えられるか。</p>
6	布田 悟 (P110～)	1. 施政方針について	<p>(1) 今回の選挙において「生活満足度NO1の菊陽町に！」とスローガンを掲げられたが、具体的にはどのような施策を考えているか。</p> <p>(2) 今後4年間の公約実現に向けた取り組みと成果を、その流れの中で公表してもらいたいと思うか。</p>
		2. 選挙の投票率について	<p>(1) 投票率の低迷が続いている。また東部地域と西部地域の差が著しい。この状況と原因をどう思うか。</p> <p>(2) 投票率上昇のための改善策があると思うが、どう考えているか。</p>
		3. 巡回バス運行について	<p>(1) キャロッピー号の利用が非常に少ない。東部と西部の利用状況も違う。この現状をどう捉えているか。</p> <p>(2) 現状の打開策は考えられているのか。</p>
		4. 住民の生活上の安全を最優先で	<p>道路整備の進展と進出企業の増加に伴い、その通勤路となる地域住民の生活の安全が問われて久しい。この現状をどう捉え、その改善に向けた取り組みはどうか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		5. 成年後見制度の利用促進について	国の成年後見制度利用促進に向けた取り組みも動き出した。市町村に対する本制度利用促進の取り組みも期待されている。本町におけるその取り組みは考えているか。
		6. 商工会育成について	(1) 商工会は地域に密着した事業の展開も増加の一途を辿り、町行政と共に取り組んでいる事業も年々充実したものとなっている。それにつれ商工会職員の負担も多くなり、マンパワー不足が本来の商工会のあるべき姿に影響を与えている。町行政と共に実りある事業を展開する上でも商工会育成等の補助金の増額が必要である。この現状をどう捉えているか。 (2) 市町村における中小企業信用保証料補給制度の導入についてどう考えているか。
7	小林久美子 (P123～)	1. 介護保険について	(1) 第7期の介護保険料の基準額は、5,700円だが、団塊の世代の方たちが高齢者となる時期の保険料基準額の見込みはどうなっているのか。 (2) 高齢者の中では、年金が減少するなかで、介護保険料への負担と将来の介護保険料への不安感が強い。国の負担を増やすべきだと考えるが、町長の見解はどうか。
		2. 子育て支援について	(1) 保育所の待機児童の状況とその対応はどうしていくのか。 (2) 保育所の来年度の入所見込みはどうか。 (3) 放課後児童クラブの待機児童の状況とその対応はどうなっているのか。
		3. 白川の河川改修と堤防の強化について	(1) 今まで堤防の強化を要望していた個所については、その後どう対応しているのか。 (2) 白川中流域の河川整備計画の内容はどうなっているのか。
		4. 核兵器廃絶のとりくみについて	非核都市宣言をしている町として、国が早急に「核兵器禁止条約」に署名し批准することを求めたいが、町長の見解はどうか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
8	中岡 敏博 (P135～)	1. 児童・生徒の安全安心について	<p>(1) 子どもたちの安全・安心を脅かし、保護者を不安にさせるものは、具体的に何を指すのか、その対策をどのように考えているのか。通学路の安全対策では、どのような危険を想定しているのか。</p> <p>(2) 本町の声かけ、つきまとい等の不審者情報の認知件数及び他の犯罪発生率の把握、情報提供の方法について、また、犯罪発生率をさらに減少させるために町はどのように取り組んでいるのか。</p> <p>(3) 子どもたちへの安全教育（交通安全・不審者・自然災害）をどのようにおこない、子どもを守る方法ではどのようなツールや技術があり、どのように指導しているのか。</p> <p>(4) 犯罪防止のため、小学校通学路に防犯カメラの設置や犯罪防止ポスター、標語等の募集や子どもたちによる安全マップづくりを進めるべきではないか。</p> <p>(5) SNSによる子どもを巻き込んだ犯罪について町は警察と協力しどのような対策を講じているのか。</p> <p>(6) 光の森交番の新設、運用開始から子どもたちの安全安心等に対してどのような効果が出ていると考えているのか。今後どのように協力していくのか。</p>
		2. その他の子どもたちを守るための取組について	<p>(1) 保育園児の安全・安心のため町立・私立保育所はどのような安全策をもっているのか、それは万全であるといえるのか。その根拠を示せ。</p> <p>(2) スクールパトロール隊は、ランダムパトロールを進めているが、その理由を具体的に示せ。</p>

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成30年12月4日（火）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(平成30年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成30年12月4日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 議席の指定及び変更について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期の決定について

日程第4 諸般の報告

日程第5 行政報告

日程第6 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第7 町長提出承認第10号から同意第14号までを一括議題

日程第8 町長の提案理由の説明

日程第9 決算審査報告

日程第10 認定第1号 平成29年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第2号 平成29年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第3号 平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第4号 平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第5号 平成29年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(委員会付託)

日程第15 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額の決定)

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 矢野厚子君

2番 大久保輝君

3番 阪本俊浩君

4番 西本友春君

5番 那須真理子君

6番 佐々木理美子君

7番 中岡敏博君

8番 吉山哲也君

9番 北山正樹君

10番 布田悟君

11番 石原武義君

12番 岩下和高君

13番 大塚昇君

14番 川俣鐵也君

15番 上田茂政君

16番 小林久美子君

17番 甲斐榮治君

18番 渡邊裕之君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高木定伸君

書記 山川真喜子 君
書記 益満基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	後藤三雄 君	副町長	吉野邦宏 君
教育長	上川幸俊 君	教育部長	安武卓明 君
総務部長	阪本浩徳 君	福祉生活部長	阪本章三 君
健康保険部長	服部誠也 君	経済部長	士野公典 君
土木部長	大山陽祐 君	会計管理者兼 会計課長	市原憲吾 君
総務課長	板楠健次 君	総合政策課長	中島秀樹 君
総務部次長兼 財政課長	西本一浩 君	総務部次長兼 税務課長	酒井章彦 君
人権教育・啓発課長	古賀直之 君	東部町民センター所長	西本俊子 君
福祉課長	相馬仙助 君	子育て支援課長	内藤優誠 君
町民課長	渡辺博和 君	健康・保険課長	東桂一郎 君
介護保険課長	宮川照之 君	農政課長	山川和徳 君
商工振興課長	川上一弘 君	土木部次長兼 建設課長	小野秀幸 君
都市計画課長	井芹渡 君	下水道課長	矢野和幸 君
環境生活課長	丸山直樹 君	総務課総務法制係長	小泉秀和 君
学務課長	矢野信哉 君	生涯学習課長兼 中央公民館長	梅原浩司 君
図書館長	川端慎一 君	農業委員会事務局長	鍋島二郎 君
菊陽町代表 監査委員	橋本輝也 君		

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

今日は、議会議員補欠選挙後、初めての議会でございますので、仮の議席に着席していただいております。後ほど、議席の指定を行います。

それでは、ただいまから平成30年第4回菊陽町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議席の指定及び変更について

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、議席の指定及び変更を行います。

議席の指定及び変更は、会議規則第4条第2項及び第3項の規定により議長において指定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。

議席番号は、議長席から見て前列右から左へ、2列目も前列どおり、順次番号をつけたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。

それでは、議席番号及び氏名を事務局長より朗読させます。

○議会事務局長（高木定伸君） それでは、朗読いたします。

1番矢野厚子議員、2番大久保輝議員、3番阪本俊浩議員、4番西本友春議員、5番那須眞理子議員、6番佐々木理美子議員、7番中岡敏博議員、10番布田悟議員。8番、9番と11番以降は従前のおりです。

○議長（渡邊裕之君） ただいま事務局長が朗読しましたとおり議席を決定いたしました。

変更のあった議員は議席の移動をお願いいたします。

よろしいですかね。よろしいですか。はい。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（渡邊裕之君） それでは、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、16番小林久美子君、17番甲斐榮治君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 会期の決定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から12月17日までの14日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

んか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から12月17日までの14日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 諸般の報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、諸般の報告を行います。

このたび補欠選挙で当選されました議員の常任委員の選任については、閉会中の11月1日、議長指名により、総務常任委員に布田悟君、産業建設常任委員に矢野厚子君を選任しましたので、御報告をいたします。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査8月、9月、10月分の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、町村議会議長全国大会が11月21日、NHKホールで開催されました。大会終了後は、県関係国会議員への要望と意見交換を行いました。大会内容については、議席に配付のとおりです。

次に、先般、議員派遣を行いました研修概要については、議席に配付のとおり報告をいたします。

次に、今回受理しました陳情書は、配付のみといたします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 行政報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成30年第4回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、師走の大変御多用の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

あわせて、9月の地方議会議員補欠選挙で見事当選されました布田議員、矢野議員のお二人に対しまして心からお祝いを申し上げます。今後の御活躍を祈念いたしますとともに、町行政に対する御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

一昨年発生しました熊本地震から2年7か月が過ぎましたが、いまだに仮設住宅やみなし仮設住宅での生活を余儀なくされている方や、住宅の再建、農地・農業の復旧の道半ばという方もおられます。商工業者にあっては、事業の再興まではなつたが、客が戻らない、売り上げが戻らない、人手が不足してるという震災の影響が拡大しているところでもあります。

私は、今回の選挙の期間中に、今も気持ちの中では防災服を着ていますと言ってきたところ
であります。そして、今も同じ気持ちであります。それは、今でも、町民の皆さんの生活や事
業活動にいろいろな形で震災の影響が出ているからです。後ほど、熊本地震からの復旧・復興
関連事業の進捗状況について報告いたしますが、完全な復旧・復興の早期実現に向けて全力で
取り組む覚悟でありますので、議員各位、関係団体、事業所、そして町民の皆様の御協力を賜
りますようお願いいたします。

さて、9月30日の菊陽町長選挙が実施されました。結果につきましては、その差が430票と
いう、私にとりましては大変厳しい内容でありました。この町長選挙投票結果の詳細分析を
し、今後の町政運営に反映してまいりたいと考えております。

今回の選挙期間中、町民の皆さんから直接に、新たな意見、要望なども聞きました。今まで
の町民懇談会で聞いたようなこともありました。また全く違ったものもありました。例え
ば、町長の方からいろいろな政策は聞いたが、初めて聞いたというようなものもありました
し、もっとみんなの意見を聞けというふうなことも言われたところでもあります。私としては十
分説明しているけれども、これまでの説明が町民の皆様には届いてない、聞いているはずだけ
けれども、まだもっと聞いてくれというようなことだと感じております。

また、選挙後、政治家、国、県等の人たちとの意見交換をしてまいりました。その結果、東
日本大震災、熊本地震、その後のたび重なる自然災害からの復旧・復興をはじめとして、消費
税率10%、子育て支援、医療・社会保障、農業政策、成長戦略などの解決を迫られている課題
が複雑に絡み合う状況下の中で、政治、行政の運営となるという認識に至ったところであり
ます。

その中で最も注意しなければならないことは、今申し上げました、解決を迫られている課題
に対応するため、国、県の方向転換、補助、助成や税配分などの制度変更も考えられるとい
うことでもあります。このようなことに対応するため、総合計画、復旧・復興計画、まち・ひと・
しごと創生総合戦略など町政運営の基本的な計画について、議会、各種団体、業界、そして町
民の皆さんとの意見を重ね、再検討することも考えておりますので、皆様の御理解と御協力
をお願い申し上げます。

それでは、最近の状況について行政報告をいたします。

最初は、菊陽杉並木公園で発生した事故についてであります。

11月7日午前9時半過ぎ、町の非常勤職員で杉並木公園管理作業員の野口達也さんが、他の
作業員と一緒に樹木の枝落とし作業中、樹木から転落され、病院に救急搬送された後、医療措
置がなされましたが、誠に残念ながら御逝去されました。改めまして、心から御冥福をお祈り
いたします。

このたびは、私どもの管理監督の至らなさによりまして、極めて申し訳ない、御心痛きわま
りない結果をもたらしてしまいました。御本人様、そして御遺族の皆様には誠に申し訳なく思
っております。心から謝罪し、おわび申し上げます。

杉並木公園のみならず町のあらゆる現場で、あらゆる公共工事の現場で安全管理を徹底するよう訓示したところであります。今後は、引き続き同僚職員に対する心理的な配慮をしながら、御遺族の皆様方には御感情、御心情に最大限に配慮することを最優先として対応してまいりたいと考えております。

次に、全国町村長大会について報告いたします。

11月28日に、東京都のNHKホールにおきまして全国町村長大会が開催されました。内容は、全国町村会長の荒木泰臣嘉島町長の挨拶に続き、安倍総理大臣、大島衆議院議長など来賓の方々が祝辞を述べられ、議事に入りました。大会決議として、一億総活躍社会実現、地方創生事業拡充、幼児教育無償化の財源確保、他の全12項目が決議をされました。また、大規模災害からの復旧・復興、全国的な防災・減災対策の強化に関する特別決議や、車体課税に係る地方税収の確保に関する緊急決議も全会一致で決議をされました。

さらに、重点要望として、1つ、平成28年熊本地震をはじめとする大規模震災、豪雨災害からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策の強化に関すること。2つ、地方創生のさらなる推進や社会保障に係る安定財源の確保、子育て支援等の充実等について。3つ目です。地方交付税の総額の確保や固定資産税の安定的確保について。4つ目に、公立小・中学校施設等の整備の際は実際の経費を考慮し、十分な予算を確保することについてなど、平成31年度政府予算編成及び各種政策の具体化に当たっては、特に9つの事項について充分配慮するよう強く要望いたしました。

次は、熊本地震復旧・復興についてであります。

まず、震災関連のすまいの再建支援事業についてであります。

町事業の転居費用助成事業は、10月末現在で106件、民間賃貸住宅入居費用助成事業は3件を受け付けています。県事業では、リバースモーゲージ利子助成事業の申請はまだありませんが、自宅再建利子助成事業は10月末現在で27件受付をしております。

以上、4つの支援策により、仮の住まいから、被災者の意向に沿った恒久的な住まいが再建、確保できるようサポートしているところであります。

なお、これまでに行ってきました被災者支援事業についても、継続して支払い事務を進めてまいります。

次に、これまでの継続した被災者支援事業についてであります。

1番目に、災害義援金の支給、人的被害及び全壊、半壊、大規模半壊の住家被害に対する支援。10月末現在で924件、3億7,370万円支払いや、2つ目に一部損壊家屋に対する義援金の支給ですが、10月末までに1,576件。申請、支給額は、県義援金が787件、7,870万円、町義援金が1,563件、計3,465万円支払いで、受付期間は平成31年3月末日までとしております。

町の条例に基づく見舞金の支給。10月末現在で、690件で3,465万円の支払い。

4番目に、死亡された町民の遺族に対する災害弔慰金の支給。災害弔慰金等支給審査会を開催し、現在、6名の方を災害関連死と認定をしております。

5番目に、被災された町民の生活の立て直しのための災害援護資金の貸し付け。現在、2名に貸し付けをしております。

住宅の全壊、大規模半壊あるいは半壊で、やむを得ず解体する場合に対象となります被災者生活再建支援金の支給。10月末現在での申請件数は349件となっております。

住宅の修理や確保などの支援として、家屋が半壊以上が対象となります被災者住宅の応急修理については、10月末現在で申込件数が376件、そのうち修理完了済み数は353件となっております。

次に、仮設住宅であります。

応急仮設住宅の光の森仮設団地の入居者は11月末現在で5世帯16人、みなし仮設住宅の入居者は10月末現在で40世帯111人で、入居の期間は入居時から2年間となっております。今後も、住まいの再建について支援をまいります。

次は、被災された農業者の支援に対する被災農業者向け経営体育成支援事業についてであります。

現在までに、延べ113経営体232物件の申請があり、申請件数の全部の5億2,852万円の補助金の交付が決定しております。平成30年11月末までに、113経営体231件の物件が完了をしております。

次に、共同墓地復旧支援事業についてであります。

熊本地震で被災した市町村が要望して、熊本県では平成29年度から、集落共有の墓地について、通路部分や擁壁等の共有部分の復旧に要する経費の一部を支援するための共同墓地復旧支援事業を実施しております。本町では、現在までに延べ23地区35件の申請があり、25件に補助金の交付を終えたところであります。申請締め切りを今年の12月28日として進めておりますが、相談を受けている残り件数につきましても期限内に申請を終える見込みであります。

以上、震災関係について報告しましたが、今後も復旧・復興計画に位置づけた事業を着実に実施し、災害に強い「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」の実現に取り組んでまいります。

次は、災害関係事業についてであります。

まず、（仮称）光の森多目的広場の整備についてであります。

8月に開催しました整備概要説明会において出された意見や要望を踏まえ、現在、実施設計を行っております。

なお、本議会で提案しております一般会計補正予算で事業費約6億1,200万円を計上いたしておりますので、御承認のほどよろしく願いいたします。

次は、民間の危険ブロック塀等の対策についてであります。

地震発生時における危険ブロック塀等による人身事故の防止及び避難経路の確保を図るため、危険ブロック塀等の撤去を行う方にその費用の一部を補助するため、交付要綱を制定し、昨日より受付を開始したところであります。

次は、災害により損壊した建築物等の解体撤去の支援に関する協定についてであります。

この協定は、熊本県解体工事業協会と熊本県が締結した基本協定に基づき、同協会と本町において、支援を実施する際の細目について実施協定を8月30日に締結したものであります。これにより、災害発生時に、生活環境の保全及び速やかな復興のために必要な被災した建築物等の公費解体について、県を通じ支援を要請することで、迅速かつ適正に実施されることが期待されます。

次は、町制施行50周年についてであります。

来年の1月1日は、昭和44年、1969年1月1日の町制施行日から50年目に当たります。これを記念し、来る2月11日に町制施行50周年記念式典を挙げる計画であります。今日の菊陽町を築いてこられた先人に感謝するとともに、これからの新しい時代の菊陽町をつくり出す決意を新たにしているところであります。

次は、公立保育所民営化についてであります。

民営化の対象であります白菊園、白鈴園、さくら園、武蔵ヶ丘第一保育園、武蔵ヶ丘第二保育園それぞれの保護者、移管先事業者、町で構成する三者協議会において、移管に関する引き継ぎの具体的な協議や調整を行っております。新しい園の着任予定の保育士が保育に参加し、保育課程、保育活動全般、行事、園児ごとの特性などについて現在の町立保育所の保育士と引き継ぎを行う合同保育も、三者協議会で協議しながら実施をしております。

町立保育所で勤務している非正規職員の雇用の継続については、保育所職員コーディネーターによるあっせん、調整を行っております。また、それぞれの保育所設置認可に係る事前申請が各移管先事業者から熊本県に提出され、認可に向けた審査が行われています。

次は、地方創生関連についてであります。

国の交付金を活用して、きくよう健康ビジネス起業化プロジェクトに取り組んでいます。この事業の3本の柱の進捗状況について御報告をいたします。

1つ目は、総合交流ターミナル施設「さんふれあ」であります。大規模改修工事が9月末に完了し、10月17日にリニューアルオープンをして1か月が経過したところでございます。今回の改修により新たに設けた健康増進室及び軽運動室の利用状況につきましては、年会員の申込数が11月26日現在で162名となり、目標としておりました150名を超え、順調にスタートしていると有限会社さんふれあから聞いております。

2つ目は、きくよう健康倶楽部であります。歩く、健康機器で計測する、健康づくりのプログラムに参加するなどの健康づくりの取組によりポイントがたまる仕組みで、11月末現在で1,282名の方に参加いただいております。「さんふれあ」のリニューアルオープンに伴い、健康状態を見える化するための体組成計や血圧計を設置しました。また、健康ポイントの交換を開始し、歩数イベントを実施しております。

3つ目は、きくよう健康メニューで、健康機器メーカーのタニタによる監修メニューを提供する飲食店が現在町内に7店舗あり、13品が用意されています。それぞれの店舗の特徴を生か

した、カロリー控え目でおいしいメニューを提供しております。

次は、秋のイベントについてであります。

10月から11月にかけて、地域、各種団体、行政などの主催によりさまざまなイベントが開催をされました。

11月10日開催の第31回すぎなみフェスタ2018では、姉妹都市屋久島町から荒木町長はじめ12名をお迎えし、天候にも恵まれたこともあり、約7,500人の来場者でにぎわいました。ニンジンの収穫体験などで本町の特産であるニンジンでPRすることができ、また農産物や加工品の販売及び各種団体の展示や体験コーナーなど、内容の充実が図られたと思っております。今後も、町の基幹産業であります農業や各種産業の振興、そして健康、福祉、環境といった分野を含めた総合祭として、町民相互の交流を促進しつつ、菊陽町の魅力を内外に発信してまいります。

次は、空港所在地が縁で平成29年2月に災害時相互応援協定を締結した、大阪府豊中市の農業祭についてであります。

農業祭は11月17日に開催され、両市町の交流促進とあわせ、菊陽町及び菊陽にんじんの知名度向上とブランド化を図るためのPR事業として、初めて参加したところがございます。農業祭では、ニンジン100%ジュースの試飲やニンジン詰め放題のイベントを行いました。試飲では、おいしいとの声が聞かれ、用意した300杯のジュースが瞬く間になくなり、詰め放題では約100名の長蛇の列ができるほどの盛況ぶりであったとの報告を受けたところがございます。今後も、本町の農産物PR活動を通じ、同市との交流を図るとともに、菊陽町及び菊陽にんじんの知名度の向上とブランド化を図ってまいります。

次に、11月18日には、鼻ぐり井手公園を主会場に、第10回菊陽町鼻ぐり井手祭が開催されました。当日は約1,500人の来場者があり、馬場楠の獅子舞や、菊陽南小学校児童による鼻ぐり井手をめぐる劇など盛りだくさんのステージ発表と、町文化財ボランティアガイド及び子どもボランティアガイドが鼻ぐりの説明を行い、町の歴史的遺構をPRすることができました。

次は、白川流域かんがい用水群の世界かんがい施設遺産登録についてであります。

8月14日に世界かんがい施設遺産に登録されました馬場楠井手の鼻ぐりを含む白川流域かんがい用水群の登録証伝達式が11月20日に奈良県で行われ、おおきく土地改良区理事長として私が出席をしてまいりました。これを契機に、熊本市及び大津町と連携し、観光振興並びに地域の活性化に向けた事業展開をしていきたいと考えております。

次は、商工振興についてであります。

原水工業団地がほぼ完売の状況となり、熊本県の助言をいただきながら、新たな工業団地の場所、規模について検討してきました。今般、場所を原水工業団地の南側とし、その規模を約21.5ヘクタールと決定したところであります。団地名は（仮称）第二原水工業団地とし、平成33年度の分譲開始に向け、事業を進めてまいります。

なお、事業費につきましては、現在のところ約31億円を見込んでおります。

なお、本議会において、菊陽町工業団地造成事業特別会計に係る補正予算で用地取得に伴う経費の追加補正をお願いしておりますので、よろしく願いいたします。

次は、現在、菊池環境保全組合で取り組んでおります新環境工場等の建設についてであります。

合志市東部に建設が進んでおります新環境工場等は、平成29年度までに敷地の造成工事、焼却施設建設工事の契約を終え、本格的な工事に着手しております。また、本年度には、最終処分場の埋立施設工事と水処理施設工事の契約を完了し、今後残る雨水調整池等の土木工事を発注し、平成33年4月からの施設の稼働を行う計画であります。

なお、この件については、また全員協議会の方で説明をさせて、環境保全組合の方から説明に参りますので、よろしく願いいたします。

次は、菊陽中学校合唱部の活躍についてであります。

菊陽中学校の合唱部は、九州・沖縄ブロック代表として、10月8日にNHKホールで開催されたNHK全国学校音楽コンクールに出場しました。惜しくも上位入賞は逸しましたが、菊陽町の名を全国に広めていただいたと思います。また、11月に行われました熊日学生音楽コンクール合唱部門では、実力を十分に発揮し、見事2年ぶりに3回目の熊日大賞、グランプリに輝きました。合唱部の皆さんに賛辞を贈りたいと思います。

最後に、本町出身者の活躍についてであります。

昨年6月、2,000本安打を達成したプロ野球中日ドラゴンズの荒木雅博選手が、今季限りで現役を引退され、中日ドラゴンズのコーチに就任をされました。これまでの功績をたたえますとともに、今後の御活躍を心から願っております。

また、菊陽西小学校出身の中熊大智さんが、プロ野球西武ライオンズに育成ドラフト3位指名を受けて入団しました。荒木選手が引退された時期に新たなプロ野球選手が誕生することは、誠に喜ばしい限りであります。今月の終わりには役場に挨拶にお見えになる予定で、中熊選手の活躍を祈念いたします。

以上、行政報告をいたしました。今後、安全で安心できる生活を回復し、震災前の生活や事業活動を取り戻し、加えて、一歩進んで将来の発展につながる復興を力強く進めてまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いま

すが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に小林久美子君を指名します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました小林久美子君を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に決定し、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 町長提出承認第10号から同意第14号までを一括議題

○議長（渡邊裕之君） 日程第7、町長提出承認第10号から同意第14号までの19件について一括して議題といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 町長の提案理由の説明

○議長（渡邊裕之君） 日程第8、ただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、平成30年第4回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案します付議事件は19件です。内訳は、承認1件、認定5件、議案10件、同意3件であります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

承認第10号は、損害賠償請求事件の専決処分に係る承認を求めることについてであります。

内容は、町道に係る損害賠償事件に関しまして、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について専決処分を行いましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

認定第1号から認定第5号は、平成29年度菊陽町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算4件について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて、同法第96条第1項第3号の規定により議会の認定を求めるものであります。

議案第60号は、菊陽町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、近年の急激な人口増加により部課等の事務量が増加しており、複雑、多様化する住民ニーズに応えるため、職員定数の見直しを行うものであります。

議案第61号は、菊陽町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてであります。

内容は、複雑、多様化する住民ニーズや一時的に増大する業務等に対応するため、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第62号は、菊陽町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、町立保育所白鈴園、白菊園、さくら園、武蔵ヶ丘第一保育園、武蔵ヶ丘第二保育園の民間移管に伴い、この5園を廃止し、あわせて文言等の整理をするため、本条例を改正するものであります。

議案第63号は、菊陽町工場立地法準則条例の制定についてであります。

内容は、工場立地法の改正に伴い、国が定める緑地面積率等の準則にかえて適用すべき準則を定めるものであります。

議案第64号は、平成30年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に9億57万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を165億916万6,000円と定めるものであります。

歳入の主なものとしては、町税を1億3,924万6,000円、国庫支出金を3億1,240万8,000円、繰入金を1億188万円、町債を1億9,590万円それぞれ増額するものであります。

一方、歳出の主なものとしましては、民生費を1億3,470万5,000円、商工費を5,844万5,000円、土木費を7,924万3,000円、消防費を6億1,691万8,000円それぞれ増額し、教育費を5,654万6,000円減額するものであります。

議案第65号は、平成30年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1億3,219万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億2,092万7,000円と定めるものであります。

歳入は、県支出金を1億3,219万6,000円増額し、歳出の主なものは、保険給付費を1億3,219万6,000円増額するものであります。

議案第66号は、平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

（仮称）第二原水工業団地の用地取得のための経費が必要となったことから、補正をお願いするものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に5,799万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億2,654万9,000円と定めるものであります。

歳入は、一般会計繰入金を5,799万5,000円増額し、歳出の主なものは、事業費の公有財産購入費を1億2,000万円増額するものであります。

議案第67号は、平成30年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において、事業収益を72万8,000円増額し、13億4,846万7,000円と定め、事業費用を623万1,000円減額し、13億2,391万円と定めるものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額において、収入を695万9,000円減額し、6億1,265万9,000円と定め、支出においては増減の補正はありません。

議案第68号は、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてであります。

内容は、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合が、くまもと県北病院機構設立組合に名称変更するため、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更するものであります。

なお、この議案につきましては、関係団体において同文での議会の議決を求められております。

議案第69号は、町道路線の変更についてであります。

内容は、町道空港戸次線について、戸次地区の下戸橋を町道認定するため、変更するものであります。

同意第12号は、菊陽町教育委員会委員の任命について議会の同意を求めることについてであります。

現教育委員会委員の紫垣徹様の任期が、来る平成30年12月31日をもって満了となります。つきましては、引き続き紫垣徹様を教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

同意第13号は、菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求めることについてであります。

現固定資産評価審査委員会委員の竹田哲夫様の任期が、来る12月18日をもって満了となります。つきましては、引き続き竹田哲夫様を固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

同意第14号は、菊陽町固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてであります。

現固定資産評価員の阪本修一様から、本年12月末をもって辞職したい旨の願いが提出されました。慰留いたしましたが、御本人の意思がかたいため、12月31日をもって辞職を承認しました。つきましては、新たに税務課長であります酒井章彦様を固定資産評価員に選任したく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 決算審査報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第9、認定第1号から認定第5号までの5件を一括議題といたします。

決算審査に先立ちまして、監査委員の審査結果について報告を求めます。

代表監査委員橋本輝也君。

○菊陽町代表監査委員（橋本輝也君） おはようございます。

平成29年度菊陽町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び財産・基金運用状況審査意見書について報告します。

まず、今回の決算審査の対象としまして、1番、平成29年度菊陽町一般会計歳入歳出決算、2番、平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、3番、平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、4番、平成29年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算、5番、平成29年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算、6番、平成29年度菊陽町財産に関する調書、7番、平成29年度菊陽町基金運用状況調書の7項目になります。

監査の実施日につきましては、平成30年7月9日から8月2日までのうち11日間で、菊陽町役場監査委員室において決算審査を実施しました。

内容でございます。

まず、資料2ページの審査の方法及び決算の概要の審査の方法でございますけど、この決算審査に当たっては、町長から付されました平成29年度の各会計決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況調書等の書類について計数の確認を行い、さらに会計課保管に属する諸書類、その他各課担当職員からの関係書類の提出を求め、必要に応じ説明を聴取し、予算執行の可否並びに会計処理が適正で合理的に行われているかなどについて審査を行いました。

2番の決算の概要でございますけど、平成29年度の菊陽町一般会計の状況は、歳入総額172億2,098万3,000円、歳出総額159億7,424万円で、差引残額は12億4,674万3,000円となっております。このうち5億3,466万1,000円が翌年度に繰り越すべき財源となるため、実質収支額は7億1,208万2,000円の黒字となっております。繰り越すべき財源の詳細な内訳につきましては、資料8ページの表10の繰越額明細、繰越明許費及び事故繰越を御参照ください。

各年度別決算の推移については、資料2ページに掲載しているとおりでございます。

資料3ページの歳入について説明を行います。

平成29年度の菊陽町一般会計歳入決算は、予算現額は189億515万6,000円、調定額175億246万1,000円、収入済額が172億2,098万3,000円となっております。収入済額は、前年度より10億8,039万7,000円の増加となっております。詳細な内訳につきましては、表2を参照してください。

次に、本町の自主財源割合については58.29%となっております。その大半を占めます町税は40.87%であり、他市町村に比べまして割合が高い状況となっております。また、詳細な内訳につきましては、資料4ページの表3の自主財源と依存財源を御参照ください。

次に、歳入の状況を見ますと、収入未済額は2億7,552万2,000円で、不納欠損額は595万5,000円となっております。その内訳につきましては、資料4ページの表4の収入未済額の状況と、表5の不納欠損額の状況を御参照ください。

続きまして、資料5ページの町税についてでございます。調定額は72億6,848万6,000円で、前年度の67億6,987万2,000円よりも4億9,861万4,000円増加し、収入済額も70億3,878万1,000円で、前年度の65億1,723万4,000円よりも5億2,154万7,000円の増加となっております。収入率は、予算現額に対し100.61%、調定額に対し96.84%となっております。表6の過去3年間の内訳を見ますと、町民税、固定資産税、軽自動車税の徴収率は、前年度よりも微増ではありますがアップしております。

資料6ページの表7、菊陽町税収入未済額の各年度別については、記載しています表のとおりでございます。

また、平成29年度菊陽町税不納欠損額の内訳についても、資料7ページの表8のとおりでございます。

次に、資料7ページの歳出について説明いたします。

平成29年度の菊陽町一般会計歳出決算は159億7,423万9,000円で、予算現額189億515万6,000円に対し、執行率は84.5%となっております。その内訳は、記載しています表9のとおりでございます。

また、支出済額は、前年度より9億7,357万7,000円増加しています。その構成を見ますと、民生費34.35%、総務費が14.37%、次いで教育費が10.21%で高く、公債費が9.85%、衛生費が8.62%、この5項目で全歳出額の77.4%を占めております。その内訳につきましては、表9に記載しているとおりでございます。

なお、次年度への繰越額は、繰越明許費が28事業の21億7,238万8,000円、事故繰越が3事業の5,489万6,000円となっております。繰越しの詳細な内訳につきましては、資料8から9ページに記載しています表10を参照してください。

次に、資料10ページの特別会計について説明いたします。

まず、国民健康保険特別会計の概要については、平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計決算の状況は、歳入総額44億6,487万円、歳出総額42億1,331万8,000円で、差引残額は2億5,155万2,000円となっております。

各年度別決算の推移については、表11を参照してください。

歳入について。平成29年度国民健康保険税の歳入決算額は、予算現額7億1,725万2,000円に対し、収入済額は7億7,940万1,000円で、収入率は108.66%となっております。また、調定額11億625万6,000円に対して収入率は70.45%となっており、収入済額は前年度より3,253万

4,000円の増となっております。

国民健康保険税の各年度別推移表、表13を見ますと、平成29年度の収入未済額は3億1,524万6,000円で、不納欠損額は1,161万円となっております。その詳細な内訳につきましては、資料11ページの表14、表15に記載しているとおりでございます。

資料12ページの歳出の内訳でございます。平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計歳出決算は、42億1,331万8,000円に対し、執行率は97.04%であり、前年度より1億1,485万7,000円の増加となっております。その構成比を見ますと、保険給付費が57.37%、共同事業拠出金が23.38%となっております。詳細な内訳につきましては、表17に記載しているとおりでございます。

次に、資料13ページの後期高齢者医療特別会計について説明いたします。

平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計決算の状況は、歳入総額3億3,497万1,000円、歳出総額3億2,515万3,000円で、差引残額は981万8,000円となっております。

歳入につきましては、平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入決算は、予算現額3億3,308万9,000円に対し、収入済額は3億3,497万1,000円で、収入率は予算現年に対し100.57%となっております。

各年度後期高齢者医療保険料の収納状況の詳細内容につきましては、表18に記載しているとおりでございます。

歳出について。平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計の歳出決算は3億2,515万3,000円で、予算現額3億3,308万9,000円に対し、執行率は97.62%となっております。歳出の執行状況の詳細内容につきましては、表19に記載しているとおりでございます。

また、平成29年度保健事業の状況については、資料14ページの表20のとおりとなっております。

次に、資料15ページの介護保険特別会計について説明いたします。

平成29年度菊陽町介護保険特別会計決算の状況は、歳入総額24億9,359万3,000円、歳出総額23億2,287万円で、差引残額は1億7,072万3,000円となっております。

歳入につきましては、平成29年度菊陽町介護保険特別会計の歳入決算は、予算現額25億1,124万円に対し、収入済額は24億9,359万3,000円で、収入率は予算現額に対し99.3%となっております。また、調定額25億1,106万6,000円に対し、99.3%となっております。歳入の執行状況を見ますと、介護保険料で収入未済額が1,571万9,000円、409名分です、と不納欠損額175万4,000円、55名分が生じております。

各年度別介護保険料の収納状況は、表23に記載しているとおりでございます。

次に、歳出についてです。平成29年度菊陽町介護保険特別会計の歳出決算は、23億2,287万円に対し、執行率は92.5%であり、前年度の21億495万4,000円よりも2億1,791万6,000円増加しております。執行状況の詳細な内訳につきましては、表25に記載しているとおりでございます。

また、介護保険給付費の各年度別推移と要介護、要支援者数の各年度別推移につきましては

は、資料16ページの表25、26に記載しているとおります。

次に、資料17ページの土地取得特別会計について説明いたします。

平成29年度菊陽町土地取得特別会計の状況は、歳入総額102万4,000円、歳出総額102万4,000円で、差引残額は0となっています。

歳入歳出及び歳入の状況、歳出の状況の内容につきましては、ページ17に記載しているとおります。

次に、資料18ページの財産に関する調書について説明いたします。

公有財産について、総務大臣通知の「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」に基づきまして固定資産台帳を整備したことに伴い、前年度末の面積に差異が生じたため、土地につきましては22万1,170平米の減、建物につきましては889平米の減となっております。

平成29年度の詳細な内容につきましては、4行目以降に記載している内容のとおりです。

また、詳細な内訳は、表29の財産総括表（土地・建物）と表30の財産総括表（土地・建物以外）に記載しているとおりでございます。

公有財産、その他の財産のいずれにおいても、審査の結果、適正に管理運用がなされているものと認められますが、台帳精査による修正は今後とも関係課と連携をとり、整備に努めていただきたいと思います。

次に、資料19ページの基金運用状況調書について説明します。

基金の運用状況は、財政調整基金で、平成30年度事業との財源調整で決算ベース3億7,336万2,000円の増の25億459万円となっており、また減債基金は地方債の繰上償還等により2億969万6,000円減少し、3億8,855万8,000円となっております。その他、今後の施設の老朽化に伴う更新費用や施設整備のため、公共施設整備基金が1億2,477万8,000円増の5億1,321万1,000円、新たな総合スポーツ施設整備のための総合スポーツ施設整備基金が1億10万円増の5億24万円となっております。また、平成28年熊本地震からの復興のための基金を新たに整備し、9,005万1,000円を積み立てております。

特別会計においては、国民健康保険特別会計の療養給付支払等基金が1億1,000万1,000円増の1億1,099万3,000円、介護保険特別会計の介護保険給付費準備基金が1億3,212万3,000円増の2億3,578万4,000円となっています。

全17基金の増減につきましては、資料20ページの表31のとおりです。

基金の設置趣旨により適正かつ効率的に運用されているか、また計数は正確であるかについて審査した結果、いずれの基金も目的に沿った適正な運用がなされているものと認定しました。

次に、資料21ページの本町の財政構造と財政指数について説明します。

歳入ですが、①自主財源と依存財源に区分し、年度別に比較すると、表32に記載しているとおりになります。平成29年度の自主財源と依存財源の構成比は58.3%対41.7%となっており、自主財源比率が多くなっております。熊本県内の市町村及び全国平均と比べても、自主財

源の割合は高い状況となっております。

②平成29年度の経常的収入と臨時的収入の構成比は66.9%対33.1%となっており、年度別に比較しますと、資料22ページの表33に記載しているとおりととなります。

次に、23ページの歳出の構成について説明いたします。

性質別歳出決算額を、義務的経費、投資的経費、その他の経費に区分し、前年度と比較しますと、表34に記載しているとおりになります。

その内訳ですが、義務的経費が66億5,614万7,000円で、前年度と比較しますと4.63%、2億9,466万2,000円の増となっており、歳出総額に占める割合は41.7%となっております。この主たる要因は、扶助費と公債費の増であります。

次に、投資的経費は22億6,609万2,000円で、前年度と比較しますと10.28%、2億1,132万7,000円の増となっております。この主たる要因は、総合交流ターミナル施設整備事業費及び武蔵ヶ丘北小学校増築事業費の増であります。

次に、その他の経費につきましては70億5,202万円で、前年度と比較しますと4.44%、2億9,966万4,000円の増となっております。この主たる要因は、財政調整基金等への積立金の増であります。

一方、経常経費に充当された一般財源等は73億6,672万2,000円で、前年度と比較しますと2.78%、1億9,958万8,000円の増加となっております。

次に、資料24ページの財政指数について説明いたします。

健全な財政運営の要件は、収支の均衡を保持しながら、経済的変動や町民要望に対応し得る弾力性を持つものでなければなりません。普通会計における財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主要財政指標、アの財政力指数、イの経常収支比率、ウの公債費負担比率、エの標準的財政規模の各年度別推移は、表35に記載しているとおりで。

本町の29年度のアの財政力指数は0.93で、前年度から0.01ポイント増加しております。この指数が1に近いほど財政に余裕があるとされております。

また、本町の29年度のイの経常収支比率は83.9%で、前年度から1.5ポイント減少しており、類似団体との比較では6.8ポイント低くなっております。

なお、平成28年決算における類似団体の経常収支比率の平均値は90.7%となっております。

本町の平成29年度のウの公債費負担比率は13.3%で、前年度より0.8ポイント増加しておりますが、これは平成29年度に繰上償還を実施しているためで、繰上償還を除きますと10.9%で、前年度より1.6ポイントの減となります。この公債費負担比率は、一般的には、財政の硬直化を招かない15%以内の範囲が望ましいとされております。

次に、本町の29年度のエの標準的財政規模は、ここ数年は町税が増加しており、普通交付税等は減少しているものの、全体的に増加傾向にあります。

最後に、資料25ページの審査の結果と意見について説明します。

審査に付されました平成29年度の一般・特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収

支に関する調書及び財産に関する調書、基金運用状況調書は、関係法令に準拠して作成されています。上記書類の記載の計数は、関係諸帳簿や証憑書類等と照合し、金融機関残高証明の金額とも合致したため、予算執行及び関連事務処理は適正に行われていると認定しました。また、個別的な細部の指摘及び是正事項につきましては、例月出納検査、定期監査を含め、その都度、協議、改善を指導しております。

一般・特別会計の予算執行に関する総括的意見としまして、財政運営は適正に運営されているものと認識しております。これに連動し、財政運営の実態を表した財政構造、財政指数については、多少数値に増減はあるものの、過去の数値推移から問題はないものと判断しています。

財産や基金に関する運用状況は、行政財産の取得、処分及び債権、物品の移動等について、関係台帳や証憑類と照合し、適切な管理運営がなされているものと認められます。ただ、平成28年4月に発生しました熊本地震などから完全に復興したとは言えないため、今後の財政運営も慎重にお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 代表監査委員の決算審査の報告を終わります。

代表監査委員には、決算審査の結果説明お疲れさまでございました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時9分

再開 午前11時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成29年度決算認定の件については、各課長に説明を求めますが、決算については、この後、各委員会に付託を予定しております。質疑については、総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 認定第1号 平成29年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第10、認定第1号平成29年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） おはようございます。

それでは、認定第1号平成29年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

本件につきましては、本日、代表監査委員から決算審査報告がなされ、また、議長が今申されましたように各委員会に付託される予定ですので、詳細につきましては、その際、各担当課

から説明させていただきます。

関係書類は、歳入歳出決算書、主要な施策の成果及び引き上げ分の地方消費税収入の用途並びに平成28年熊本地震関係経費、財産に関する調書及び基金運用状況調書、それから本日代表監査委員から報告がありました決算審査意見書、さらに添付資料として歳入歳出決算参考資料の5種類になります。

財政課からは、添付資料の歳入歳出決算参考資料を用いまして、歳入歳出の款、項の区分の主なものについて、収入済額または支出済額の前年度との比較を中心に御説明申し上げ、その後で歳入歳出決算書によりポイントとなります項目を御説明いたします。

なお、御質問に対しましては担当課長等がお答えしますので、よろしく願いいたします。

それでは、歳入歳出決算参考資料の1、2ページをお開きください。

まず、歳入ですが、予算現額及び調定額については省略させていただき、平成29年度の収入済額について、前年度との比較を中心に説明させていただきます。

款の1町税は、収入済額が70億3,878万1,133円で、前年度との比較は5億2,154万7,240円、8.0%の増となりました。歳入合計に占める構成比率は40.9%で、一番高い比率です。

その中で、項の1町民税は31億1,192万9,510円で、5億6,096万7,730円、22.0%の増となりました。個人町民税、法人町民税ともに増加しています。

項の2固定資産税は34億6,107万3,440円で、3,360万9,029円、1.0%の減となりました。このうち、土地、建物は増加、償却資産は減少しています。

款の2地方譲与税は1億9,871万1,000円で、269万2,000円、1.4%の増となりました。地方譲与税は、国税として徴収され、都道府県及び市町村に一定の基準をもって譲与されるもので、項の1地方揮発油譲与税は減少、項の2自動車重量譲与税は増加、項の3航空機燃料譲与税も増加しました。

款の6地方消費税交付金は7億6,337万9,000円で、6,517万1,000円、9.3%の増となりました。平成26年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられ、このうちの地方消費税率が1%から1.7%に引き上げられています。

なお、引き上げ分の地方消費税収入の用途については、関係書類の主要な施策の成果及び引き上げ分の地方消費税収入の用途並びに平成28年熊本地震関係経費に整理しております。

款の12地方交付税は4億6,630万7,000円で、2億780万6,000円、30.8%の減となりました。このうち、普通交付税が1億2,822万4,000円減の2億9,320万9,000円、特別交付税が7,958万2,000円減の1億7,309万8,000円になります。

款の14分担金及び負担金は3億5,627万5,349円で、665万1,704円、1.8%の減となりました。保育料をはじめとする児童福祉費負担金が約90%を占めております。

款の16国庫支出金は24億2,226万1,063円で、3億1,917万4,671円、11.6%の減となりました。構成比は14.1%で、2番目に高い比率です。

そのうち、項の1国庫負担金は7,408万1,656円、4.4%の減、項の2国庫補助金は2億

4,586万1,276円、23.1%の減になります。減少の要因は、保育所等整備交付金や災害廃棄物処理事業、小・中学校、公共土木施設、農林業施設の災害復旧事業の減が大きく影響しております。

款の17県支出金は15億6,754万6,718円で、9,014万3,701円、6.1%の増となりました。主な要因は、被災農業者向け経営体育成支援事業、平成28年熊本地震復興基金交付金の増が大きく影響しております。

款の18財産収入は5億4,699万5,020円で、4億4,446万6,753円、433.5%の増となりました。主な要因は、原水工業団地と第二土地区画整理地区の土地売却収入の増になります。

次の3、4ページをお開きください。

款の20繰入金金は5億5,923万1,000円で、1億4,943万1,018円、21.1%の減となりました。財政調整基金繰入金金の減によるものになります。

款の21繰越金は、11億3,992万3,663円で、3億5,213万6,664円、44.7%の増となりました。この中には、繰越明許費分の繰越金が含まれております。

款の22諸収入は2億2,435万4,419円で、1億2,049万8,659円、116.0%の増となりました。主な要因は、財団法人熊本県市町村振興協会市町村交付金と町村有建物災害共済金の増になります。

款の23町債は16億3,450万円で、1億7,190万円、11.8%の増となりました。構成比は、3番目に高い9.5%を占めています。主なものは、臨時財政対策債、総合交流ターミナル整備事業債、菊陽北小、菊陽西小、武蔵ヶ丘北小及び武蔵ヶ丘中学校施設整備事業債、小学校空調設備設置事業債、災害対策債になります。

以上、歳入合計は、平成28年度からの繰越分を含めて172億2,098万3,394円となり、前年度から10億8,039万7,109円、6.7%の増となりました。

5、6ページをお開きください。

次は、歳出になります。

款の1議会費は、支出済額が1億2,028万3,434円で、前年度との比較は344万9,234円、2.8%の減となりました。

款の2総務費は22億9,587万4,191円で、4億5,563万2,892円、24.8%の増となりました。歳出合計における構成比は14.4%を占めています。増加した主な理由は、項の1総務管理費の中で財政調整基金積立金、公共施設整備基金積立金、平成28年熊本地震復興基金積立金の増になります。

款の3民生費は54億8,738万6,893円で、6,209万6,792円、1.1%の増となりました。歳出合計における構成比は34.4%と、最も高い比率となっています。

項の1社会福祉費は23億5,854万94円で、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金や障害者福祉費の扶助費、被災住宅応急修理補助金、臨時福祉給付金などが主なものです。

また、項の2児童福祉費は31億2,884万6,799円で、中部小、西小放課後児童クラブ建設工事、児童手当、保育園費などが主なものです。

款の4衛生費は13億7,621万6,967円で、3億6,649万2,122円、36.3%の増となりました。子ども医療費助成や予防接種委託料、菊池環境保全組合負担金などが主なものであり、また、災害ごみ処理、損壊家屋解体撤去委託料について、平成28年度では款の9消防費に計上しておりましたが、平成29年度には款の4衛生費に計上したため、ごみ収集運搬等委託料が増となっております。

款の5労働費は295万862円で、3万5,459円、1.2%の減となりました。勤労青少年ホームと働く婦人の家の管理運営費になります。

款の6農林水産業費は5億4,267万1,096円で、1億9,668万9,765円、56.8%の増となりました。総合交流ターミナル整備事業の増が影響しております。

款の7商工費は2億9,735万1,678円で、1億2,275万285円、70.3%の増となりました。工場等立地促進補助金の増が影響しています。

款の8土木費は12億7,030万6,825円で、1億2,039万7,800円、10.5%の増となりました。主な理由は、被災宅地復旧支援事業補助金、復興基金、区画整理事業、古閑原団地建設事業などの増によるものです。

款の9消防費は8億3,011万3,328円で、6億4,012万8,341円、43.5%の減となりました。主なものでは、繰越明許費分の緊急災害対策事業、災害ごみ処理、家屋解体等、菊池広域連合負担金になります。

款の10教育費は16億3,083万7,450円で、3億5,373万5,731円、27.7%の増となりました。歳出合計における構成比は10.2%を占めています。主な理由は、菊陽南小学校空調整備事業や菊陽北小学校大規模改造事業、菊陽西小学校給食室増築改築事業、武蔵ヶ丘北小学校増築事業などが増加したことによります。

款の11災害復旧費は5億4,623万8,913円で、3億8,640万9,264円、41.4%の減となりました。平成28年熊本地震による災害復旧費事業分になります。

款の12公債費は15億7,400万7,907円で、3億2,580万3,833円、26.1%の増となりました。主な理由は、原水工業団地用地分として起債した第三セクター等改革推進債を繰上償還したことによる増です。公債費の内訳は、元金が14億5,072万6,718円、利子が1億2,328万1,489円になります。

なお、平成29年度末の地方債現在高は、一般会計で163億6,128万円となり、臨時財政対策債や災害復旧債などの借入れにより、前年度末から約1億8,377万円増加しました。

最後は、款の14予備費で、支出済額はありますが、他の款項に充当しており、決算書に充当先を記載していますので、後ほど御説明いたします。

以上、歳出合計は、平成28年度からの繰越し分を含め159億7,423万9,544円で、前年度から9億7,357万6,922円、6.5%の増となりました。

以上で参考資料による説明を終わりました、次に歳入歳出決算書の中でポイントなります項目を説明いたします。

歳入歳出決算書を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから、2の事項別明細書を11ページから、最後に3の実質収支に関する調書を253ページに掲載しています。

それでは、1、2ページをお開きください。

まず、歳入歳出決算書の歳入ですが、収入済額は先ほど説明したとおりです。

次に、不納欠損額についてですが、款の1町税にあります。また、収入未済額は、款の1町税と款の14分担金及び負担金、款の15使用料及び手数料、款の22諸収入にあります。

なお、町税に係る徴収率や不納欠損処分の内訳などについては、監査委員の決算審査意見書にも一覧として整理されています。

右欄の予算現額と収入済額との比較の項目を御覧ください。数値がマイナス、△表示となっているものは、一番下の款の16国庫支出金、次の3、4ページをお開きいただき、款の17県支出金及び款の23町債で、これは平成30年度への繰越明許費、事故繰越しに係る財源の未収入額などになります。

5、6ページをお開きください。

次は、歳出になります。支出済額等は先ほど説明したとおりですので、省略させていただきますが、6ページ中央の列の翌年度繰越額は繰越明許費、事故繰越しでありまして、6月議会において繰越明許費に係る繰越計算書、事故繰越しに係る繰越計算書で報告させていただいた内容になります。

なお、監査委員の決算審査意見書にも一覧として整理されています。

10ページをお開きください。

ここからは決算の認定をいただくための書類であります事項別明細書になります。大まかな内容は、先ほど歳入歳出決算参考資料で説明いたしましたので、省略させていただきますが、記載項目等について説明させていただきます。

11、12ページをお開きください。

まず、歳入ですが、款項目ごとに予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、さらに備考欄に細節や金額などを記載しております。

少し飛びますが、45、46ページをお開きください。

次は、歳出になります。款項目ごとに予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、さらに備考欄に細節や金額などを記載しています。

以上、事項別明細書の項目を申し上げましたが、歳入歳出の詳細な内容につきましては、各委員会に付託される予定ですので、その際、各担当課から詳しく説明させていただきます。

次に、最後の方の249、250ページをお開きください。

款の14予備費については、支出済額はありますが、249ページの右から2番目の列の予備費支出及び流用増減に記載のとおり、1,858万7,000円を充当しました。内訳は、250ページと252ページの備考欄に記載のとりの科目に充当しています。

最後に、253ページをお開きください。

このページは実質収支に関する調書で、単位は1,000円となります。

1の歳入総額172億2,098万3,000円に対し、2の歳出総額が159億7,424万円ですので、3の歳入歳出差引額は12億4,674万3,000円となります。ただし、4の翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額の5億2,181万4,000円と事故繰越し繰越額1,284万7,000円の計5億3,466万1,000円が必要ですので、5の実質収支額は7億1,208万2,000円となります。

なお、一般会計を含みます普通会計における財政指標などにつきましては、監査委員の決算審査意見書に記載されていますので、後ほど御覧いただければと存じます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで認定第1号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 認定第2号 平成29年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第11、認定第2号平成29年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） 認定第2号平成29年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけていますが、この特別会計は用地先行取得事業に係る歳入歳出を経理するものです。また、1枚めくっていただきますと、平成29年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算書をつけています。

決算の内容は、歳入歳出決算事項別明細書で説明いたします。

7、8ページをお開きください。

まずは歳入ですが、款の1財産収入、項の1財産運用収入、目の1基金運用収入は、収入済額が1万8,975円で、土地開発基金の利子になります。

款の2繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金は、収入済額が100万4,807円で、（仮称）光の森多目的広場の維持管理費分を一般会計から繰り入れて財源を確保したものです。

以上、歳入合計は、収入済額が102万3,782円となります。

次の9、10ページをお開きください。

次は、歳出になります。

款の1土地開発基金積立金は、支出済額が1万8,975円で、歳入で受け入れた土地開発基金の利子を積み立てたものです。

款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の3土地・建物管理費は、(仮称)光の森多目的広場の維持管理費に100万4,807円を支出しました。

以上、歳出合計も102万3,782円となりました。

11ページをお開きいただき、実質収支に関する調書ですが、歳入歳出差引額は0円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も0円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(渡邊裕之君) 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡邊裕之君) 質疑なしと認めます。

これで認定第2号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 認定第3号 平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長(渡邊裕之君) 日程第12、認定第3号平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長(東 桂一郎君) 認定第3号平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけています。その次が、平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書になります。

歳入歳出決算書を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから、2の歳入歳出決算事項別明細書を7ページから、最後に3の実質収支に関する調書を29ページに掲載しています。

国民健康保険特別会計の決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託される予定ですので、1の歳入歳出決算書で款項の主なものについて御説明させていただきます。

それでは、決算書の1ページと2ページを御覧ください。

まず、歳入になりますが、予算現額及び調定額については省略させていただきます、収入済額を

中心に主なものについて御説明いたします。

款の1国民健康保険税は7億7,940万1,018円で、前年度より3,253万3,556円の増となりました。不納欠損額は1,160万9,738円、収入未済額は3億1,524万5,629円になります。

なお、国民健康保険税の現年課税分の収納率は93.0%になります。

款の5国庫支出金、項の1国庫負担金は6億5,393万2,379円で、療養給付費等、高額医療費共同事業、特定健康診査等に対する国庫負担金になります。

項の2国庫補助金は3億4,860万9,000円で、普通調整交付金と特別調整交付金などになります。

款の6療養給付費等交付金は1億4,962万1,362円で、退職被保険者に係る医療給付費に対して社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

款の7前期高齢者交付金は8億8,790万7,756円で、社会保障診療報酬支払基金から、国保被保険者のうち65歳から74歳までの前期高齢者分として交付されるものであります。

款の8県支出金、項の1県負担金は2,467万5,218円で、高額医療費共同事業と特定健康診査等に対する負担金になります。

項の2県補助金は2億3,413万4,000円で、普通調整交付金と特別調整交付金になります。

款の10共同事業交付金は9億1,708万272円で、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業に対する交付金になります。

款の13繰入金は、一般会計から法定分繰入れとして2億5,219万5,156円を繰り入れました。

なお、国保財政調整のための法定外繰入金はございません。

款の14繰越金は2億26万3,643円で、平成28年度からの繰越金になります。

以上、歳入合計は、収入済額が44億6,487万502円となり、不納欠損額1,160万9,738円、収入未済額3億1,677万7,208円となりました。

続きまして、3ページと4ページをお開きください。

次は、歳出になります。予算現額については省略させていただき、支出済額について主なものを御説明いたします。

款の2保険給付費、項の1療養諸費は21億2,137万8,636円で、療養給付費と療養費になります。

項の2高額療養費は2億7,920万6,187円で、1か月の医療費が自己負担限度額を超えた場合に、超えた額を高額療養費として給付するものであります。

項の4出産育児諸費は1,593万5,183円で、国保被保険者の出産育児一時金になります。

款の3後期高齢者支援金等は4億3,589万4,425円で、後期高齢者医療制度に対する支援金として、社会保険診療報酬支払基金に拠出するものであります。

款の6介護納付金は1億5,708万7,215円で、40歳から65歳未満の方の介護保険分として、社会保険診療報酬支払基金に納付するものであります。

款の7共同事業拠出金は9億8,516万1,417円で、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定

化事業に対する国保連合会への拠出金であります。

款の8保健事業費、項の1特定健康診査等事業費は2,039万9,576円で、生活習慣病に関する特定健康診査及び特定保健指導の費用であります。

項の2保健事業費は2,004万3,255円で、人間ドック補助金など、被保険者の健康保持、増進のための費用であります。

款の9基金積立金は1億1,000万249円で、平成30年度からの新たな国保制度による国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の不足など、財政運営に支障が生ずる場合に備えて国保財政調整基金として積み立てています。

款の11諸支出金は4,463万7,884円で、過年度分の療養給付費国庫負担金の返還金などになります。

以上、歳出合計は、支出済額が42億1,331万8,318円となりました。

最後に、29ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

1の歳入総額が44億6,487万円に対し、2の歳出総額が42億1,331万8,000円ですので、3の歳入歳出差引額は2億5,155万2,000円となります。また、4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、5の実質収支額も2億5,155万2,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで認定第3号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 認定第4号 平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第13、認定第4号平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 認定第4号平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけています。その次が、平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書になります。

歳入歳出決算書を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから、2

の歳入歳出決算事項別明細書を7ページから、最後に3の実質収支に関する調書を15ページに掲載しています。

後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託される予定ですので、1の歳入歳出決算書で款項の主なものについて御説明させていただきます。

それでは、決算書の1ページと2ページを御覧ください。

まず、歳入になりますが、予算現額、調定額については省略させていただき、収入済額を中心に主なものについて御説明いたします。

款の1後期高齢者医療保険料は2億3,837万7,020円で、前年度より1,945万4,460円増となりました。不納欠損額は24万3,340円、収入未済額は163万1,480円になります。

なお、後期高齢者医療保険料の現年度分の収納率は99.7%になります。

款の4繰入金は、一般会計からの繰入金7,997万6,619円で、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金になります。

款の5繰越金は827万5,681円で、平成28年度からの繰越金になります。

款の6諸収入は830万6,965円で、熊本県後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金や健診受託事業収入になります。

以上、歳入合計は、収入済額3億3,497万1,325円となり、不納欠損額24万3,340円、収入未済額163万1,480円となりました。

続きまして、3ページと4ページをお開きください。

次は、歳出になります。予算現額については省略させていただき、支出済額について主なものを御説明いたします。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金は3億1,223万608円で、前年度より1,910万5,031円の増となりました。

款の3保健事業費は809万1,145円で、健診費用負担金や人間ドック補助金などになります。

以上、歳出合計は、支出済額が3億2,515万2,884円となりました。

最後に、15ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

1の歳入総額が3億3,497万1,000円に対し、2の歳出総額が3億2,515万3,000円ですので、3の歳入歳出差引額は981万8,000円となります。また、4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、5の実質収支額も981万8,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで認定第4号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第14 認定第5号 平成29年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について**

○議長（渡邊裕之君） 日程第14、認定第5号平成29年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（宮川照之君） 認定第5号平成29年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけています。その次が、平成29年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算書になります。

歳入歳出決算書を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから、2の歳入歳出決算事項別明細書を6ページから、最後に3の実質収支に関する調書を31ページに掲載しています。

介護保険特別会計の決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託される予定ですので、1の歳入歳出決算書で款、項の主なものについて御説明させていただきます。

それでは、決算書の1ページと2ページを御覧ください。

まず、歳入になりますが、予算現額及び調定額については省略させていただき、収入済額を中心に主なものについて御説明いたします。

款の1、第1号被保険者である65歳以上の方の保険料収入は5億4,561万3,901円で、前年度より4,099万6,871円の増となりました。不納欠損額は175万4,180円、収入未済額は1,571万9,149円になります。

なお、介護保険料現年分の収納率は96.9%になります。

款の4国庫支出金、項の1国庫負担金は4億182万9,541円で、介護給付及び予防給付に対する国の負担金になります。

項の2国庫補助金は1億2,652万1,290円で、財政調整交付金と介護予防事業、包括的支援事業の補助金になります。

款の5支払基金交付金、項の1支払基金交付金は5億8,975万3,841円で、第2号被保険者である40歳から64歳までの分28%を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

款の6県支出金、項の1県負担金は3億3,533万8,897円で、介護給付及び予防給付に対する県の負担金になります。

項の2県補助金は1,715万3,520円で、介護予防事業、包括的支援事業の補助金になります。

款の9繰入金は、介護給付及び予防給付に対する町負担金として、一般会計から3億805万7,600円を繰り入れました。

以上、歳入合計は、収入済額が24億9,359万3,644円となり、不納欠損額175万4,180円、収入

未済額1,571万9,149円となりました。

続きまして、3ページと4ページをお開きください。

次は、歳出になります。予算現額については省略させていただき、支出済額について主なものを説明いたします。

款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費は20億654万2,546円で、介護給付に対する費用になります。

項の3高額介護サービス等費は4,261万6,679円で、要介護者等が1か月に支払った利用者負担が一定の上限額を超えたときに払い戻されるものです。

款の4地域支援事業費、項の1介護予防・生活支援サービス事業費は6,001万6,607円で、介護予防に関する啓発や通所による運動教室を行う事業費です。

項の3包括的支援事業・任意事業費は4,035万9,537円で、高齢者が住みなれた地域で暮らすために、総合相談や権利擁護などを行う事業費です。

以上、歳出合計は、支出済額が23億2,287万276円となりました。

最後に、31ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

1の歳入総額が24億9,359万3,000円に対し、2の歳出総額が23億2,287万円ですので、3の歳入歳出差引額は1億7,072万3,000円となります。また、4の翌年度へ繰り越す財源はありませんので、5の実質収支額も1億7,072万3,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで認定第5号についての質疑を終わります。

以上、認定第1号から認定第5号までの質疑を終わります。

これから委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定によって、認定第1号から認定第5号は、議席に配付しました委員会付託予定表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定）

○議長（渡邊裕之君） 日程第15、承認第10号専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定）を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○土木部次長兼建設課長（小野秀幸君） 承認第10号、専決処分した事件について御説明いたします。

本件は、道路管理瑕疵による破損事故の発生に伴い、早急に損害賠償額を決定し、相手方と示談を進めなければならず、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

内容については、別紙専決処分書により御説明いたします。

2枚目を御覧ください。

専決第10号。専決処分書。専決処分日は平成30年10月1日。

1、事故発生日時、平成30年7月7日土曜日午後5時ごろ。

2、事故発生場所、記載のとおりでございます。

3、相手方住所氏名、記載のとおりでございます。

4、事故の概要であります。長塚団地南側の町道古閑原上堀川線において軽自動車で行中、道路上の水たまりになっていた陥没箇所を通過した際に、その衝撃により左後輪のタイヤがパンクしたものでございます。

5、損害賠償の額、3,617円でございます。

なお、この額を支払うことにより、双方は本件に関し、今後一切の請求、異議の申し立てはしないということが和解の内容でございます。

また、10月1日に示談交渉の中で相手方から損害賠償額の同意をいただきましたが、12月定例会まで期間があり、その間、損害賠償額が支払われないことから、同意日をもって専決処分したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 一、二点、お尋ねをいたします。

今回の支払い事案に対してはこれでいいかなと思いますが、前回の9月議会でも同じ、で、同じ場所での事故ですね。今までずっと、町道に関する事故の賠償というのが続いております。今後の町の方針として、町道の安全確認をどのようにしていくのか、その方針をまず伺いたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○土木部次長兼建設課長（小野秀幸君） 今後の方針であります、道路の陥没箇所については、職員によるパトロール、また青色パトロール、スクールパトロール、また地元区長さんからの通報を受けて対応してきているところがございます。それ以上の強化を図るために、地元の建設業協会に11月1日より道路パトロールについての業務を委託してるところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第10号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、承認第10号は原案のとおり承認されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時14分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成30年12月5日（水）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(平成30年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成30年12月5日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |        |     |         |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番  | 矢野厚子君  | 2番  | 大久保輝君   |
| 3番  | 阪本俊浩君  | 4番  | 西本友春君   |
| 5番  | 那須真理子君 | 6番  | 佐々木理美子君 |
| 7番  | 中岡敏博君  | 8番  | 吉山哲也君   |
| 9番  | 北山正樹君  | 10番 | 布田悟君    |
| 11番 | 石原武義君  | 12番 | 岩下和高君   |
| 13番 | 大塚昇君   | 14番 | 川俣鐵也君   |
| 15番 | 上田茂政君  | 16番 | 小林久美子君  |
| 17番 | 甲斐榮治君  | 18番 | 渡邊裕之君   |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高木定伸君  
書記 山川真喜子君  
書記 益満基君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                |       |                |       |
|----------------|-------|----------------|-------|
| 町長             | 後藤三雄君 | 副町長            | 吉野邦宏君 |
| 教育長            | 上川幸俊君 | 教育部長           | 安武卓明君 |
| 総務部長           | 阪本浩徳君 | 福祉生活部長         | 阪本章三君 |
| 健康保険部長         | 服部誠也君 | 経済部長           | 士野公典君 |
| 土木部長           | 大山陽祐君 | 会計管理者兼<br>会計課長 | 市原憲吾君 |
| 総務課長           | 板楠健次君 | 総合政策課長         | 中島秀樹君 |
| 総務部次長兼<br>財政課長 | 西本一浩君 | 総務部次長兼<br>税務課長 | 酒井章彦君 |
| 人権教育・啓発課長      | 古賀直之君 | 東部町民センター所長     | 西本俊子君 |
| 福祉課長           | 相馬仙助君 | 子育て支援課長        | 内藤優誠君 |
| 町民課長           | 渡辺博和君 | 健康・保険課長        | 東桂一郎君 |
| 介護保険課長         | 宮川照之君 | 農政課長           | 山川和徳君 |
| 商工振興課長         | 川上一弘君 | 土木部次長兼<br>建設課長 | 小野秀幸君 |

都市計画課長 井 芹 渡 君  
環境生活課長 丸 山 直 樹 君  
学 務 課 長 矢 野 信 哉 君  
図 書 館 長 川 端 慎 一 君

下水道課長 矢 野 和 幸 君  
総務課総務法制係長 小 泉 秀 和 君  
生涯学習課長兼 梅 原 浩 司 君  
中央公民館長  
農業委員会事務局長 鍋 島 二 郎 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 皆さん、おはようございます。

今日はたくさん傍聴見えてらっしゃって、少し緊張しております。特に今日は更生保護女性会の皆さんがおいでになっておりますが、研修にこの傍聴を当てていただきまして大変ありがとうございます。

ちょうど私が3期目のもう終わりに近づいてますけれども、今日は46回目の一般質問になります。ですが、トップバッターは初めてであります。ちょっと緊張しております。今回のこの議会は町長選挙後、初めての議会であります。町長選挙について後藤町長も何度か町長選挙の結果について触れられて、大変厳しい戦いをしたということと、それからいろいろ自分としては説明を尽くしてきたつもりであるけれども、町民の皆さんからはまだ足りんと、もうちょっといろいろ要望を聞けというふうな声も聞いたというふうなこともおっしゃっております。そういうことが今後の町政に生かされていくことを望みたいと思います。まずは、当選おめでとうございます。選挙が終われば、もう全てこれはノーサイドであります。勝った側も、それからそうでなかった側も、あとはやはり町民のために一生懸命に公平公正な町政を進めていくということが民主主義のルールではないかと思えます。町長もひとつ元気を出して今後取り組んでいただきたい、期待したいと思います。

今回は、私が今後町政の中で重要だと思われることについて幾つかを取り上げて一般質問を行います。時間が限られておりますので、答弁なさる方は簡潔かつ明確に御答弁をいただきたい。今回は、深く掘り下げた質問ではなくて、今後菊陽町が直面する比較的大きな事業について、これまでずっと問題になりましたが、手順を丁寧にして、よりよく意見を広く聴取して、そして計画を豊かにするその取っかかりになるように、そういう配慮のもとに今日の一般質問を行いたいと思います。町長の選挙の総括にもありましたように、情報をしっかり開示して町民の意見に耳を傾けるということが町政の出発点ではなかるかというふうに思いますので、そういう立場で今日は一般質問を行いたいと思います。

質問については質問席で行います。よろしくお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） お手元にあるとおりの順序で参りますが、まずは防災広場及び（仮称）

光の森多目的広場について質問を行いたいと思います。

これはもう既に2ヘクタールについては防災広場というふうに決定をしております。ただ、あと1ヘクタールについてはこれはまだ（仮称）光の森多目的広場のままでございますので、こういう呼び方をしております。

最初に、通常の利用の範囲をどう考えているかと、これは町民の皆さんに町が説明をされたときに一番強く出てきた意見だというふうに私は受け取りました。防災広場であるけれども、通常どういうふうにご利用していくのかという点をしっかり考えてくれという意見であったと思います。これは、同じ質問を9月議会でもやりました。板楠課長から答えていただきましたが、そのときの要点を申し上げますと、この防災広場というのは一時的な緊急避難場所と位置づけているということが1点ですね。それから、光の森町民センター、あるいは指定避難所、小・中学校の体育館との連動を考慮しながらここを設置しておるといった答えだったと思います。小・中学校には今後冷暖房を設置したいと、体育館ですね、体育館には冷暖房を設置したいと。計画にありますこの避難室については、平常時は会議室として使ってよろしいと。それから、広場ですね、これは地域のイベントとして利用を可能にしたいと。遊具については、要望があったので検討をします。それから、周囲には歩道を設けると。大体こういったことが9月議会の返答ではなかったかというふうに覚えております。地震というのは、予測できませんが、頻発するものではありません。あと、菊陽町の場合には風水害が考えられますけれども、この風水害でのこの広場の活用というのはちょっと頻度がそんなに高くないんじゃないかというふうに考えられます。町民の皆さんの関心は、この広場を通常どのように活用するか、そういうことなので、私としては公園に防災機能をつけるという考え方でよかったのではないかというふうに思います。しかし、これはもう防災広場というふうにして決定をしておりますので、その方向で質問をいたしますが、広場、今のその用途の件ですね、まずはどういう用途の範囲を考えておられるのか、例えばほかの公園からしますと、許可するスポーツとか、許可しないスポーツとか、そういうものもあるかと思いますが、その辺についてお聞かせいただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

御質問は、災害時以外の平時の利用の範囲だと思いますけれども、この件に関しましては、これまで答弁をしてきましたとおり防災機能を高める整備を行いながら現在の利用形態を維持し利便性を高めるということでございます。グラウンド面は広場としてグラウンドゴルフ、ウォーキング、ランニング、軽スポーツや地域のレクリエーション活動、屋外イベントなどの利用を想定しております。また、芝生で整備することとしましたので、公園的な憩いの広場として若い家族連れなどにも幅広く利用していただけるものと思っております。防災訓練や消防団の行事などもこの広場で開催し、町民の防災意識を高めるための活用も行ってまいりたいというふうに思っております。また、9月議会でも申し上げましたけれども、防災備蓄棟に関しては、一時避難室は会議室として利用できますし、駐車場を整備することから地域のイベントな

どもにも利用できると考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 大体今聞いたようなことだろうと想像はしてはしておりましたが、許可しないものとしては何か考えてありますか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） スポーツの大会等は想定しておりません。競技としての大会は想定しておりませんし、サッカーとか野球とかそういった競技の大会ですね、こういったのは現在杉並木公園のスポーツ広場もありますし、町民グラウンド等もございますので、そちらの方で大会等は行っていただき、こちらの方はそういった競技としての活用はしないということで想定しております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） その点大体分かりました。いずれまたこれは詳しい使用規定等が出てくると思いますけれども、それでまた見てみたいと思います。

あと、この広場の管理運営体制ですね、今どの自治体も高度成長期に敷設をした、例えば道路、橋梁、橋ですね、それから建物、上下水道、こういったインフラが非常に老朽化して、その維持と老朽化対策に大変お金を使わなくちゃいけないという事態が生じておりますが。それはそれとして、もう一つ何かをつくると必ずそこに維持管理費というのが出てまいります。そのことも想定した上でこれはやはり計画しなけりゃいけないんじゃないかと思いますが、維持管理、運営体制についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

管理体制につきましては防災主管課であります総務課を中心として行い、運営に関しては今後効率的で効果的な体制を検討してまいりたいと思っております。また、ランニングコストにつきましても、できるだけかからないよう検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） これも後ほど使用規定の中で出てくるとは思いますが、総務課ということは、要するに例えば直接の申し込み等については西部町民センターを通じてということでしょうか、それが1つと。それから、管理運営経費についてはまだ具体的に考えていないということですかね。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） まず、防災の備蓄棟に関しましては、こちらは物資等の関係がございますので、こちらの管理は総務課の方で考えているということでございまして。それと、貸し出し等について今のところまだ、今の段階では検討中ということでございます。

(17番甲斐榮治君「それと、経費、管理運営費」の声あり)

あ、こちらにつきましても、こういったやり方があるか、効率的なやり方があるかということを検討しているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 大体どのぐらいかかるというふうに考えていらっしゃいますか、管理運営経費については。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） まだ検討の段階ですので、お答えできません。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 本来はやはりそこまで、大体その概算でいいですから含めていろんな計画をするときにも考えるというのが今後の方向じゃなかろうかというふうに思います。それは指摘にとどめておきます。

それから、この防災広場の中央部分ですね、大部分のところですけども、広場の部分です、これは今度の計画では芝を張るようなことになっておりますが、これまでの討論の段階では、ヘリコプターの発着、それから車中泊に対する対応、それから自衛隊による給水、それから仮設風呂の設置等のことを町としてはいろいろ言われておりましたが、随分矛盾するところもあります。一方が立てれば一方が立たないところもありますので、この辺は一体どういうふうに整理されたのか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 今、いろいろその活用の仕方と申しますか、利用の仕方について言われましたけれども、その災害の状況によって使い方と申しますか、が変わってくるというふうに思っております。例えばヘリコプターがおりるなら車中泊として使えないじゃないかとか、そういうこともありますけれども、その時々状況によってその使い方というのは変わってくるというふうに思っております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） ここでいろいろ言っても深くはならないと思いますが、例えばその車中泊にしても下が芝生ということでその傷みもあるでしょうし、その辺については考えていらっしゃいますか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 災害時は、一番は生命ですね、こちらをいかにして守るかということだろうというふうに思いますので、そういった場合に芝生が傷むということもあるかもしれませんが、災害で安全を第一に使うということが一番だろうというふうに思います。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） では、次に移ります。4番目です。(4)番目になりますが。

(仮称) 光の森多目的広場の東側1ヘクタールですね、今までは2ヘクタールのお話をしましたが、東側の1ヘクタールの活用をどう考えているか、これも前から質問をしてる事です。9月議会での町の答弁は、仮設住宅住民への配慮もあってまだ具体的に何の構想もないと、それから現在その仮設住宅の入居者は5月末現在で9世帯24人いらっしゃる、そういう状況で、一応の期限が来年7月ですかね、だけでも仮設住宅の住民がいらっしゃる、この1ヘクタールについては何の構想も今していないということでしたけれども。仮設住宅の住民の方への配慮は当然であろうというふうに思いますが、西側の2ヘクタールを防災公園にするというその決定の際にまるで1ヘクタールのことを考えなかったのかどうかですね、あとの1ヘクタールを。考えたけれども、今言ったような配慮上言及を避けたのか。ここは一等地ですので、今その3分の2、2ヘクタールとの関連も考えるというのが通常の私はないかというふうに思いますが。もう一回質問し直します。考えたけれども、その仮設住宅の住民の方への配慮から言わないのか、全く考えてないのか、どちらでしょう。

○議長(渡邊裕之君) 総務課長。

○総務課長(板楠健次君) こちらの方は、まず2ヘクタールというのは国庫補助の関係もありまして2ヘクタールということをごさいます、このまず2ヘクタールの広場の整備をしながら、もう一方の1ヘクタールについては、その広場の整備を進めながらもう一方の方は検討するというごさいます、今のところどういったことにするかというのは決めておりませんが、そちらの方はじっくり2ヘクタールの工事を進めながら検討してまいるということをごさいます。

○議長(渡邊裕之君) 甲斐榮治君。

○17番(甲斐榮治君) 要するに、考えてないということですね、1ヘクタールについては。現時点で何も考えてないということですね。

○議長(渡邊裕之君) 総務課長。

○総務課長(板楠健次君) 今のところどうするかというのは決めておりません。

○議長(渡邊裕之君) 甲斐榮治君。

○17番(甲斐榮治君) これも押し問答になると思いますが、3ヘクタールの土地があるわけですから、やはりそれを統一的に運用するというのが一般的な考え方ではないかというふうに思います。だけど、実際にはあとの1ヘクタールについては何も考えてないと、そのことを確認するに止めておきたいと思います。

あと、この1ヘクタールについて民間資金ですね、町の財政との関連で民間資金の導入による公共施設というのは考えられないかと、これも9月の一般質問で質問しております。そのときの町の答えは、これは公共用地先行取得等事業債で購入した土地であるということが1点ですね。いろいろ言われましたけれども、結論からいけば、民間資金の活用についてはPFI法があって、それに基づく公共施設の設備をつくることは制度としては存在するということが1点ですね。それから、2ヘクタールの部分、今さっき議論しました2ヘクタールについては

もう既に整備方針を決めておると、町の資金でやるというふうに決めておるので民間資本の活用はないと。それから、残りの1ヘクタールについては民間資本の活用も含めて検討したい。もう一回私確認しましたけれども、民間資本の活用は可能性はないではないというそういうお答えでした。これも、町の将来的な財政を考えて申し上げるんですけれども、この答弁のとおり確認していいですか、可能性はないではない。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） この点につきましては、9月議会でお答えしておるとおりで、民間資本を活用した公共施設設置の可能性ということですが、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法に基づく公共施設の整備等は制度としてはございます。今後どのように整備するかを検討していく中で、その整備の内容が民間資金の活用にあつさわしいものかどうかも含めまして、さまざまな観点から検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） それ確認いたしました。もう御存じのとおりに今、国会では上下水道の民営化といいますが、そういうのが話題になっております。私も比較的簡単に考えておったんですけども、やはりこの民営化というのは、民間手法の導入というのはよほど真剣に考えないといけないようなところもあるみたいで、少し反省もしてはおりますけれども。今後、これは少子・高齢化が進んでいけばいくほど財政が逼迫してきているんなことを考えなくちゃいけない状態が出てくると思うんですね。その中で必ず民間手法の導入とか民営化とか、こういう問題には突き当たるとは思いますが、要するに施設を所有する権限と、それから運営する権限とあります。その辺について町としても今後はやっぱり一定の考え方を持っておかにゃいかんのかなというふうな気持ちでありますが、これは町長にお聞きします。その辺についてはどうですか。検討を深めてこの辺については一定の町の見解を持つという方向で努力してもらいたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この残りの1ヘクタール、大事な土地であります。その使い方については、今度防災広場ができ上がっていく中でいろんなまた町民の皆さんの意見等も聞きながら進めていきたいと思っております。一方では、もう今言われたように国の動き、今日の新聞にも出ておりましたけれども、水道事業等もあります。その民間資金等を使ってどうするかというのは、PFIでいろいろ先進地でできた施設もありますけれども、そこが必ずしもうまくいっとなるかというところもそうでもないところがありますので、その辺はこの時代の流れの中でもいろんな将来を見据えた中での使い方というのは十分財政的な面も見ながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 我々ももちろんこの勉強しなくちゃいけません、いろんなノウハウとか知識を集約できるのはやっぱり役場の本庁舎の中での討議だというふうに思います。ぜひその辺については討議をしていただいて、折に触れて我々にもその考え方を聞かせていただきたい、そういうことを希望しておきたいとします。

次に移ります。

防災センターの建設事業についてですが、進捗状況はどうなっているか、それからこの事業の基本構想（理念、規模、施設の内容、建設費用の概算等）はどうなっているかについて、これはまとめてお聞きをしたいとします。

傍聴席の方はまだよく御存じないかもしれませんが、この役場の庁舎の北側ですね、今、職員の駐車場等になっておりますが、その一角に防災センターを建設するということが執行部の方から表明をされております。それについての質問でございます。

ここでどう言うたから、あんときこう言うたじゃないかという揚げ足取りはもう全然考えておりません。そんなことじゃなくて、今度の防災センターというのがまだ我々の頭の中にもイメージとして湧いておりませんけれども、どういう想定をしておられるのか、先ほど申しましたが、理念はどういう理念、考え方、それから規模はどの規模なのか、それから施設の内容ですね、どういう施設を配置するのか、それから建設費用をどのぐらい見込んでいらっしゃるのか、その辺についてお伺いしたいとします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

（仮称）防災センター整備事業につきましては、昨年12月に策定しました復興まちづくり計画の中で整備の方針を示したところでございます。3月から7月まで基本計画の策定を行い、8月31日に基本設計業務委託の入札、9月7日に落札業者との契約を締結し、基本設計の作業を進めているところでございます。また、8月には係長クラスの職員16名による（仮称）防災センター整備事業プロジェクトチームを設置し、これまで3回の会議と先進地視察を行い整備内容の検討を行っております。今後もプロジェクトチームの検討と合わせ、多くの職員の意見を聞きながら3月を目途に基本設計を終え、来年度には実施設計を行い、平成32年度には建設工事に入りたいというふうに考えております。

それから、この事業の基本構想（理念、規模、施設の内容、建設費用の概算等）はどうなっているかということでございますけれども、基本計画において防災センター整備の基本方針を定めております。1つは災害対策本部機能の強化、次に災害対応体制の強化、最後に地域防災力の向上であります。これは、熊本地震での経験を踏まえ、災害対策本部の確実な設置、受援体制や物資の受入れ、配送拠点の整備、災害時における敷地の利用、町民への防災意識の啓発といった視点から定めたものでございます。これらの防災センターとしての必要な機能と合わせ、手狭となっている執務室のスペース確保としての庁舎機能を整理した結果、現在基本設計の作業中ではございますけれども、3階建てで延べ床面積約2,500平米程度の建物とする見込

みとしております。整備内容としましては、これまでの検討内容を紹介いたしますと、防災センター施設としては、ふだんは防災意識の啓発や防災研修等のための防災研修室として利用し、災害時には要支援者の避難や救護など避難者支援業務に利用する部屋や、また床の高さや搬入口を調整した防災備蓄倉庫、応援職員との連携がとりやすい活動拠点の部屋などを検討しております。庁舎機能としては、災害対策本部室、防災無線室、執務スペース、書庫などを検討しております。また、建物の整備費用の概算につきましては、建物の構造や面積等によって変わってまいりますけれども、基本設計がまとまる段階ではお示しできるのではないかと考えております。

なお、事業の進捗状況につきましては、今後も必要に応じて議会には御説明、御報告させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） そういうことが全然分かってませんでしたので、この質問をしたわけです。冒頭にも申し上げましたように、この情報を共有しながら知恵を出し合って1つの方向にまとまっていくということが非常に大事じゃないかという意味で質問をしております。ですから、この基本設計の段階ではもちろん示してほしいんですが、1つ気になることがあるので申し上げておきたい。これは、議会がまとまったの意見ということじゃございませんが、これは私の意見ととられて結構です。ほかの議員も通常の雑談中にはよく言ってることですが、議会棟の設備が余りにも貧弱です。会議室も不足してますし、委員会室も不足をしますし、そういったこともぜひこの考えの中に取り入れてほしいというふうな希望を持っております。よその自治体の議会を見ても本当に寂しい限りです。これは議会だけじゃなくて、もちろん役場の庁舎の施設自体も手狭になってるというふうに思います。今回、職員の増が議案として上がってますけれども、やはりその方向を見ても少し防災センターについては防災機能だけではなくて、そういった役場の庁舎の機能をこれをもうちょっと余裕を持って使えるような、そういうところもぜひ視点に取り入れてほしいと希望しておきたいと思います。

それから、次に参ります。

次は、町の事業の中で大きな方の部類に入る事業だと思いますが、町民総合体育館の建設事業について、これもまだ今のところ何のイメージも頭の中にはありません。ですから、町がどの程度のことを考えてらっしゃるのか、それを今日はお聞きしたいということで、この事業の同じく建設の理念ですね、基本構想の建設の理念、それから施設の規模、建設費用の概算それから設置場所、建設に関する条件整備等、その辺について今公表できる段階でどのように考えていらっしゃるのか、その辺についてまず伺いたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（梅原浩司君） 御質問にお答えします。

総合体育館の整備については、スポーツ関係者をはじめ住民の皆様が待ち望まれているもの

であり、町としましても、第5期菊陽町総合計画の後期基本計画の中で重点施策として位置づけているところであります。

総合体育館建設に向けてのこれまでの取組としましては、平成25年度に菊陽町総合スポーツ施設整備基本構想を策定し、施設整備の基本的な方針を定めております。その後、熊本地震が発生し、災害対応や地震に伴う復旧・復興事業を優先させるため事業の検討を進めることができていませんでしたが、本年度から町民総合体育館の建設に向けて事業に着手したところであります。

御質問のありました総合体育館建設の理念、施設の規模、建設費用の概算、設置場所、建設に関連する条件整備等についてであります。理念につきましては、平成25年度に策定しました基本構想の中で、町民の誰もがいつでも気軽に生涯にわたりスポーツに親しめ、健康で生き生きと生活できる環境づくりを推進し、子どもたちに夢を与えられるようなスポーツ施設を整備するという基本的な方針を出しております。それ以外の施設の規模、建設費用、設置場所などについては、具体的にはこれから総合体育館建設検討委員会の中で慎重に検討を進めたいと考えております。

なお、総合体育館は菊陽町におけるスポーツを行うための核となる施設と位置づけ、菊陽町にはこのようなすばらしい体育館があるんだと住民の皆様にご褒めいただけるような施設を整備したいと考えております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） この建設検討委員会、これはもう既にできてるんですか。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（梅原浩司君） 検討委員会としましては、現在検討中でありまして、有識者やスポーツ関係団体を中心とした住民代表の方などを考えておりまして、現在大学教授などの有識者の選考を行っている状況です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） まだできてないということですね。いつごろ大体立ち上がります。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（梅原浩司君） 本年度、早い段階で設置したいと考えております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 先ほど、今、生涯学習課長がおっしゃられたように、これはもう町民が非常に一番注目してる事業だというふうに思います。ですから、この建設についてきちっとした意見の集約の仕方をしないと、せっかくのこのいい試みが途中でいろんな障害を来すということもあり得ますので、慎重に進めてほしいんですが、建設検討委員会はまだできてないということ、その日程は定かではないということですね。いつごろから立ち上げるかということも定かではないということですか。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（梅原浩司君） 本年度中、もう早い段階でなるべく早く設置したいと考えております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 本年度中ということを確認しておきたいと思います。

それから、平成29年度末の基金の積立額を見てみますと、公共施設整備基金5億1,321万1,000円、それから総合スポーツ施設整備基金5億24万円ですかね、これだけが積み立てられておりますが、総合スポーツ施設整備基金がこの総合体育館に使われるのは分かりますが、公共施設整備基金というのはこれはここと関係してくるんでしょうか、総合体育館の建設と関係してくるんでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） お答えいたします。

ただいま申されました公共施設整備基金につきましては、その基金につきましては、今御質問の総合体育館の基金とは別に老朽化した公共施設であったり、ほかの町の全面的な施設の整備のためということで、総合体育館そのものということではございません。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） ですから、それでは総合スポーツ施設整備基金としてこの基金の積立は約5億円というふうに理解しとっていいですね。あとは、債権を起こす、起債ですね、起債する、あるいは国庫補助等があると思いますが、その辺については、その財源についてはどうお考えですか。大体で結構です。

○議長（渡邊裕之君） 町長、答弁されますか。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 担当の方に、今スポーツ関係の基金の方については担当の方から30年度末の状況について説明できる状況にさせておりますので、まず向こうから答えさせます。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（梅原浩司君） じゃあまず、総合スポーツ施設整備基金の状況について御説明させていただきます。

甲斐議員さんからもありましたように、平成29年度末で5億円となっております。その後、9月議会で補正予算を提出させていただきました総合スポーツ施設整備基本計画策定業務委託費の財源として1,500万円を基金から充当しているためその分減額となっておりますが、本年度に5億円を積み立てるよう予算計上しておりますので、平成30年度末には9億8,500万円とすところです。基金の積立につきましては、総合体育館建設には多額の事業費が見込まれますことから、町の財政状況を見ながら今後も行っていきたいと考えております。

なお、財源につきましては、国の交付金事業の活用も想定しております。ほかに起債などを

考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 大体どの程度の、言えること言えないことあると思いますが、どの程度の費用を見込んでいらっしゃいますか。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（梅原浩司君） 事業費につきましては、用地取得の有無、施設の規模や内容で変わりますので現在のところお示しできませんが、近隣の体育館施設では、平成28年4月の熊本地震で被災し、来年度完成予定の益城町総合体育館の本体建て替え工事が38億5,000万円の工事費となっております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） これはこの前の質問の場合も申し上げましたが、今こう言ったから、あんなときはこう言ったじゃないかというそういうふうには使いませんので、大体どういうものを考えていらっしゃるかというそのイメージをつかみたいということで質問をいたしました。

それで、これは直接に事前通告で出してるわけじゃございませんが、今、総合体育館として提示されておりますけれども、世の中の流れを見ますともう総合体育館ではなくて、アリーナですね、アリーナと申しますと単にスポーツだけじゃなくて、スポーツのいろんな大会はもちろんですけれども、いろんなイベントですね、そういったものもできるというふうな、しかも観客席をたくさん周りに配置をして一大イベントもできるというふうなそういう流れになってるかというふうに思います。それで、そういうアリーナの可能性ですね、今総合体育館として出てますが、アリーナの可能性、特に菊陽町の場合には熊本市がすぐ隣にありますし、集客等については相当なキャパシティを持つてるというふうに思います。ですから、今から少子・高齢化で人口減っていきますけれども、交流人口が増えるということは可能だと思うんですよ。そうしますと、単なる体育施設ではなくて、何かそういう総合、要するに人口が交流できるようなそういうふうな大規模な施設ですね、先ほどのPFIとも関連してきますけれども、そういったこと。それと、県が今、大空港構想を出しておりますですね。これとのリンクも考えにやいかんのじゃないかと。菊陽町の町次元だけではなくて、もうちょっと目を大きく広げて県レベル、熊本市とも含めた県レベルでの施設を菊陽町の中に持つてくるということは、これは討議もされてないでしょうから答えもないかもしれませんが、そういう時代ではないかというふうに思っておりますが、これはもう町長しかこの辺については答えられないと思っておりますが、町長、その辺はいかがでしょう。ここでこう言ったからあのときはこうじゃないかということは言いませんので。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 施設の大きいのはいいことではありますが、さっきも甲斐議員も心配していただいた防災広場の維持管理費はどうなるかとも言われましたけれども、いろんな面から検討

しながら、要は今度検討委員会の方が立ち上がってきますので、その中でいろんなことが出てくるかと思います。もうできるだけいろんな用途として使うためには、いわゆる観客席の分ですかね、アリーナというところをどういふところに持っていくかというのがあるかと思うので、その辺も十分視野に入れながら、検討委員会の中からもいろんな意見が出るのを集約しながら、そして町の財政規模等もちろん見なければなりませんけども、いろんな制度事業等も使って、皆さんが待ち望んでおられる体育館で、施設でありますので、そういうことを十分検討委員会の中から上がっていくことを期待しております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） これはもうここでこれ以上のことを言っても何も出てこないと思いますが、菊陽町の場合には本当に熊本市の東に隣接してる、それから空港を持つてる、いろんな面で菊陽のポテンシャルというのは物すごく大きいと思います。単に菊陽町だけじゃなくて、この熊本県全体から考えてみていろんなものを、事業を起こしていくという視点も大事じゃないかということ指摘をしまして、この件については終わりたいと思います。

失礼しました。もう一点だけ、この場所を、総合体育館にしても何にしてもこの場所についてこれも非常に大事な要素になってくると思います。この選定を誤ると、またもめのもとになるんじゃないかというふうに思いますが、どういう条件のところ、これも言えること言えんことあるかと思いますが、町長、どういう条件のところを考えていらっしゃいます。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これも、場所については最初25年度のときに何か所か、具体的なところじゃないんですけども、そういうところがありますので、そういうのも検討委員会の方で見ながら、やはり国の制度事業等も使っていきたいと思ってますので、その中から、出てきた中から集約していくということになると予定しております。できるだけ早く実現しなければならないということと、国の制度事業も使えるようなところとか、何か所かの中でそういうところを検討していただいて集約していきたい、最終的にはどこかに持っていきますけども、この場所、いろんな条件とか出てきますのでそこを見るとだんだんと集約してくるということで場所は決まってくるものということで、また最終的にはどうするかというのは議会の方にも報告をしながら決めていきたいというふうに思っております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 重ねて申し上げますけども、やっぱこの辺は非常に慎重にやらないといけないと思います。町長としては、場所等についての示唆ですね、今3か所ぐらいとおっしゃいましたけれども、それは検討委員会の方には伝えられますか。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） もちろん、検討委員会の方で場所の選定等についてのいろんな議論もしていただくように予定しております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 町長がおっしゃるんじゃないなくて、検討委員会の中でその場所についても検討をするということですかね。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 25年度のときに大体どのあたりというか、可能性のあるようなところを何点か見てありますけども、ただ詳しく見るといろんな制限のかかっているところもあるかと思っておりますので、そういうところで、検討委員会の中で十分議論していただきながら最終的にはもうこの町の方で決定いたしますけども、そういうところで予定しております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） これも余り深く話をしてもこの場では何とも言えない話だと思いますが、ただ菊陽町が将来的にやっぱりみんなが団結していけるようなそういう方向で検討をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の問題に行きます。

菊陽空港線の延伸についてです。

これも、今、役場の東側に道路がありまして、それがちょうど旧57号線に突き当たったところで止まっております。これを、今まで町長もおっしゃってましたが、先に延ばして、そしてずっと北の方に延ばして、最終的には高規格道路ですかね、九州横断の高規格道路につながるという、そういう経済的な意味を持った道路にしたいという構想ですけれども、大変これやっぱ大事な構想ではないかというふうに思います。道路一本通りますと、それにいろんなものが付随してついていきますですね、ブドウの房みたいにして、工業関係がついたり、商店がついたり、いろんなものがついて非常に活性化されるという性質を持っていると思いますので、大変これ大事な事業だというふうに思います。今んところでは、旧57号線と、それから豊肥線を跨線橋で橋で越えると、その部分については県がやるということですね。そして、菊陽町としては、その先ですね、その先を菊陽町が分担をしてやるというふうな、そういうふうな理解を今までの流れの中でしております。

これも9月議会で聞きましたけれども、今確認できることは、予備設計料として2,385万円が計上されると、これはもちろん菊陽町の分担の部分ですね。それから、もう受託事業者も決定をしておりますということでしたですね、5月末に発注は済んでると。それから、今後は物件調査、測量、それから上下水道等の埋設物がどうなっているか、それから水路ですね、そういうものの物件調査を基礎にして既存の道路、既にある道路との接触の状況、それから交差点等の警察と協議をしなくちゃいけないと。そして、それを踏まえて概略設計を行うと。で、県による全施工区間、全ルート都市計画の決定がその後に来るということですね。そして、それが済んだら詳細設計を行うと。さらに、用地取得、着工という順序になると。こういうことを確認しております。

もう一点は、県としては、菊陽空港線のこのJR越えですね、それから県道新山原水線のと

ころまでが県の分担であると。町としては、県道新山原水線から県道大津植木線までの700メートルですね、これが町の分担であると。それはこの前の9月に確認をしたところです。

あとそれから、今申し上げたこと以外に進展があればその辺についてお聞かせ願いたい。それから、関連道路の工事の概算等についても、もし分かっていたらお伝えいただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○土木部次長兼建設課長（小野秀幸君） お答えいたします。

お答えできますのが、町の施工区間でございますので、この区間について説明させていただきます。

町の施工区間は、鉄砲小路を東西へ走っております県道新山原水線の鉄砲小路区と馬場区の境界付近を基点としまして、ソニーの南側を東西に走る県道大津植木線を終点とします、先ほど甲斐議員が言われたとおり、区間延長約700メートルでございます。

現在、菊陽空港線延伸計画の予備設計業務を進めているところでございます。6月末に長塚区で道路延伸計画の概要及び測量立ち入りについて住民説明会を行っておりますけれども、現在その際にいただいたさまざまな御意見、御要望について整理、検討をしているところでございます。今後については、いただいた御意見、御要望についてしっかりと地元と対話をしていきたいと考えているところでございます。

今後の事業日程については、測量等の作業を進めていきたいと考えているところでございますが、それ以外にも施工に向けた県と町との検討の場を設けておりまして、進めていくところでございます。

また、6月議会の甲斐議員の一般質問で御説明申し上げましたとおり、熊本県施工区間との連携も非常に大事でございます。ですので、県と連携をとりながら、また県にも早急な対応を求めながら積極的に事業を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、工事費の概算のことなんですが、跨線橋部分については、熊本県による施工区間になりますので概算工事費は県が算出いたしますが、現時点で県から示されていないところでございます。また、関連道路の概算工事費とのことでございますけれども、町が現在進めております道路延伸計画の予備設計業務、及び今後計画する道路構造物等の詳細設計が終了した後で積算が可能となりますので、現時点で想定することはできないものでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 県の動きはわかりますか。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○土木部次長兼建設課長（小野秀幸君） 県の動きとしては、予算措置は今県の方はされておられませんけれども、県の施工区間それから町の施工区間、双方とも関連がございますので、早期着工に向けて県と連携をとりながら勉強会、検討会を今現在進めているところでございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 何度も申し上げますが、大変大事な道路ですので、ぜひ県とも調整をとられてできるだけ早く実現をしていただきたいというふうに思います。ここが完成すれば、先ほども申し上げましたようにこの原水工業団地ですかね、こことの連携、それからその途中の道路沿いの開発、あるいはもう最終的には白水台地ですね、白水台地あたりの開発等についても非常に大きな影響を持ってくるんじゃないかというふうに思います。

次の菊陽町の人口増と言いつつたらもう今の現の中であれかもしれませんが、少なくともこの今の勢いを維持していくためにはこれは大変大事な作業だというふうに思います。先ほどの総合体育館とも関連してくると思います。その辺もどうぞ町長、統一的にされてると思いますけれども、統一的に考えて事業を前に進めていただきたいと、そういうことを希望して私の一般質問を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時57分

再開 午前11時7分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西本友春君。

○4番（西本友春君） 皆さん、おはようございます。議席番号4番、公明党の西本友春です。

更生保護女性会の皆さん、お忙しい中、またほかの傍聴の皆さん、お忙しい中傍聴していただきましてありがとうございます。

今回の一般質問は、SDGsについて、LGBTについて、災害用ごみ袋について、子育て支援について、公用車へのドライブレコーダー設置についてで、最近耳にするようになったSDGsとLGBTについては取組と今後の町の進め方について質問させていただきます。あとの3つの質問は、後藤町政4期目としての政策への質問とともに改善点等の提案を行うものでございます。なお、今回5問ということで行政の方には途中で足りなくなった場合3月ということになりますが、回答をつくっていただいた各関係課にはそのときはそういうふうな対応になりますが、よろしく願いいたします。

質問は、質問席にてさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○4番（西本友春君） SDGsについて質問いたします。

2015年9月、ニューヨークの国連本部で国連持続可能な開発サミットが開催され、2030年を期限とし、人間、地球及び反映のための行動計画として掲げた目標が貧困、教育、環境など17の目標と169のターゲットから成るSDGs、いわゆる持続可能な開発目標であり、誰ひとり取り残さないと宣言し本格的な取組がスタートしました。開発途上国だけでなく、先進国も

取り組むべき課題が含まれ、2030年までの15年間で取り組むためには政府だけでなく、地方自治体、国連関係機関や海外で活躍するNGO、さらに国内で福祉や地域おこし、環境保護などに携わるNPOや企業も巻き込んだ取組が必要であるとされています。2008年の環境モデル都市、2011年の環境未来都市の選定を受けてその実現へ向け取組を続ける中で、平成29年度第1回ジャパンSDGsアワード総理大臣賞を受賞した北海道下川町では、社会動態減少が緩和され、個人住民税収が2009年と2016年比較で16.1%増などの結果を得ていると、下川町のSDGs未来都市計画にありました。地方創生に資する地方公共団体におけるSDGsの達成に向けた取組の推進は、まち・ひと・しごと創生総合戦略2017年改訂版及びSDGsアクションプラン2018における日本のSDGsモデルの方向性において位置づけされた施策であります。民間企業や各自自治体でもその理念や施策を取り入れる動きが始まっています。町のSDGsについての取組はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

持続可能な開発目標、SDGsは貧困を撲滅し持続可能な世界を実現するなど、2030年を期限とする17の目標と169のターゲットから成る国際社会全体の開発目標として2015年に国連で採択されたものです。これは、先進国、途上国、民間企業、NGOなどが全ての役割を重視しながら、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むものです。これを受けて国では、内閣総理大臣を本部長とする持続可能な開発目標推進本部を設置して、8つの優先課題とそれに基づく具体的な施策などを盛り込んだ持続可能な開発目標実施指針を策定したところです。SDGsの17の目標や国の指針には、保健、ジェンダー、エネルギーなど地方自治体が行うべき施策と関連するものが多く盛り込まれていますが、町ではこれまでも持続可能なまちづくりを目指し、多様な施策に取り組んできました。町としては、これまでも総合計画の将来像に、「人、緑、未来輝く生活都市きくよう」を掲げ、持続可能なまちづくりを目標としてSDGsの方向性と一致しているものと認識しています。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○4番（西本友春君） 17の目標の4番目として教育、質の高い教育をみんなにがありますが、2017年3月に公示された小・中学校学習指導要領においては、全体の内容にかかわる前文及び総則において持続可能な社会のつくり手の育成が掲げられており、各教科においても関連する内容が盛り込まれています。教育におけるSDGsの取組はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 教育部長。

○教育部長（安武卓明君） 御質問にお答えします。

議員の御質問にありますSDGsにつきましては、文部科学省では教育に特化し持続可能な開発のための教育、学校の方ではESDと呼んでおりますけれども、通知文の発出や指導の手引

書等の配布を通して取組を進めております。取り組む学習の内容としましては、環境学習、防災学習、エネルギー学習等8つの学習の内容等が示されており、平成29年3月に告示されました学習指導要領の記載は、西本議員御指摘のとおりでございます。

具体的な事業例を申し上げますと、小学校第6学年理科の内容の生物と環境では、単なる水や空気の学習にとどまらず環境問題と関連させながら授業を行います。中学校第3学年社会、公民的分野の私たちと国際社会の諸問題の学習では、持続可能な社会を形成するという観点から課題を探究させ、自分の考えをまとめさせるという学習展開が学習指導要領に示されております。学習指導要領や学校教育法等に基づき、各学校が教育課程を編成する際の基準を定めたものです。小・中学生が使用します教科書も当然学習指導要領で著作、編集されますので、授業の中で取り組むべき教育課題だと認識をしております。

教育委員会としましては、引き続き、小学校では次年度から、中学校では平成32年度から完全実施となります新学習指導要領周知及び徹底に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○4番（西本友春君） 特に子どもの教育ということで取り組まれるということで、しっかりそこはお願いしたいというふうに思っております。

後藤町長は4期目に挑戦するに当たって政策の考え方として4つの柱を中心に取り組むと掲げていました。1点目、「自然災害や防犯、交通事故防止のために安全・安心のまちづくり」、2点目、「快適で豊かな生活を、成長し続けるまちづくり」、3点目、「子どもたちの未来のために子育て支援充実のまちづくり」、特にこの3点目でいきますとSDGsで私が考えられると思うのは3番目の「すべての人に健康と福祉を」、4番目の「質の高い教育をみんなに」、5番目の「ジェンダー平等を実現しよう」、11番目の「住み続けられるまちづくりを」、16番目の「平和と公正をすべての人に」に当てはまるかと私は思っております。4点目は、「健康、長寿、福祉充実のまちづくり」となっております。政策内容についても、SDGs 17の目標と見比べましたが、私個人としては全てが該当すると考えています。我が町の行政運営の方向の一つ一つを広く内外に発信し、SDGs先進自治体を目指すことを期待していますが、町長の施政方針実現のためにSDGsを活用してはどうかと提案いたしますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

この町では、先ほど総合政策課長も答えましたけども、今の第5期の基本構想の中で将来像に「人、緑、未来輝く生活都市きくよう」ということを掲げておりますが、その中で将来像として4つ掲げております。1つ目が「人を大切にするまち」、2つ目に「暮らしやすく安全で安心なまち」、3つ目が「活力にあふれ、にぎわうまち」、4つ目に「みんなで協働して支えるまち」ということを都市像に掲げておりますけども、先ほど言われました今回の選挙の中で

も掲げてあるものがこういうところと通じておりまして、今ちょうど時代もどンドンと変わっていきますけども、それを捉えた中での政策を出したところでもあります。

このまちづくりの進め方について少し、少しといいますか、さかのぼってみますと、これもとも第2期の町の基本構想をつくるときに、もう昭和55年になりますけども、九州大学の都留大治郎先生がおられまして、そこの産業構造研究会7名のメンバーでいろいろこのまちづくりについての提言をお願いしたところでもあります。その中でこの町の将来像、もう40年前になりますけども、将来像に1番目が「緑あふれる生活都市、ニュータウン」、2番目に「新しい顔を持つまち」、3つ目に「活力ある諸産業を持つまち」、4番目に「住民のための住民が手づくりしていくまち」というのがありました。それをもとに来期の構想が上がっておりますけども、その中でこの生活都市というのが非常に単なるベッドタウンではなくて、生活をする場と仕事をする場が接近して両方が実現できる、そういう町を目指していこうということになっておりまして、それをずっとこれまでも、もう第5期まで来て、今度もう第6期にも入るような時期でありますけども、この生活都市という中にSDGsの、今、西本議員の方から言われました理念と共通するといいますか、まさに40年間にわたってきたまちづくりがもうそこにつながってるというに考えておりますので、今後もこれは国の方でも取り上げてありますけども、SDGsの方についても内容を尊重しながらまちづくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○4番（西本友春君） それでは、LGBTについてお伺いをいたします。

本年8月6日に公明党県本部で「くまにじ」のメンバーの方3名を招いて「LGBTの基本的知識と、特に自治体がすべきこと・できること～誰もが住みやすい熊本のために」のタイトルで勉強会をさせていただきました。「くまにじ」がグーグルフォームを利用してオンライン調査を行った結果では、セクシュアルマイノリティーの所在地として熊本市123名、熊本市以外の県内64名、県外86名とのアンケート結果とのことです。もちろん菊陽町にも在住している人がいらっしゃいます。LGBT総合研究所が2016年5月に全国の20歳から59歳の10万人にアンケートを行った結果、日本におけるLGBTの人は約8%の割合で存在するとされています。つまり日本の人口の13人に1人はLGBT層ということになります。これは、左ききの人やAB型の人の割合とほぼ同じです。LGBTは思ったよりずっと意外と身近な存在となっています。1クラス二、三名の方が存在することになります。本年4月5日に開校した千葉県柏市栢の葉中学校は性的少数者への配慮も考えた新しい制服を導入し、男女とも性別に関係なく、スラックスやスカートなどを自由に選べるようにしたとのことです。また、福岡市教育委員会では本年の4月に市立中学校の標準服を見直す検討委員会が発足し、6月より今まで4回の委員会が開催されたとのことです。また、博多区の小中一貫校は既に見直しが見直しがされ、来年には中央区の中学校も見直しがされるとのことです。小・中学校における制服でスカートとスラックスの両方を選ぶ取組についてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 教育部長。

○教育部長（安武卓明君） 御質問にお答えいたします。

平成15年7月に成立しました性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律を受け、文部科学省では平成22年から教育相談の徹底や対応についての通知文、教職員向けの周知資料を发出しております。また、平成26年には初めて学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査を実施し、全国で606件の教育相談があったことを報告しております。特に平成27年7月30日付、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長名で发出しました性同一性障害に係る児童・生徒に対するきめ細やかな対応の実施等については、学校における支援のあり方として服装や髪型、更衣室、トイレ、授業など9項目について事例を示し、今日の学校における支援の指針となっております。その中の服装の項目には、自認する性別の服装、衣服や体操着の着用を認めることが明記されております。本通知文は町内全ての小・中学校に同年5月11日付、教育長名で发出をしております。

さて、本町の小・中学校の現状でございますが、制服を定めております学校は中学校2校でございます。6つの小学校では元来服装の規定がなかったり、標準服として一定の基準を示すにとどまっており、標準服を定めてる学校でも体調や季節、またはその個に応じて大変柔軟に対応されております。制服を定めております中学校には制服規定があり、両校ともデザインの差はあれ、詰め襟の学生服とセーラー服を定めております。制服は学校の歴史であり長きにわたる伝統を背負っております。多くの生徒が誇りを持って着用し、教育的にも大きな効果があるものと考えております。議員お尋ねの選ぶ取組につきましては、本町全ての校長が通達のとおり、自認する性別の制服、衣服や体操着の着用を認めるとの見解を持っているものと理解をしております。教育委員会としましては、引き続き文部科学省の指針等に従い柔軟に、そして本町で学ぶ児童・生徒一人一人の個性がさらに輝きますよう、学校に対して指導してまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○4番（西本友春君） 東京では制服は校長に権限があるということで、いろいろ問題にはなっていないと思いますが、きちんとそこもやっていかれるということですので、それはよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

愛媛県西条市の市立丹原東中学校では、2016年11月にほとんど使われていなかった障害者用トイレの入り口に生徒たちが作成した虹色のステッカーを張り、「思いやりトイレ」とした性的少数者について学習する中で誰もが使いやすいトイレを設置しようと生徒が発案し、生徒総会で決め、担当教員は徐々に使う生徒が増えているとのこと。同じく、愛知県豊川市の市立一宮西部小学校は、2017年3月、児童用のトイレを改修し、男子用、女性用と別に「みんなのトイレ」を設け、廊下から前室を経て各トイレに入る設計で、廊下からは児童がどのトイレに入ったか見えない、また災害時に学校が避難所になったときなどに備え障害者や高齢者らに

使いやすくするための改修だったが、性的少数者にも配慮したとのことで、2018年2月に5年生を対象にアンケートを行ったところ、112人のうち100人が「みんなのトイレ」を使ったことがあると回答、これまでに平均で5回、中には毎日使っているという児童もいた、いつ使っても恥ずかしくない、男女差を気にしなくていいという感想が寄せられたと3月20日の日本経済新聞に掲載されていました。これは通告をしていませんが、今後の町の取り組むべきこととして提案だけをさせていただきます。

2001年にオランダで同性婚姻ができるようになって以来婚姻できるところが年々増え、アジアでも2019年5月までに台湾で可能になる見込みです。婚姻とは別の制度で同性間パートナーシップを保障しているところも多くあります。2015年11月に渋谷区、世田谷区でパートナーシップ制度が導入されてから9つの自治体で導入されています。町では、全国で導入されているところはいまだ存在しておりません。2015年10月、全国の2,600人のLGBTの方にNHKが調査した結果、自治体が同性カップルをパートナーと認める取組が自分が住む自治体で始まったなら申請してみたいかの問いに、申請したい、38.8%、パートナーができたら申請したい、43.6%と、パートナーと合わせると約82%、この傾向は地方でも同様とのことでした。また、本日の熊日の新聞によりますと、熊本市は来年の4月からパートナーシップ制度の導入を決定をしたということです。多様性を受け入れる先進自治体をアピールするためにも、パートナーシップ制度について積極的に進めていくべきだと提案するが、また町はどのように考えているのか、また今後どのように進めていくのか、お伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

パートナーシップ制度とは、法的に効力はありませんが、同性カップルを自治体が公に婚姻に準ずる関係として証明する制度であり、恋愛の対象が同性のカップルにとって新たな選択肢の一つとなっています。現在、パートナーシップ制度を導入している全国の自治体は、2015年、平成27年11月に施行された東京都世田谷区、渋谷区を皮切りに、平成28年4月に三重県伊賀市、6月に兵庫県宝塚市、7月に沖縄県那覇市、平成29年6月に札幌市、本年4月に福岡市、7月に大阪市、8月に東京都中野区の9自治体がパートナーシップ制度を導入しており、当該自治体の区域に住民登録があること、20歳以上であること、配偶者がいないこと、及び当事者以外のパートナーがいないこと、近親者でないことなどを条件に申請があったカップルに証明書を交付しております。今、西本議員がおっしゃいましたように、本日の新聞報道で熊本市が来年4月からパートナーシップ制度を導入すると公表されました。今後も、千葉市、名古屋市、さいたま市も導入を検討している報道があり、日本各地に広がっていくことが予想されます。しかしながら、この同性パートナーシップ制度は法的に保障されるわけではなく、施行も各自治体単位であるため、今後国が法律において整備されていく可能性もあると思われま

す。議員お尋ねの本町におけるこの制度に対する取組は、住民のニーズがどの程度あるのかが現

在把握できていない状況にあります。今後は、国、熊本県、近隣自治体の動向を踏まえ、性的マイノリティーに対する行政に求められる対応や支援のあり方について、先進事例を参考に関係部署と検討が必要であると考えております。また、今後予定しております町人権教育・啓発基本計画及び町男女共同参画計画の見直しにおいても、LGBTなどの性的マイノリティーをめぐる対応を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○4番（西本友春君） このLGBTについては今各自治体も積極的に取り組みを始めたというところで、菊陽町もそこにしっかり乗り遅れないようにしていただきたいというふうに思っております。

各申請や申込書に対し各自治体で多様性に対応すべき性別記載の見直しが行なわれています。法令に基づき性別記載が必要な書類や、様式変更システム改修が必要なもの等を除き、町はどのように見直していくのかをお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

県内の市町村では、熊本市が職員向けのハンドブックを作成し、窓口や電話での対応時の職員研修を実施されております。各種申請、届け出等における性別記載の有無に関する調査を全庁的にも実施し、今後の対応を検討していくと聞いております。また、既に熊本市、八代市、荒尾市、美里町、南阿蘇村の5市町村が投票所入場券、期日前投票宣誓書などの書類から性別欄をなくしたり、性別を数字などで表記する性的マイノリティーに配慮した方法をとっていると聞いております。今後は、性的マイノリティーに対して行政に求められる対応や支援のあり方について先進事例を参考に関係部署と慎重に協議をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○4番（西本友春君） ありがとうございます。様式の見直しは本人の、そういうLGBTの方にとってはきつい問題もあると思いますので、しっかり見直しをよろしく願います。

それでは、災害用ごみ袋について質問をいたします。

平成27年12月の一般質問において、ある御婦人から台風通過後に小枝や葉っぱ等を我が家のごみ袋に入れて処分しているので町の方で負担できないのかとの相談を受けて、台風通過後のごみ袋、小枝、葉っぱ等を処分するのにごみ袋が必要となるので事前に防災組織や区に配布することは可能かと提案をさせていただき、それを受けて町が災害用ごみ袋を作成し、各行政区に事前配布されることとなりました。今私が手にしていますこの透明の災害用ごみ袋が各行政区の方に100枚ずつ配布をされております。災害用ごみ袋の行政区の事前配布はどのようになっているのか、また利用状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 環境生活課長。

○環境生活課長（丸山直樹君） お答えします。

災害用ごみ袋につきましては、台風等で町が災害ごみ仮置き場を開設した場合に地区の道路の清掃等で集められた小枝、落ち葉類のごみを災害ごみ仮置き場へ搬出する際に使用する目的で作成し、平成28年8月に全行政区へ各100枚を配布いたしました。また、利用状況ですが、配布後に台風による災害ごみ仮置き場を開設してないため利用されていないと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○4番（西本友春君） 私も地元の区長さんに確認しましたが、災害用ごみ袋の存在を知らないとのことでした。区長さんが交代したときには全体的な引き継ぎはしても、行政の1つの項目の徹底は難しいと思うので、区長交代があったときは町からの再度周知徹底を提案いたします。また、区長は知っていても区民までの周知徹底がなされていない自治区もあります。それに対する周知活動はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 環境生活課長。

○環境生活課長（丸山直樹君） お答えします。

各自治会に在庫確認をさせていただいたところ、配布から時間も経過し、区長さんや役員の交代で引き継ぎがなく、不明と答えた区が多数ございました。今後は、災害用ごみ袋の利用方法を嘱託員会議や環境美化推進委員会等で区民の方々への周知を含めて説明し、災害時に備えていただくことを考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○4番（西本友春君） ぜひその徹底はよろしくお願ひしたいと思います。

災害用ごみ袋は通常のごみステーションには出すことができず、先ほど説明がありました災害用ごみ仮置き場にしか持ち込めません。台風時の木の葉、小枝等を想定しているが、台風通過後に災害用ごみ置き場の設置がない場合でもごみステーションに出せるよう改善することを提案するが、町はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 環境生活課長。

○環境生活課長（丸山直樹君） お答えします。

まず、本町のごみ処理については、廃棄物処理及び清掃に関する法律により義務づけられている菊陽町一般廃棄物処理計画に基づき行っております。本町には11月末現在で約1,000か所のごみステーションがあり、家庭系のごみについては、これを利用したステーション回収方式により処理する方法と、各自清掃工場へ直接持ち込む方法で町民の皆様にはお願いしているところでございます。このごみステーションは家庭系のごみの収集運搬のための一事保管所であり、町の指定袋で出していただき、町が委託契約する業者により清掃工場に収集運搬しております。また、町の指定袋は処理費用の一部を利用者からごみ処理手数料として御負担していた

だく制度で行っております。一方、菊陽町一般廃棄物処理計画で災害ごみについては、菊陽町地域防災計画の災害廃棄物処理計画に基づき実施することとしております。台風等の災害時に収集運搬施設の処理能力などから通常のステーション回収では不可能と町が判断した場合に災害ごみ仮置き場を開設し、町民に拠点回収方式によりその災害ごみの収集は行うことを周知し、災害ごみ仮置き場までの運搬は各自でお願いしているところでございます。したがって、西本議員が提案される災害ごみ仮置き場を開設するまでに至らなかった台風時の木の葉、小枝等のごみについては、台風後の地区清掃活動であっても、通常のごみの処理と同様の町指定袋でごみステーションに出すか、清掃工場へ直接出していただくことになります。この災害用ごみ袋は、町が災害ごみ仮置き場を開設しなければならないほどの災害に見舞われた場合に町として地区に何ができるのかを考え、運搬時のごみの飛散防止や、トラックをお持ちでない地区が乗用車等で運搬することなど御意見をいただいて作成しておりますので、ごみステーションへ出すことは考えておりません。そのため、災害用ごみ袋には注意事項として、町が災害ごみ仮置き場を設置した場合に使用することができること、災害ごみ仮置き場への搬入は地区で行うこと、ごみステーションには出せないことなどを印字しており、個人的なごみ出しにも利用できません。また、少量でも町の指定ごみ袋制度にないごみ袋を認めますと、災害用ごみ袋以外の違反ごみの便乗ごみ捨てを誘発することになり、車道へのはみ出しによる危険性や生活環境の悪化、通常ごみの回収の遅れなど多くの問題があるため、今後もステーション回収はできないと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○4番（西本友春君） 基本的にこれは災害用ごみ袋という前提でつくっているわけですから、今回初めてせつかくつくっていただいたものがまだ有効利用できないということでの改善の提案でございますので、今の課長の回答は分かりますが、今後の課題としてしっかり取り組んでいただきたいというふうにそこは要請をいたします。

現在、菊陽町のホームページは公開予定となっているが、現在のホームページはごみの種類と分け方、出し方の項目で見ると文字で表示されており、家庭に配られているごみカレンダー、ごみカレンダーはこういうのが配られて、この裏にイラストでよく分かるようになってあります。それが分別方法等絵で分かりやすく表示しているのは、ごみカレンダーの中の収集地区の中の分別方法等かなり深く階層化しているので、最初のごみの種類と分け方、出し方の項目の中にイラストつきで表示するよう改善をすることを提案をいたしますが、町はどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（渡邊裕之君） 環境生活課長。

○環境生活課長（丸山直樹君） お答えします。

現在、来年1月中旬の公開予定で町のホームページリニューアルを進めておりますので、その中で西本議員の提案内容を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○4番（西本友春君） そこはしっかりよろしくお願いしときます。

ある自治区においては空き家の掃除をしたときのごみ出しに苦慮しており、町で実施している年2回の特別収集までに自治区で保管し提出を行っているとのことで、本来であれば町が持ち主等と折衝して対応していただくべきところを、防犯や防災のために自治区が自主的に持ち主と連絡をとり行っているもので、このように自治区の善意に対して町は何らかの手を打つべきだと考えております。しっかりこれは私自身空き家対策検討委員会でも情報提供をしていきますが、ごみの問題としてこれは課題を提供をいたしておきます。

続きまして、子育て支援についてお伺いいたします。

平成30年度の現在の待機児童は何名となっているのか、またその対処方法はあるのかをお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 御質問の現在の待機児童についてお答えします。

本年10月現在の待機児童数は62名で、年齢ごとの内訳は、ゼロ歳児20名、1歳児21名、2歳児7名、3歳児14名、4、5歳児はゼロ名となっています。待機児童が発生しているのは、町立保育所における保育士の不足が最大の要因です。また、私立保育所においては、各保育所の定員に応じ保育士が確保できている状況です。このようなことから、保育所の民営化を進めることにより待機児童解消が図られるものと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○4番（西本友春君） 次年度の受付が11月で終わっておると思いますが、待機児童の数はどのように推測されているのかをお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 御質問の平成31年度の待機児童の見込みについてお答えします。

現時点の平成31年4月から保育を希望する児童の入所申込数は、全体で1,580名です。各保育所から保育士の確保による入所できる児童の枠の数が報告されており、今回の入所申込数への対応は可能で待機児童を解消できると考えております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○4番（西本友春君） 町立として残る2園でゼロ歳から3歳児までの枠は何名まで確保が可能なのか、また先ほど私立での可能とはなってますという回答ですんで、何名が可能かお伺いをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 御質問の町立保育所みどり園、なかよし園のゼロから3歳児ま

での入所の可能な児童の枠についてお答えします。

全部で59名で、年齢別内訳は、ゼロ歳児5名、1歳児14名、2歳児20名、3歳児20名となる見込みです。それ以外の入所可能な児童の枠については、私立保育所によって今回への申込数への対応が可能と考えております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○4番（西本友春君） 同じ兄弟なのに違う保育園に通っていて朝夕の送迎で非常に困っているとの声を頂戴しているが、次年度、31年度は問題解消に向けてどのように取り組むのか、お伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 御質問の兄弟が別園になっている件についてお答えします。

現在、兄弟が別園になっているのは、待機児童との関連で町立保育所の低年齢児クラスが開設できなかつたり、私立保育所のクラスにあきがないことによるものが主な理由です。町でも保護者の送迎での負担が大きいことは十分承知をしており、喫緊の課題と考えておりますので、町立保育所の民間移管が進むことによって待機児童の解消が図られ、町立保育所の低年齢児クラスの開設などにより多くは解決できる見込みです。また、次年度は入所選考の際の選考基準においても兄弟が別園になっている件について配慮したいと考えています。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○4番（西本友春君） 今、課長の回答を聞いて非常に安心しているところではあります。私自身もそういう声を頂戴しながら何とかしてという、一般の方から言われているところでございますので、しっかり取組をしていただきたいというふうに思っております。

町長の4期目の政策として子育て支援充実のまちづくりで（仮称）総合子育て支援センターの整備を公約されています。（仮称）子育て支援センターの整備は必要であると考えているが、いつまでに整備を行うのか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 御質問の（仮称）総合子育て支援センターについてお答えします。

この総合子育て支援センターの機能については、菊陽町立保育所運営検討委員会を設置し、今後具体的な検討を進めていく予定です。平成31年度に必要とされる1つの機能について検討委員会から具体的な答申を受けた上で基本計画、実施計画を策定し、なるべく早く整備ができるように考えています。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○4番（西本友春君） 31年度中には検討委員会からの答申を受けて行うということで、それを受ければ2年ぐらいはかかるかと思いますが、大体時期的なものは分かりました。

厚生労働省によると、子育て支援拠点事業としてひろば型、センター型、児童館として再編し、子育て家庭が歩いて行ける身近な場所に親子で集まって相談や交流ができるよう、全ての

中学校校区での設置を目指して拡充を図っているところです。菊陽町の子育て支援センターは現在ひろば型でラビットくらぶ、ミニキャロットくらぶ、センター型で光の森町民センター内のひかりっこ、児童館では菊陽町武蔵ヶ丘児童館で子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、2番目に子育て等に関する相談、援助の実施、3点目に地域の子育て関連情報の提供、4番目に子育て及び支援に関する講習会等の実施を行っていますが、（仮称）総合子育て支援センターの整備の政策で障害児デイサービスの実施等が記載されているが、整備に伴う事業は主にどのようなことを行っていくのか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 御質問の（仮称）総合子育て支援センターで行うことについてお答えいたします。

この総合子育て支援センターについては、子育て支援の拠点となるように町立保育所として残る予定のなかよし園、みどり園において、保育所としての機能に加えまして障害を持った児童やひとり親家庭、外国籍の家庭、貧困家庭などの特別な配慮が必要な家庭の子どもたちへの対応もできて、出産前からの保健、育児、教育など相談や指導を受けられることを考えております。その内容については、菊陽町立保育所運営検討委員会で具体的な検討を今後進めていきます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○4番（西本友春君） 菊陽町はよそのところから非常に移住してこられる方も多い、その中では子育て世代も多いということで、町長にはこの子育ての推進をしっかりとお願いしたいというふうに思っております。

最後となりましたが、公用車へのドライブレコーダー設置についてお伺いをいたします。

職員の安全運転意識及び運転マナーの向上、並びに交通事故発生時における責任の明確化などを目的として公用車へのドライブレコーダー設置を実施している自治体が増えているが、菊陽町はどのように取り組んでいるのか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） まず、本町における公用車の平成30年11月末現在の車種別の保有台数を申し上げますと、バスが29人乗り1台、57人乗り1台の計2台、トラックが4台、普通自動車14台、軽自動車が41台、それからリース車が3台の合計64台となっており、このうち町外の出張などのため共有として公用車の使用ができるバスなど9台を除いて各課にそれぞれ配置しているところでございます。

議員御質問の公用車へのドライブレコーダー設置について菊陽町はどのように取り組んでいるかについてでありますけども、本町では、もし交通事故が発生した場合に事故の状況を録画することでその原因を客観的に判断するため、平成28年度末にバス2台へのドライブレコーダー設置を、それから平成29年度に買いかえました10人乗りの普通自動車1台、それから今年度に買いかえました各課配置の軽自動車2台の計5台にドライブレコーダーを設置しており、今

後購入、リースなどの入替えを行う際に順次ドライブレコーダーの設置を図る予定としているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○4番（西本友春君） 2018年1月に警視庁から全国の警察に対しあおり運転を厳しく取り締まるようにとの通達が出されました。これにより、1月以降はあおり運転について厳罰化の流れがあります。実際にあおり運転で暴行罪が適用された事例もあります。安全運転意識及び運転マナーの向上、並びに交通事故発生時における責任の明確化などを目的とするのと、あおり運転による職員の生命の危機を排除する観点からも、先ほど説明がありましたが、今のところ6台で、取替え時に今後更改していくということがありましたが、私としては公用車全てを対象として早期に取り組むべきと提案をいたしますが、町はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） 確かに議員おっしゃられましたとおり、近年あおり運転による事故が問題となっている状況につきましては認識しております。先ほど申し上げましたように、本町で設置しておりますドライブレコーダーは、職員にもし交通事故が発生した場合に、事故の状況を録画することでその原因を客観的に判断するために前方を録画するもののみでございます。そのため、現状ではあおり運転による後方の状況を録画することはできておりません。現在、未設置であります全ての公用車に前後の状況を録画するドライブレコーダーを設置するとなりますと、リース車を除き未設置の公用車が56台あります。設置には機器本体と設置費用、合わせて公用車1台約6万円、合計しますと約360万円の費用が必要になると思われます。また、通常職員が公用車を運転するのは町内が主でございます。そこで、今後は町外への出張での使用が多い共用の公用車を中心に後方の状況を録画するため、前後方向を録画できる機器の設置を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○4番（西本友春君） 今、課長が答えられたように、特にあおり等は町内とかではなかなか考えにくいケースもあると思いますが、職員の生命の危機を排除するという観点ではしっかりと取り組んでいただきたい、それも早目にとということで、この公用車へのドライブレコーダーの質問を終わらせていただきます。

私、今回の質問において、町の方も端的に回答していただきまして、時間内に終わったことを感謝申し上げます。それから、今回の質問の中においては、私、どうしても子育てのところが非常に気になってたんで、次年度の待機という問題が一番心配で質問をさせていただきましたので、町としても待機児童の発生しない、また保留児童も待機とは別にいらっしやいますんでその解消に向けてもしっかりと取り組んでいただきたいというふうに要望いたしまして、

私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君の一般質問を終わります。

昼食休憩に入ります。

午後は13時より開催いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時2分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野厚子君。

○1番（矢野厚子君） 皆様、こんにちは。

9月の補欠選挙で当選させていただきました議員番号1番矢野厚子でございます。初めての議会で一般質問させていただく機会をいただき、深く感謝申し上げます。選挙期間中、地域の皆様の声を議会に届けたいと訴えてここに立つことができました。午前中、甲斐議員は46回目の登壇だとおっしゃいました。一方、私は全てが初めてであり、準備不足、勉強不足で言葉足らずの発言もあるかと思いますが、後ほどの機会先輩の方々の御注意、アドバイスをいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

初めての質問も質問席で行わせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 矢野厚子君。

○1番（矢野厚子君） 初めての質問は、第5期総合計画の取組と進捗状況についてです。

北小校区には現在ふれあいの森研修センターという指定避難場所として指定された施設があります。建物は坂の上であり、徒歩や自転車で上ることが困難な場所です。イベントや選挙が実施される場合は、移動手段を持たない高齢者や障害者にとってかなり不便な施設という声が多くあります。第5期総合計画の中で（仮称）北部町民センター建設の計画が記載されています。私が区長時代に校区别の説明会が行われ、区長側からの質問に対して場所や時期は明言できないと言われました。あれからもう2年たっておりますが、その後の取組と進捗状況をお伺いします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） それでは、お答えいたします。

第5期基本計画の後期基本計画、第4部「みんなで協働して支える町」の第7編第1章に住民参画の推進を掲げ、地域協働によるまちづくりの推進のために北部町民センターの整備の検討を行っていくこととしているものです。現在、熊本地震の発生に伴う防災関連施設や総合体育館などの整備予定があるため、財政状況を見きわめながら検討しているところです。

○議長（渡邊裕之君） 矢野厚子君。

○1番（矢野厚子君） それでは、今後の具体的な計画はまだ見えていないということでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） はい、そのとおりです。

○議長（渡邊裕之君） 矢野厚子君。

○1番（矢野厚子君） すみません、混乱しております。

北小校区は、徐々にではありますが、戸建ての住宅と賃貸や分譲マンションが建設され、人口の増加が進んでいます。32年までの計画としてつくられた計画書であるならば、幻ではなく、輪郭だけでも見えるように具体化をお願いします。後藤町長にとっては、地元でもありませんし、やり残したことを仕上げるために今回4期目の立候補をし、見事に御当選をされたはずで、約束を果たしてくださると信じている町民の思いをどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この北小校区の方は今ありますのはふれあいの森研修センター、これ北小校区の人たちだけではなくて、ふれあいの森公園もあって子どもたちがいろんなキャンプとかして、もともとは老人福祉センターにありました青年研修センターの機能も向こうに移したというところではありますが、現在もう青年団もありませんのでそういう使い方はないんですけども。そういう非常に地元の北小校区の方々の要望も強いということは十分知り、またその必要性も考えておりますけども、ただ、今総合政策課長が答えましたように、現段階ではまだ具体的なところはありませんが、できるだけ、非常に要望も高いところも承知しておりますので、今後の課題として十分検討させていただきながらこの目標に掲げた一つの施設でもありますので、検討するというところの段階でしか今答えられませんけども、その辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 矢野厚子君。

○1番（矢野厚子君） ありがとうございます。では、今後に期待、期待というかお願いしたいと思います。

続きまして、同じ総合計画の中でJRの新駅が図書館付近に書かれております。今日のお昼のニュースで県知事が三里木駅から空港に向かうJR路線をとという話もされてましたけども、菊陽町の三里木駅というところは、夏祭りが行われるときにたくさんの方がそこから歩いてさんさん公園に向かわれております。地図に書かれてました図書館前付近の南側に位置する新町西区とあさひヶ丘の人口も年々増加し、駅構想の話聞いて家を建てたという声も聞きます。また、付近の商業施設も増え、交通量も増える一方です。三里木駅と原水駅の間では近いという声もありますが、乗るのは近隣の住民だけではありません。市内に通勤、通学する南校区や中部校区の方たちがバスがないために駅に駐輪、駐車、もしくは家族の送迎を受けてJRを利用されています。今後も人口増加が予想される菊陽町です。地元の住民の通勤、通学の足として、また町外からの通勤者や買い物客の足として今後も利用されると予想されます。計画案に

示されている新駅構想に期待が高まるのですが、現在までの取組と進捗状況をお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

J Rの新駅につきましては、下原堀川線の杉並木陸橋付近に予定しているもので、町がJ Rに対して新駅の設置を要望しているところではありますが、新駅予定地周辺の開発などを行う必要があります。現在、新駅予定地の南側では第2区画整理事業もほぼ完了しており、北側には杉並木公園、図書館、「さんふれあ」があります。また、町では現在、原水駅周辺まちづくり基本調査業務を実施しているところでありまして、十分にまだ張りついてないというところもございます。そこで、今この周辺、原水地区の基本整備業務を行いまして、一体的に整備をしていきたいと考えているところです。

○議長（渡邊裕之君） 矢野厚子君。

○1番（矢野厚子君） ありがとうございます。今日のお昼の県知事の発言も、もしかしたら菊陽町にとって大きなチャンスだと思うんですね。それも生かしながら今後のことをお願いしたいと思います。今、商工会がまち遊びという町外から人を呼び込むイベントを実施して頑張っています。バスがほとんど走っていない町内では、J Rは人の流れをつくる大動脈です。ぜひキャロッピー号の路線とつなげて人が交流できるまちづくりを提案して、私のこの質問とさせていただきます。

続きましては、A E Dの設置状況についてです。

現在、私は防災士の資格取得のために養成講座を受講しており、その入り口として救命蘇生法の受講をしました。その中で、平成29年度の総務省の救急救命の現況によると、救急車の到着時間は平均8.5分とのこと、ドリンカーの救急曲線では、蘇生率は呼吸停止から2分で90%、5分で25%、10分でゼロ%となっています。初期の処置がどれだけ重要かを知りました。そこで、お伺いします。

町には人が多く集まる公共の建物が幾つかありますが、A E Dの現在の設置状況はどうかをお伺いします。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） 町の公共施設は多くの方が利用、集まれる場所であるため、もし心停止状態に陥った場合の救命のためA E Dを役場などの公共施設に設置しているところです。平成18年9月から役場、その後、平成19年から老人福祉センター、西部町民センター、武蔵ヶ丘コミュニティセンター、図書館、総合交流ターミナル「さんふれあ」、平成20年10月から三里木町民センター、各小学校、中学校、平成22年10月から杉並木公園管理センター、平成23年3月から各保育所、同年4月から東部町民センター、南部町民センター、中央公民館、ふれあいの森研修センター、平成24年11月からふれあい交流・福祉支援センター、平成27年3月から光の森町民センター、同年11月から鼻ぐり井手公園交流センターに設置している状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 矢野厚子君。

○1番（矢野厚子君） ありがとうございます。公共施設のほとんどは網羅しているということで理解してよろしいんですね。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） はい、ただいま申し上げました30施設には設置している状況でございます。なお、施設内に職員が配置されていないなどの3か所、福祉支援センターは老人福祉センターとの兼用、それから町民体育館は中央公民館との兼用、町民総合運動場は役場との兼用としているところです。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 矢野厚子君。

○1番（矢野厚子君） ありがとうございます。今回たくさんの方が受講してるので、全部に配備できるようにお願いしたいと思います。

続きまして、地域の公民館におけるAEDの設置状況についてどのように把握されているかも伺いたしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

町で区、自治会の公民館におけるAEDの設置状況についての全地区を対象とした調査はしておりませんので、詳細に把握しているわけではございません。また、地区公民館に設置したということをお聞きしたことはございませんが、ある区では、地区公民館への設置ではありませんが、区でリースをされ、区長さん宅に配置しているというお話はお聞きしております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 矢野厚子君。

○1番（矢野厚子君） ありがとうございます。今回の防災士養成講座には、各地区の区長さんたちが忙しい中受講しております。私の住んでいる新町区公民館にはせっかく資格を取ってもAEDはありません。AEDそのものは安いものではありませんけれども、命より高いものはありません。地域住民の命を守るためにも公民館へのAEDの設置は必要だと思いますが、どう考えられますか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

厚生労働省のホームページに掲載されております一般財団法人日本救急医療財団のAEDの適正配置に関するガイドラインで設置が推奨されている施設の例の主なものとしましては、駅、空港、スポーツ関連施設、デパート、スーパー、動物園などの多数集客施設、市役所など比較的規模の大きな公共施設、学校、工場、大規模なホテル、コンベンションなどが挙げられます。また、AEDの効果的、効率的設置に当たって考慮すべきこととしては、心停止の発

生頻度が高い、心停止のリスクがあるイベントが行われる、救助の手がある、心停止を目撃される可能性が高い、救急隊到着までの時間を要するなどが上げられています。以上のようなことから、地域公民館のAEDの配置については、盗難、損壊などの管理上や費用の面などの課題もあるかと思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 矢野厚子君。

○1番（矢野厚子君） お言葉なんですけども、ふれあいサロンとかカラオケとか地域の方が、高齢者の方も含めてたくさん利用されておまして、そういう意味ではリスクがないとは言えないんですね。ですので、AEDの操作をできる方がサロンなんかにも参加していらっしゃるという場合には本当にあればとても役に立つと思っておりますので、一遍にとというのは無理ですけども、少しずつでも町の方として考えていただきたいと思っております。

これで私の方からのAEDの質問についてを終わります。

続きまして、防災士についてです。

前の質問でも触れましたけど、私は現在菊池、合志、菊陽町主催の防災士養成講座に参加しています。まだ途中ですが、講師の方々の熱心なお話を聞きながら、ふだんからの防災意識がどれだけ大きかを改めて認識しました。合同の養成講座は3か年計画で今年度で終了と聞いています。菊陽町では現在29名の防災士がいるとのことですが、今回の受講生37名が合格し、防災士になったら合計66名の防災士が誕生すると思います。次年度以降の防災士養成講座をどのように考えていらっしゃるのかをお伺いします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

防災士養成講座については、平成28年度から菊池市、合志市、菊陽町の3市町合同による開催を行ってきており、本年度は本町が事務局を担当し、今月の1日、2日と9日の3日間図書館ホールでの開催であります。本町の養成講座の受講者数は、平成28年度が11名、平成29年度が17名、本年平成30年度が37名で、これまでの3年間で65名となっております。3市町合同による養成講座の事務局が一巡したところですが、3市町とも防災士の養成は必要であるとの認識から平成31年度においてもこれまでの3市町による合同開催を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 矢野厚子君。

○1番（矢野厚子君） 前向きな御回答ありがとうございます。今後も開催の予定ということですが、50名以上の受講者が開催の条件と聞いておりますが、合同開催が不可欠な場合は町独自でも50名以上確保し、実施される予定でしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 今申されてましたとおり、50名以上が条件となっておりますので、今

回も菊陽町は37名の参加ということでございますので、なかなか単独で開催する、50名以上というのは難しいかと考えておりますが、他市町村もまだまだ防災士の養成をということで考えておられますので、当面は3市町による合同開催を続けていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 矢野厚子君。

○1番（矢野厚子君） 菊陽町では30年2月に防災士連絡協議会を発足されて以降、毎月活発な活動をされていると伺いました。私も防災士となったら防災士協議会の一員として頑張りたいと思っています。来月は全国市町村国際文化研修所で行われる防災と議員の役割という研修を受けて自らのスキルアップを図り、活動に貢献したいと思っております。

2番目の質問として、防災士連絡協議会のさらなる活動と組織の充実に向けてどのように考えていらっしゃるかお伺いします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

本町の防災士連絡協議会は平成29年12月に設立されました。現在29名の会員で、協議会の本格的な活動は本年度になってから始まり、防災士としてのスキルアップのための研修や地域の防災訓練での指導など毎月1回のペースでさまざまな取組をされています。これまでの活動内容を申し上げますと、5月は白川の水害、土砂災害のおそれのある戸次地区での危険箇所、避難経路等の調査、把握を、6月は日本防災士会地方議員連絡会九州ブロック長を講師に招き研修会を開催されました。7月は熊本地方気象台職員4名を招きワークショップを、8月には白川の水害のおそれのある下津久礼地区での危険箇所、避難経路等の調査、把握が行われました。9月には曲手地区の防災訓練の訓練指導が行われ、10月は東日本大震災でボランティアを体験された会員の講話と全体検討会が行われました。また、11月は南消防署においてロープ結束についての講習を受けられました。このように、発足から1年になりますが、防災士連絡協議会は活発に活動をされておられます。

御質問のさらなる活動と組織の充実に向けてどのように考えているのかについてですが、本年度の防災士養成講座の受講者が37名で協議会の会員数が60名を超え大人数になることから、どのような活動を行っていくのかを協議会で検討がなされております。町では、今後も防災士連絡協議会の自主的な活動を支援していくとともに、防災士としてのさらなる知識の習得をしていただき、地域の防災リーダーとして活躍していただけるよう支援してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 矢野厚子君。

○1番（矢野厚子君） 9月に西本議員の一般質問の中で防災士資格が可能な人員の把握と防災士になっていただくための対策として、消防団の分団長以上の経歴がある方々は現役も含めまし

で町内に110名いらっしゃるので、今後はまず消防団の分団長以上の経験者の中からリストアップし、防災士資格を取得していただけるように進めていくという回答がなされているようですけれども、そのリストアップと依頼活動はどこまで進んでいるのか、お伺いします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 今、担当の方でリストアップをしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 矢野厚子君。

○1番（矢野厚子君） 現在、全国の防災士は小学生から80歳代までいると聞いています。年齢制限とか国籍とか関係ないんですね。資格までいなくても防災の知識を持った予備群を地域の安全・安心のために育成する手段を、私も防災士の資格を取ったらともにできればと願っております。今後の地域の安全・安心のために行政の力強い協力をお願いします。

言葉足らずでまだまだ思いを伝え切れませんが、生まれ育った地域を思う一人として今日発言させていただいたことを深く感謝して、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君） 矢野厚子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時25分

再開 午後1時35分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

那須真理子君。

○5番（那須真理子君） 皆さん、こんにちは。

鉄砲小路の那須真理子です。どうぞよろしく申し上げます。お昼からは睡魔が襲ってくる時間帯ですので、大きな声で皆さんが眠気を催さないように頑張りたいと思います。よろしく申し上げます。

さて、我が家は畜産業を営んでいます。今月30日はいよいよTPP、11環太平洋連携協定が発効されます。言い出しっぺでありますアメリカが離脱し、再協議規定は宙ぶらりんのままです。人、物、金が自由に交流するのがTPPです。畜産の牛肉は関税が1年目に27%に下がり、16年で9%まで下がります。それに伴い、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドから輸入牛肉がどんどん入ってくると思われます。そうなったとき、政府はセーフガード、つまり緊急輸入制限措置とありますが、それもSGといいます、もうこれを発効、発動して対応しようとしていますが、これまたはっきりしたことは分かっていません。最近の異常気象から来る災害の大きさや世界人口の爆発的増加などを考えたとき、食料を輸入に頼るのは怖いことです。牛肉に限らず食料は自国で生産するを常に考えるべきだと思っています。災害時は自助が一番だと、大事であると同じように、食についても自分の命は自分で守るを念頭に、農業をみ

んなで考え守り育ててほしいと思っています。ぜひ今後のTPP11の動向に皆さんが関心を持っていただき、それをお願いしまして質問に入りたいと思いますが、前置きが長くなりましたが、今日は農業についての質問ではありません。ぜひ国産、それも菊陽産の農畜産物を食べて元気に育てほしいと願いながら、子どもたちに関する質問と、菊陽町の誇れる数々の史跡や特産品の観光PRについて質問いたします。それでは、よろしくをお願いします。

質問は質問席にて行います。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○5番（那須真理子君） まず、1番目の子育て支援について質問します。

その前に、まず9月に町長選において再選されました後藤三雄町長に改めてお祝いを申し上げます。それとともに、今期4年間を元気で、そして全力で町政に邁進されることを願っています。今日は御答弁よろしく願いいたします。

さて、就任の御挨拶の中でも重点施策の1つ目に「子育て支援充実のまち」とあります。転居してこられた人たちの話を聞きますと、子育て支援がよさそうだからという話をよく聞きます。そのような中で、具体策として来春から中学生までの医療費が無料になると聞いています。そうなれば、当事者の親さんには心強いことです。それでは、施設面ではどうでしょうか。子育て支援センターと名のつくところにラビットくらぶ、ミニキャロットくらぶ、ひかりっこ、そして武蔵ヶ丘児童館とつどいの広場ぴーすがあります。これらはゼロ歳から未就園の子どもと保護者が対象となっています。その中では、親子で楽しむ体験活動や子育ての悩みや情報交換、そして友達づくりの場にもなっています。以上のように子育て中の両親や子どもにとってはいろんな面で人生の道しるべになっていると言っても過言ではないと思います。それでは、これより質問に入ります。

つどいの広場ぴーすだけは1家族100円と利用料が設定されていますが、これらの施設を利用するための規約はあるのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 御質問の子育て支援センターによる利用料の設定についてお答えします。

各子育て支援センターは、地域子育て支援拠点事業として行っており、基本的には料金は無料となっております。地域子育て支援拠点事業は、児童福祉法に記載されており、子育て親子の交流などの促進、子どもの健やかな育ちの支援を目的に、国の地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づき町が国から補助を受け、子育て支援室の開設や各支援センターに出向いて行う支援活動を実施しております。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○5番（那須真理子君） 規約は国のあれによって決まっているということですが、規約の取り決めがないわけですから、ないわけというか市町村との、ほかの市町村ですけれども、ないわけですから次の質問に入りますけれども、これらの施設は熊本市や合志市からの利用者が

菊陽町住民よりも多いという話を聞いていますが、これについてはどう考えていますか。また、1日何組限定での活動予約は町内と町外ではどう取り扱っているのでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 御質問の他市町村からの利用についてお答えします。

先ほど申しましたとおり、子育て支援センターは国の地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づき、市町村の垣根を越えて子育て世帯の交流の場を設けることを目的の一つとしていますことから、菊陽町と同様に近隣の熊本市、菊池市、合志市、大津町などにおいても在住者以外の利用を可能としております。また、各町民センターに出向いて行う子育て支援活動は、親子20組限定の事前予約制としておりますけれども、町内町外を分けずに御利用いただいております。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○5番（那須真理子君） 町内町外問わずに利用されているということですが、そうなってきますと、正式な取り決めはなく、お互いに暗黙のうちに市町村の施設を使用しているとすれば、こちらもそうですけれども、ほかの隣市町村ですね、いろんな大津町とか合志市、熊本市、そういうところの人たちもやっぱりそこを利用したときにいろいろと不満や問題が生じてくることも予想されます。そうであれば、お互いに正式に協定を結んで文書化する必要があるんじゃないかと私は考えますけれども、それについては今後どうお考えですか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 御質問についてお答えいたします。

施設を利用するに当たり、現在他市町村との協定はございませんが、今後利用や予約方法などについて近隣市町と情報交換を実施したいと考えております。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○5番（那須真理子君） ぜひ近隣の市町村と情報を交換し合って、取り決を一応お願いして私も見守りたいと思いますが、先ほどの5か所は皆さんも御存じのとおり全部西部に位置します。東部にある親さんは東部にないので遠いと思いながらも西部の施設に連れていったが、利用されている人たちが町外の人が多くてびっくりした、町内じゃないので話もかみ合わず気まずい思いをしたと語っておられる親さんもいらっしゃいます。やはり現状を考慮し、今後は東部に設置する必要があると思いますが、どうお考えでしょうか。これは町長にお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの御質問でありますけれども、町の東部における子育て支援センターの設置についてということでもあります。町立保育所を民営化、来年の4月からそちらの方に変わりますと、町立のなかよし保育園とそれからみどり園が残るわけではありますが、現在の保育所としての機能に加えて子育て支援の拠点となるよう、（仮称）総合子育て支援センターの整備を進めていきます。その内容につきまして菊陽町町立保育所運営検討委員会の中で具体的な検討を進めて、その中で、確かに東部の方にはその必要性も出ておりますので、残る2園の

中でその辺、この2園はさらに子育て支援センターのみならず総合子育て支援センターと位置づけておりますので、この施設の中で検討委員会の方からも答えが出てくるかと思えますけども、そういう取組をしたいというに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○5番（那須真理子君） 先ほども質問の中で総合支援センターの話が出ておりましたけれども、早々にこれは皆さん利用したいという東部の方の親さんたちの願いがありますので、町長も重点の施策の1つ目に上げられていますので、ぜひこれを設置して、総合センターができる前にどこか1か所でもいいですので設置していただいて、さすが後藤町長と言われるようにぜひ設置をよろしくお願いいたします。これは将来町を担ってくれるであろう人材をつくり出す人生行路の入り口でもありますので、菊陽町のどの地域に住んでいても同じようにサービスが受けられることが求められると思います。ぜひ早々の御検討をお願いいたします。

続きまして、2番目のこども110番について質問します。

最近のニュースを見聞きしていますと本当に恐ろしいと思うことが多々あります。それも、人がかかわっている事件が多いです。その中でも子どもに対するわいせつ行為や、はたまたそれを目的とした殺人等、子どもを取り巻く情勢が私たちのときとは本当に変わってしまいました。私たちの小さいときは生活は貧しくて不便でしたが、恐ろしかったのは墓ぐらいでした。私たちは墓ぶらと呼んでいましたが、その場所を通るときだけはどんな日中でも大声を出して走り去っていき、今でも覚えています。それが、今は人が恐ろしくて人を警戒しなければなりません。子どもたちは安心して登下校もできないような時代を迎えています。そのような背景があり、みんなで子どもを守ろうとの趣旨で設置されたのだろうとは思いますが、はっきり分かりません。区のところどころに子ども110番の家と書かれた看板が個人の庭先や木戸に立っています。皆さんも御存じだと思います。我が家にもあります。そもそもこれは何の目的でどこが管轄し、町はどのようにかかわっているのでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（矢野信哉君） 御質問にお答えします。

子ども110番の家は1990年代ごろに子どもを狙った犯罪が増え、特に神戸連続殺傷事件をきっかけに全国に設置されるようになりました。目的は、緊急避難先として子どもの保護と事件の未然防止のために、町内の小学校のPTAが主体となって学校と協力しながら地域社会、警察、自治体と連携して取り組んでいるものです。緊急避難先としましては、校区にお住まいの住民や店舗の事業主等をお願いしています。小学校区別の設置数は、菊陽中部小が38か所、菊陽南小が24か所、菊陽北小が40か所、武蔵ヶ丘小が30か所、菊陽西小が60か所、武蔵ヶ丘北小が18か所の計210か所となっております。町では、子ども110番の家の表示プレートやセーフティコーンなどの表示板の配布などのサポートを行っています。教育委員会としましても、今後とも子ども110番の家に関する各学校のPTA活動についてしっかりと支援してまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○5番（那須真理子君） それでは、私が質問したのは、管轄というのはどこですか、直接的には。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（矢野信哉君） 先ほども申し上げましたように、この取組は各小学校のPTAと学校が主体となって取り組んでおられますので、教育委員会としましては直接的な管轄というわけではないんですが、関係機関及び関係部署と連携して支援していきたいと思っております。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○5番（那須真理子君） 私が聞きましたところによりますと、警察が管轄という話を聞きましたが、そうじゃないんですね。警察から学校に行って、学校がPTAでというその流れじゃないわけですね。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（矢野信哉君） 先ほど申し上げましたのは、役場内での管轄というところでのお答えをしましたが、今、那須議員がおっしゃられましたように今は警察が主体、大津で言えば安全協会ですかね、そちらの方が管轄的な取組を行ってらっしゃるかと思います。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○5番（那須真理子君） 私もそうでしたけれども、町民の多くはあの看板を見て町、教育委員会が管轄しているってみんな思っているんじゃないですかね。そして、それをPTAとか、そしたらさっき岩下議員に聞いたら、うちは何て言いました。

（12番岩下和高君「地区委員さんがやる」の声あり）

地区委員さん。

（12番岩下和高君「地区委員」の声あり）

地区委員さん。地区委員さんがされるというところもあるそうですので、それぞれにそこ何か違うみたいですので、うちのところはPTAの方が持ってこられました。それなんですね、あとずっと何十年ってあるわけですけども、町からはもう、警察からももちろんですけど、一回も便りも情報の共有というか、そういうお便りもありませんでしたので、もうこれが不思議でたまりませんでした。それが、あるところではこういうことがあったそうです。夏の暑い日に数人の子どもたちが、ごめんください、ここは子ども110番の家ですよ、水を飲ませてくださいと訪ねてきたそうです。すると、そこの住人は、うちは確かに子ども110番の家の看板は立てているけど、水を飲みに入るとこじゃなかよと言ったそうです。そして、不審者が出たとかけがをしたとか、そういう緊急の場合に一時避難するところばいと、そう答えたそうです。つまり、子どもたちと受入れ側との情報共有がなされていないためにこのような事態を招いたと思われまます。これが、看板を掲げていなくて、ただ単に子どもたちが水を飲みに入らなかつたのなら話はまた違ったのかもしれない。つまり、水を飲ませてください、ああ、

いいよと終わったのかもしれませんが。そういうことで、この立て看板というか、看板を出しているということは、子どももですけども、受け入れてその看板を立てている、両方にそれぞれ違った概念を与えているのではないのでしょうか。子どもたちを地域で守るのは当然のことです。だからこそ、子ども110番の家の管轄を明確にして横のつながりの充実を図るべきだと思いますが、町としては今後どう対応されるのでしょうか。質問します。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（矢野信哉君） お答えします。

新山地区では、平成30年5月に今年で9回目になる子ども110番の家探検ラリーが開催されました。これは、新山地区にある7か所の110番の家をラリー形式で探し当てるもので、ゲームを通して子どもたちに場所を認識させるものです。また、110番の家の人を知ることによって緊急時にすぐ飛び込める環境をつくれるようにと実施されたものです。子どもと保護者ら100人以上が参加され、110番の家を見つけて家の人と挨拶を交わすという取組でした。このような取組は子ども110番の家を住民に周知し、防犯意識を高揚させるために大変効果のある取組であると考えています。町としましても、警察や地域社会と協力しながら、警察庁が作成している子ども110番の家対応マニュアルを活用して具体的な対応方法を周知するなど、今後とも子ども110番の家に関し各学校のPTA活動を支援してまいります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 那須眞理子君。

○5番（那須眞理子君） せっかく教育長が前におられますので、教育長、いかがですか、今の質問に対して。

○議長（渡邊裕之君） 教育長。

○教育長（上川幸俊君） 御質問ありがとうございます。こども110番のこの取組につきまして、地域社会とそれから学校、保護者あるいは関係機関や警察が集まりまして、それが一体となって取り組んでいる非常に効果的な取組だなということを、議員の御質問を受けながら改めて認識をしているところでございます。今の課長の方から申し上げましたけども、地区によっては非常に効果的な取組も行っていております。今、学校では地域学校協働活動で町全体で住民全部で大切な子どもたちを守り育てていこうというような取組を進めておるところでございまして、その事業にまさに合致する取組であろうというふうに思います。今後は、せっかくこの貴重な取組にまた光を当てていただきましたので、教育委員会としても責任を持ってしっかりとPTA、学校あるいは関係機関が要となってこの取組を進めてまいりたいと、そのように思います。ありがとうございます。

○議長（渡邊裕之君） 那須眞理子君。

○5番（那須眞理子君） 心強い御答弁、ありがとうございます。

子どもは国の宝です。みんなで魔の手や緊急事態から守り育てなければなりません。いざというとき、どこをどうしてどう対処するのか、情報の共有とそれらについての見識も重要で

す。この看板が存在する以上、町もノータッチでは子どもたちを守るという安心・安全が途中で切れてしまいます。みんなの輪があってこそ子ども110番の家の存在が生きてくると思いますので、これからは子どもも一緒に共通認識を持って事件や事故が絶対に起きない菊陽町でありたいと思います。2番については以上です。

次に、3番に移ります。

3番目は大空港構想における観光PRについてです。

これは先ほど矢野議員もおっしゃってましたけども、ちょうどお昼の時間帯に蒲島県政の意向として三里木駅からの鉄道、JRが延伸される、じゃあ何かその旨で検討がなされるということがニュースで出ておりましたので、ちょうどよかったなと思いました、私のこれからの質問にありますので。昨年の6月の一般質問におきまして蒲島県政の強い構想であります大空港構想（ネクストステージ）について質問しました。これは九州の中央に位置する阿蘇くまもと空港とその周辺地域を一体のものとしてその地域の可能性を引き出し、その最大化を考えていく構想であり、平成24年度から熊本県が取り組んでいるということでした。それが、平成28年の熊本地震からの創造的復興の象徴となり、また点火剤として復興を推し進めるために大規模な図案、つまりランドデザインとして新しく策定されたものと理解しています。それについて町としては県の意見交換において5つの項目を提案されています。今日は新しい議員さんもいらっしゃいますので、そのときの答弁を私の方からかいつまんでお伝えします。その1が、災害時には空港北側から進入を可能とする2本目の主要な道路を整備する、2に、空港北側にエプロント荷さばき場を設置する、3に、空港や九州自動車道、熊本インターチェンジに近い白水台地に新たな物資の集積を可能とする施設を誘致し、県の北東部への物資の配給拠点とする、4に、広大な防災公園を整備する、5に、北熊本駐屯地から空港へのアクセス道路を整備する、そして防災拠点構想においては空港滑走路を有する本町に必要な施設を今後は積極的に誘致していく、以上がそのときの御答弁だったと思いますが、間違っていましたら後でお示しください。それでは、あのときの質問から1年半が過ぎようとしています。現在その提案に沿って進展があったこと、また変更になったことがありましたらお答えください。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えします。

この大空港構想（ネクストステージ）は、阿蘇くまもと空港と熊本地震により甚大な被害を受けた熊本都市圏東部地域である益城町、西原村及び熊本市東部地区並びに大津町及び菊陽町の持つ可能性を引き出し、創造的な復興を推進するランドデザインとして策定されたもので、計画期間は10年間となります。この計画には、空港の活用、空港へのアクセスの多重化、国道443号の4車線化などが盛り込まれるとともに、空港への鉄軌道の延伸も検討項目に掲げられています。御承知のとおり、現在熊本空港の民営化が進められており、応募事業者との意見交換が行われているところであり、町もこの意見交換会に参加して空港やその周辺地域での観光PRや幹線道路の改良など取組可能な項目などを要望しています。このようなことから、

新たな空港引受事業者がどこに決まるか注視しているところです。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○5番（那須真理子君） せんだって沖縄のモノレールを数人の議員で研修に行きましたが、そのときも感じましたけれども、このような大規模なプロジェクトは話が出ては消え、消えてはまた出るといったぐあいに一進一退を繰り返しながら進展が具体的に見えないというのが特徴だと思いますが、構想としては、さっきも1番目に言いましたけど、三里木駅からのJRの方が構想として具体的に上がったということですので、少しずつではありますが、前進しているということだと思います。

さてそれでは、それを踏まえまして阿蘇くまもと空港周辺がいろんな構想で変貌していくであろう、もしくは変貌する中で、町は他の連携市町村よりいち早く恩恵をこうむるように仕向ければなりません。その一つにPRがあると思います。本町には現在他の連携市町村より幾つもの利点があります。まず、阿蘇くまもと空港の滑走路は本町に有しています。次に、JRの駅が3つもあります。そして、大きな幹線道路が走っています。これだけそろっているところはほかにありません。これを利用しなくてはもったいないです。熊本空港を利用された方は分かると思いますが、上空から見た本町は東西に白川がゆったりと流れ、その周りには豊かな田畑が広がり、のどかさを見せながらも幹線道路が東西南北に走り、行き交う車がにぎわいを感じさせます。本当に素晴らしいところに住んでいるといつも感じます。しかし、初めて熊本を訪れる人たちには眼下に広がるところが菊陽町だとは分かりません。そこで、私の発想から先に申し上げますが、眼下に広がる白水台地に菊陽町のシンボル史跡であります、今も土木事業として農業に多くの恵みを与えている鼻ぐり井手の大看板を設置したらどうでしょうか。そうすれば一目瞭然、みんなの目がくぎづけになり、菊陽町を印象づけること間違いなしです。そして、この地に興味を抱き、見てみたい、訪ねてみたいと思われることが大事ではないでしょうか。

そこで、質問です。

私の発想は別として、町は将来を見据えて大空港構想における阿蘇くまもと空港を利用した観光PRはどのように考えておいでですか。

○議長（渡邊裕之君） 商工振興課長。

○商工振興課長（川上一弘君） こんにちは。お答えします。

本町においては、これまで鼻ぐり井手、杉並木、鉄砲小路などの歴史的景観や眼鏡橋などの文化財等を資源とした観光の活性化に取り組んでまいりました。地方創生総合戦略においては、商工会が行っています菊陽まち遊び事業を支援し、本町の魅力を発信しているところです。また、本年度、世界かんがい施設遺産に登録された鼻ぐり井手を含む白川流域かんがい用水群など、関係市町と連携した新たな観光資源の創出に取り組みたいと考えております。

御質問の阿蘇くまもと空港を利用した観光PRにつきましては、空港の民営化に合わせて本町を紹介するパネル展示などを行うなど菊陽町のPRを考えております。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○5番（那須真理子君） 幾つか考えていらっしゃるということは分かりました。熊本の空の玄関口としてまず菊陽町に着陸するわけですから、通過点にならないためにも第一印象でインパクトを与え興味を持っていただけるようなPRをし、お出迎えをしたいものです。また、それが行く行くは観光にとどまらず定住につながっていけば願ったりかなったりでこんなに喜ばしいことはありません。今後もさらなる御検討をお願いしたいと思います。つけ加えて申し上げますと、先ほど私が申し上げました白水台地に大看板を設置する、それも御検討いただきますようお願いいたします。

それでは、同じPRの場としてJRの駅と幹線道路が考えられます。JRは原水駅、三里木駅、光の森駅と3つも駅がありますので、そこにも町の史跡、先ほど言いましたが、鼻ぐり井手、鉄砲小路の生け垣、津久礼の眼鏡橋などなど、ほかにもたくさんあります。それらの史跡や特産品などを紹介する看板等を設置したらどうでしょうか。そして、幹線道路には大きなキャロッピーを据え、宣伝大使になってもらいましょう。以上は私の思いですが、町としては幹線道路を利用した観光PRはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 商工振興課長。

○商工振興課長（川上一弘君） お答えします。

町に有するJR駅での観光PRにつきましては、菊陽町ルートマップのパンフレットを作成し、町の出先機関をはじめ三里木駅の情報交流プラザやくまもと森都心プラザ、東京都中央区にあります地域活性化センターにおいて本町の情報を発信しております。また、今年度は実施されませんでした。例年鉄砲小路生け垣とふれあい祭りを散策するJR九州が主催するウォーキングにあわせましてスタンプラリーを行っており、総合交流ターミナルにおいて本町の特産品であるニンジンジュースなどの試飲など菊陽町のPRを行っております。

御質問のJR駅や幹線道路での観光PRにつきましては、JR駅の利用者が1日約8,100人、幹線道路であります国道57号は1日の交通量が約3万5,000台と、町内外を問わず多くの方が利用されており、町のイベント開催など情報の発信場所としては有効な場所と認識しております。今後もJRの駅や幹線道路において菊陽町を紹介するポスターの掲示や屋外の看板等による菊陽町のPRを考えております。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○5番（那須真理子君） 大体熊本県人はPRとか宣伝効果が下手だという話は聞いておりますけれども、やはりPR効果というのはとても大きなものがありますので、インパクトの強いPRをぜひ町のどこそこにさせていただきますようお願いいたします。

大空港構想は他の市町村との絡みもありますので、想像以上に周辺一帯がさま変わりすると私は思っています。私たちはその先を見据えながら先手先手で事を起こすことが政治の手腕であり、次へのチャンスにつながるものと考えます。現在、議会でも大空港構想（ネクストステージ）について周辺の連携市町村にて研修が行われていますが、どの市町村もおのの利益

につながるように配慮しながら未来像を描きつつあります。だからこそ、菊陽町の観光PRの果たす役目は大きいと思われます。これからの町政の中でもぜひ取り上げていただき、御検討をお願いしまして、今日の全部の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問は終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時8分

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成30年12月6日（木）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(平成30年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成30年12月6日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番 | 矢野厚子君 | 2番 | 大久保輝君 |
| 3番 | 阪本俊浩君 | 4番 | 西本友春君 |
| 5番 | 那須真理子君 | 6番 | 佐々木理美子君 |
| 7番 | 中岡敏博君 | 8番 | 吉山哲也君 |
| 9番 | 北山正樹君 | 10番 | 布田悟君 |
| 11番 | 石原武義君 | 12番 | 岩下和高君 |
| 13番 | 大塚昇君 | 14番 | 川俣鐵也君 |
| 15番 | 上田茂政君 | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 甲斐榮治君 | 18番 | 渡邊裕之君 |

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 高木定伸君 |
| 書記 | 山川真喜子君 |
| 書記 | 益満基君 |

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------------|-------|----------------|-------|
| 町長 | 後藤三雄君 | 副町長 | 吉野邦宏君 |
| 教育長 | 上川幸俊君 | 教育部長 | 安武卓明君 |
| 総務部長 | 阪本浩徳君 | 福祉生活部長 | 阪本章三君 |
| 健康保険部長 | 服部誠也君 | 経済部長 | 士野公典君 |
| 土木部長 | 大山陽祐君 | 会計管理者兼
会計課長 | 市原憲吾君 |
| 総務課長兼選挙
管理委員会書記長 | 板楠健次君 | 総合政策課長 | 中島秀樹君 |
| 総務部次長兼
財政課長 | 西本一浩君 | 総務部次長兼
税務課長 | 酒井章彦君 |
| 人権教育・啓発課長 | 古賀直之君 | 東部町民センター所長 | 西本俊子君 |
| 福祉課長 | 相馬仙助君 | 子育て支援課長 | 内藤優誠君 |
| 町民課長 | 渡辺博和君 | 健康・保険課長 | 東桂一郎君 |
| 介護保険課長 | 宮川照之君 | 農政課長 | 山川和徳君 |
| 商工振興課長 | 川上一弘君 | 土木部次長兼
建設課長 | 小野秀幸君 |

都市計画課長 井 芹 渡 君
環境生活課長 丸 山 直 樹 君
学 務 課 長 矢 野 信 哉 君
図 書 館 長 川 端 慎 一 君

下水道課長 矢 野 和 幸 君
総務課総務法制係長 小 泉 秀 和 君
生涯学習課長兼 梅 原 浩 司 君
中央公民館長
農業委員会事務局長 鍋 島 二 郎 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

大久保輝君。

○2番（大久保 輝君） 皆様、おはようございます。大久保輝でございます。

本日、足元悪い中、多くの方に傍聴いただいております。どうもありがとうございます。

まずは、先般施行されました菊陽町長選挙におかれましては、後藤町長、4期目の当選という結果でございました。誠にめでたうございます。今後4年間の任期において、どのような町政のかじ取りをされていくのか、任期4年間のその先々まで見据えた菊陽町の発展のために、さまざまな政策を掲げてらっしゃいましたので、主にその内容についての御質問をさせていただく予定です。

1番目が、私も多くの町民の方から期待する声を聞いております。総合体育館の建設について。2番目が、都市計画、開発について。特に、こういった問題、大変時間がかかる課題かというふうに思います。先々の町の発展にとっても大変重要なことであるかと思っておりますので、そういったところを尋ねてまいりたいと思います。3番目に、子育て支援の充実。町立保育所の民営化につきまして、町民の方々からの声をいただいております。今定例会で議決される事案でございますが、その前に質問をさせていただきます。4番目に、選挙に関すること。こちら、投票率や期日前投票に関することなどにつきまして尋ねてまいります。

以上の4項目でございますが、昨日、4名の議員の皆様のご一般質問と重複するところも多々ございます。その、昨日の答弁も踏まえたところでの質問ということでさせていただきたいと思っております。

それでは、質問は質問者席にて行わせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○2番（大久保 輝君） まず、総合体育館の建設についての質問をさせていただきます。

町長選挙時の選挙運動用のビラに、総合体育館の建設について、町役場内に担当部署を設置し、建設地の調査や建設計画を進めており、間もなく町民の皆様にご概要をお知らせしますということが記されてありました。先ほども申し上げましたとおり、総合体育館の建設につきましては、結構多くの町民の方々から、早く実現できないかという期待の声を聞き取っておりまして、間もなくというふうになりましたので、これは私自身、率直に大変喜ばしいことだなというふうに思っていたところでございます。

そこで、どこにどのような施設を予定しているのか。また、現在の進捗状況及び今後のスケ

ジュールにつきましてお尋ねしたいというふうに思っておりましたが、昨日の甲斐議員の一般質問への答弁では、これから総合体育館建設の検討委員会の設置を検討しているという段階ということでございました。なんで、この後のスケジュールについてはまだまだ分からないところありましたけども、今後の計画につきまして、ある程度のイメージはあるのではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

まずは、今後のスケジュールについてお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（梅原浩司君） おはようございます。

御質問にお答えします。

総合体育館の整備については、スポーツ関係者をはじめ、住民の皆様が待ち望まれているものであり、優先的に行う重点施策として位置づけているところであります。

まず、現在の進捗状況ですが、甲斐議員の一般質問の答弁と重複しますが、総合体育館建設に向けてのこれまでの取組としましては、平成25年度に、菊陽町総合スポーツ施設整備基本構想を策定し、施設整備の基本的な方針を定めております。その後、熊本地震が発生し、災害対応や地震に伴う復旧、復興事業を優先させるため、事業の検討を進めることができていませんでしたが、本年度から、町民総合体育館の建設に向け、事業に着手したところです。

総合体育館建設に向け、有識者やスポーツ関係団体、各種団体の長を委員とした総合体育館建設検討委員会を設置し、検討を進めることとしており、現在、大学教授などの有識者の選考を行っている状況です。また、11月に、菊陽町総合スポーツ施設整備基本計画策定等業務委託を発注し、基本計画の策定のほか、候補地の選定などに必要な調査や比較検討資料の作成を行います。

これからのスケジュールとしましては、まず検討委員会を経て、できるだけ早く建設場所が決定できるよう事業を進めていきたいと考えています。その後、施設の内容や規模などの検討を行い、基本計画を策定し、基本設計、実施設計を経て工事に着工となりますが、施設の完成については慎重に検討を行いながら、スピード感を持って取り組み、なるべく早い完成を目指したいと考えております。

また、事業の概要につきましては、町民の皆様にも適宜ホームページなどでお知らせしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○2番（大久保 輝君） すいません。ちょっと昨日の質問と重複しておりますけど、重複しているところは省いていただいて結構でございますので、今後のスケジュールについてももう少し詳しくお聞きできればというふうに思ったところございましたけども、まだ今のところ、まだまだ不明瞭なところなのかなというところでございます。

2番目の質問に移らせていただきます。

どのような施設を検討しているのかというところでございますけれども、建物の敷地や規模をどのように考えているのかというところでございます。こちらについても、昨日の質問及び答弁で、具体的なことは余り述べられていなかったかなというふうに思います。今のお話でも、まず予定地を決めてから、それから建物の方を検討していくというところであったかというふうに思います。しかしながら、私が考えるところ、私の意見としましては、建物の規模やこういったものかというのをある程度先に考えておかないと、先に土地を決めてしまうと、後で思ったような面積がとれなかったり、あるいは思うような施設が建てられなかったり、あるいはそういった面積確保できて、施設も建てられても、今度は駐車場の確保ができなかったりというような問題が出てくるかもしれません。菊陽町にどの程度の規模の施設がよいのかを事前に考えて、その上で土地の選定ということも同時進行的に行っていた方がいいのではないかというふうに考えます。

改めて、御質問いたします。

どの程度の規模でこういった施設を検討しているのか、そのイメージがあればお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（梅原浩司君） お答えします。

基本構想の中では、施設整備の内容としまして、メインアリーナ、サブアリーナにトレーニング施設を備えた総合体育館を想定しているところでありますが、具体的な施設の内容については今後の検討委員会で検討してまいりたいと思いますが、今、議員様の御意見の方も、今後、事業を進める上で参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○2番（大久保 輝君） ぜひよろしく願いいたします。

3番目の質問に移らせていただきます。

費用をどの程度見込んでいるのか、またその財源はという質問の予定でございましたが、こちら昨日答弁がございました。平成29年度までに約5億円の基金と、そして平成30年度予算で5億円の基金を積み立て、若干使用している部分もあって、今年度末には基金約9億8,500万円になるという予定であったかというふうに思います。

費用の例として、昨日、菊陽町の総合体育館を例として挙げられておりました。建て替えて約38億5,000万円ということでもよろしかったでしょうか。

（「益城町」の声あり）

益城町ですね。すいません。益城町、書いてるんですけど、すいません。総合体育館、例に、建て替えて約38億5,000万円ということでもよろしかったでしょうか。

これに、あくまでこれ建て替えということでお聞きしましたので、土地取得するのかどうかというのもありましようけども、あるいはそれに対しての造成費用なども考えると、仮に同程

度の規模でも、費用はまだまだ大きくなるというふうにも思います。恐らく、現在予定されている基金だけでは不足するだろうというふうに思うわけです。昨日の答弁には、それに起債であったり、国の制度事業であったりということもありましたけども、まずはどれぐらいの金額を予定しているのか。まだまだ分からないところかと思えますけども、あとその財源の確保についてというところで再度お尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（梅原浩司君） 御質問にお答えします。

事業費につきましては、議員様おっしゃられましたように、用地取得の有無、施設の規模や内容で変わりますので、現在のところお示しできません。

財源につきましては、国の交付金事業の活用も想定しております。ほかに、起債及び総合スポーツ施設整備基金などを考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○2番（大久保 輝君） そして、昨日の答弁におきまして、町長の方から、国の制度事業も使えるようなところを考えてというところがありました。当然、国の制度事業を使って、町の費用負担ができるだけ少なく済むようにというところは当然かと思えますけども、当然、それはありますが、しかしながら、制度事業がありきではなく、こういった施設をつくりたいというのを先にお示しいただいて、そこからスタートして、その上でさまざまな制度を検討していただきまして、それからすばらしい施設ができることを願っております。

次の質問に移らせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 所管が、教育委員会の生涯学習課でやっておりますけども、いろいろ財源等、またどういった施設をつくるかという私の思いもありますが、施設の内容等については検討委員会の方で、そこでいろんな意見等議論していただきたい、その上で決めていきたいと思っておりますけども、昨日、検討委員会の方も、年度末というような言い方をしたと思えますけども、年内には検討委員会は立ち上げて、できるだけ早い時期に場所等の決定もしていきたいと思っております。

そして、制度事業ということで、これも国の方の補助事業がつかないと、なかなか事業費も大きくなりますので、その辺も視野に入れた中での基金の積立てをやって、借金はできるだけ、この国の補助がとれれば、後年度負担にならないようなところでやっていきたいというふうに思っております。

この件については、またいろんな要望活動あたりもしなければいけないかなと考えておりますけども、そういったときは、また議会の皆様の応援といいますか、支援の方もよろしく願いしておきたいと思っております。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○2番（大久保 輝君） 昨日、今年度末というところが今年中ということで、早まったかというふうに思いますので、ぜひ早く事業の実現ができるようにということでお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

2番目の都市計画、開発についてという項目の質問に移らせていただきます。

冒頭にも申し上げましたとおり、都市計画や開発については、計画を立てて実際に事業が始まって、そしてそういったさまざまな施設なりが利用できるようになるまでにはかなりの時間がかかるかというふうに思います。なんで、非常に長期的な視点で見なければならぬことだというふうに思っております。

その中で、まず1番目に、武蔵ヶ丘地区再開発の進捗状況について、また今後の計画はどのように考えているのかという項目でございます。

こちらにつきましては、昨年9月の議会で、私、一般質問をさせていただきましたので、どのような計画なのかということはお聞きしております。その際の進捗状況について少しお尋ねをしたんですけども、そのときの答弁におきましては、本事業に関しましては、確実にやってくるであろう武蔵ヶ丘団地を含む合志市、熊本市を含む周辺地域の高齢化を見据え、将来的に持続可能な地域社会を形成するために町として問題提起しているものというところの答弁でございました。町として問題提起をしているということでございましたので、私、前回ちょっとお聞きしたかったところだったんですけども、きちんとお尋ねできてなかったんですが、例えば近隣市町村に対しても、具体的にどのように問題提起という形が行われているのかということをお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

武蔵ヶ丘地区再開発事業、いわゆるオールドニュータウン再開発事業は、昭和40年代以降の高度成長期時代に開発された武蔵ヶ丘団地とその周辺戸建て住宅が建つ地域を再開発し、再配置するものですが、建設から約40年が経過する武蔵ヶ丘団地の耐用年数は70年であること、また周辺の戸建て住宅は個人が所有する財産であることなど、再開発のためクリアしなければならない条件が数多くあります。そのため、町単独で再開発が実現できるものではなく、国や県、関係自治体、大規模土地開発業者、金融機関などと連携して協働しながら、長期的視野に立って取り組んでいかなければならない事業です。

本事業は、確実にやってくるであろう武蔵ヶ丘団地を含む周辺地域の高齢化を見据え、将来的に持続可能な地域社会を形成するために、県をはじめとする関係機関に町として問題提起するものです。

これに対しまして、関係市町との協議を行ったかということでございますけれども、今後の人口減少、少子・高齢化にあっても、地域を活性化し、経済を持続可能なものとして、住民が安心して暮らしていけるような圏域の中心的役割を担う連携中枢都市圏で問題提起をしたところ です。

この計画については、個人の財産を扱うなど、さまざまな問題を抱えているため、今後も粘り強く問題提起をしていくこととしています。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○2番（大久保 輝君） すいません、ちょっと私がきちっと分かりにくかったものですから、具体的にどのように問題提起をしたのかというところだけ端的にお答えいただければと思います。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） 現在、熊本連携中枢都市圏がございまして、その中で問題提起をしているところです。人口減少、少子・高齢化社会にあっても地域を活性化し、経済を持続可能なものとして住民が安心して暮らしていけるようなものを解決するために連携中枢都市圏というものがございます。その中で問題提起をしたところでございます。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○2番（大久保 輝君） 連携中枢都市圏でそういったお話をされたということでもいいでしょうか。はい。すいません、どういったものなのか、簡単をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務部長。

○総務部長（阪本浩徳君） それではお答えいたします。

連携中枢都市圏といいますのは、熊本市が中心になりまして、周辺の市町村と個別に協定、契約を結ぶというような形で、菊陽町も平成28年3月に議会の議決を経まして、こういう形で、連携中枢都市圏の議決をいただきました。その中で、事業が数十ございますけれども、その中で菊陽町が提案しましたのが、武蔵ヶ丘団地、これは戸建て、それから団地も含まれますけど、合志市、それから熊本市の武蔵ヶ丘あたりも含んだところで、空き家等が増えてきているというところで、都市空間の課題が共通しているというところで提案をさせていただきました。その事前としまして、平成25年度に、熊本市、それから菊陽町、それから熊本大学が協力しまして、武蔵ヶ丘の戸建ての住宅の調査アンケートをさせていただきました。その中で、空き家、都市空間の課題は共通しているというテーマが出まして、菊陽町としましても、武蔵ヶ丘団地を抱えておりますので、この連携中枢都市圏の中で提案をさせていただいたというところでございます。

実際は、壮大な計画なものですから、町単独でできるものではございません。民間のディベロッパーとか、当然、県、武蔵ヶ丘は県ですから県、それから武蔵ヶ丘の戸建ての方は当然個人の土地ですから、個人さんの財産あたりが扱うことになりますので、町単独ではとてもできるものではございません。熊本市、合志市あたりにもこの連携中枢都市圏に載せてもらうように、私の方から町長も含めまして要請はいたしまして、空き家等を含む都市空間の整備というような形で盛り込ませていただいておりますが、実際に、具体的に事業を進めていく上では民間の力が必要ですので、28年度だったと思いますけど、金融機関等には説明会を1回しております。それから、県にも1回要望はしております。その後、地震もありました関係で、実際余り進んでないということですが、会議の際は、再度提案をしていきたいというふうに思っ

ております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○2番（大久保 輝君） ありがとうございます。

なかなか今おっしゃったように、町単独では難しいというところで、当然だと思いますので、ぜひ頑張って取り組んでいただきたいというところでございます。

2つ目の質問に移らせていただきます。

セミコンテクノパーク周辺の道路整備について、現在の進捗はどうなっているのかという項目に移らせていただきます。

こちらにつきまして、菊陽空港延伸線につきましては、昨日、またこちら甲斐議員の一般質問の答弁で、現在の進捗状況についてはお聞きしました。

一昨日の後藤町長の行政報告では、これから（仮称）第2原水工業団地の計画も事業として進めていくということでございますので、ますます空港延伸線の重要性は高まることとなるかというふうに思います。しかしながら、今後の予定についてはまだ未確定なところがあるということでございました。

道路整備について、菊陽空港延伸線につきましては、昨日お聞きしましたので、もう一点、第5期総合計画にも記されております、町道杉並木公園延伸線について、こちら記されておりますので、こちらの進捗状況についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○土木部次長兼建設課長（小野秀幸君） おはようございます。

お答えいたします。

セミコンテクノパーク周辺の道路の渋滞、混雑につきましては、早急に取り組む必要があります喫緊の課題と認識しているところでございます。

このセミコンテクノパークの通勤者は約1万人で、大津町の本田技研などの工場の通勤者も増加しておりまして、朝夕の通勤、退勤時間帯は慢性的な渋滞となっております。このため、セミコンテクノパーク協議会からの要望及び地域住民に及ぼす影響等を勘案し、熊本県、合志市とともに、慢性的な渋滞が続いている地点、例えばセミコンの東口及び西口交差点の改良や、県道辛川鹿本線、福原バイパス等の建設により、慢性的な渋滞は一定の成果を上げるに至っております。しかしながら、セミコンテクノパーク、原水工業団地等の企業立地が進みまして、議員が申されましたけれども、今後、（仮称）第2原水工業団地も計画しているところから、さらに交通量が増加する見込みであります。

このような状況の中、町としましても、町道古閑原上堀川線と県道大津植木線交差点の町道側からの渋滞が著しいということから、町道側に右折レーンの設置及び右折矢印式信号機の追加をする事業について、今年度に用地買収が完了しましたので、現在、一部工事を発注しておりまして、来年夏ごろには完成の予定であります。

それからまた、その交差点改良の南側の県道新山原水線へつながる交差点においても、町道新町合志線の一部、延長約60メートルですけれども、未改良区間の改良についても、今年度用地買収が完了しましたので、現在、年度未完了を目標に事業を進めているところでございます。

菊陽空港線については、先日、甲斐議員の一般質問の答弁で申し上げましたので割愛しますが、また現在、熊本県におきましては、県道大津植木線のセミコンの東口、西口交差点に、左折レーンの設置、そのレーンの設置に取り組んでいるところでございます。

それから、大久保議員が申されました杉並木公園線の延伸、これは、図書館前から東の方に向かいまして、柳南橋の通りがあります町道の大人足線と言いますけれども、そちらまでの構想がございましたけれども、そちらの構想と、あと図書館前から北の方に向かいまして、横道合志線の延伸、その構想がございましたけれども、その路線については、まずは今現在、菊陽空港線を進めておりますので、その事業がある程度目途が立った時点で、またほかの路線の検討に入りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○2番（大久保 輝君） 先に菊陽空港延伸線をとということであったかと思っておりますので、こちら早く進めていただいて、次というところでいっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

J R新駅の設置についてどう考えるのかというところを質問項目としております。

こちらの質問ですけれども、昨日、こちらも矢野議員の方から質問があって、その答弁において、町の方では原水駅周辺まちづくり基本調査業務を実施しており、十分に張りついていないと、これ多分住宅のことかというふうに思いますけれども、住宅が張りついていないという意味でおっしゃったんだというふうに思います、いいですかね。原水地域周辺地区を一体的に整備したいと考えているということでもございました。町からJ Rへ新駅の設置を要望しているということでもございました。いわゆる請願駅ということになるかというふうに思います。当然、J R側としましては、民間の会社でありますから、採算がどうかということもあるでしょうし、昨日の答弁にもあったとおり、周辺近市の地域の住宅が増えないとなかなか難しいかというふうに思います。また、請願駅というふうになれば、新駅設置の費用はその負担のほとんどが町ということにもなるかと思えます。町としましては、こちらの新駅設置の実現の可能性についてどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

J Rの新駅については、下原堀川線の杉並木越境付近に予定しているもので、町がJ Rに対して新駅の設置を要望しているところでありますが、新駅予定地周辺の開発などを行う必要があります。この新駅予定地の南側では、第2区画整理事業がほぼ終了しており、北側には杉並

木公園や図書館、「さんふれあ」もあります。また、町では現在、原水駅周辺まちづくり基本調査業務を実施しており、新駅予定地周辺もこの業務に入っています。これらを一体的に推し進めることにより、新駅の着工がより現実的になるものと考えます。

また、今御質問されました新駅の試算についてですけれども、このようなことから新駅の設置に当たっては、まだ試算できるような状況ではないと考えているところです。参考までに申し上げますと、平成4年開業の平成駅は5,300万円、平成18年開業の光の森駅は自由通路と駅前広場を除いた工事費が5億円でした。いずれも当時の金額となります。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○2番（大久保 輝君） すいません。ちょっと私の滑舌が悪いのか、特別ちょっと費用についてお尋ねをしたつもりはなかったんですけれども、実現の可能性についてどうお考えなのかなどということをお尋ねしたつもりだったんですけれども、その辺について、町長どういうふうにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この新駅については、もう以前からずっといろいろJRの方とも協議あたりやってきたところでありますけれども、新駅をつくるのは、いわゆる今、大久保議員が言われたように、請願駅ということになりますので、請願した者が全て費用負担をするというのがJRの受けとめ方でありました。そして、その駅をつくるためには、やはりそれだけの乗降客がないと、現実的には余り見えないんですけれども、見えないところに相当の金がかかるのと、止めることによって電車の車輪等がいろいろ摩耗するとか、そういうことまで言われたんですけれども、そういう費用あたりも、いわゆる乗降客の運賃で取れない場合は、その差額は町の負担と言われて、そういうことで、またその当時は、あそこに駅をつくっても、三里木駅と原水駅の乗降客が分散する程度じゃないかということで、なかなかそのところまで至っていませんでした。自由通路については、現段階では杉並木陸橋ができて、あそこから歩いておいてこれるようになりますので、その辺はもう解消できるかと思うんですけれども、あとの乗降客数、そのために、この後都市計画の方からも答えるかと思うんですけれども、そういった乗降客、あの周辺での乗降客、一方で、あそこにできれば、道路から南側、第2土地区画整理事業もほぼ終わって、いろんな店等もできておりますので、そっちの方の利用もあるんじゃないかとは見込まれますけれども、そういうところも十分調査しながら、JRと協議した中で、維持管理の負担が町の方に来ないような、採算制のとれるようなところにするためには、あの辺周辺の開発があって住宅が張りつかないと、そういう課題もあるような状況でありますけれども、その辺も含めて、今取組といたしますか、将来を見据えた中で必要性というところもありますけれども。

もう一つ、今日の新聞は大きく出ておりました。蒲島知事が空港への乗り入れ、いろいろ検討された中で、三里木駅からこの空港までの豊肥線の延長をすることによって出ておりましたけれども、そういうのもまだ、詳しい情報はまだ分かっておりませんので、そういうところも見

ながら、どの辺にできるのかを見ながら、きちんと対応していきたいというように考えております。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○2番（大久保 輝君） ありがとうございます。

周辺の道路整備や新駅の設置についてということでお尋ねしましたけども、ここと関連してというところで、私が一緒に質問したいなと思っていたところでもございましたけども、原水駅周辺地域の開発計画というところをお尋ねさせていただきます。

昨年の9月の議会の阪本俊浩議員の一般質問への答弁で、原水駅周辺地域について、開発のポテンシャルが高い地域と考えていると。宅地化等の整備を行うことの実現の可能性について必要な調査と検討を行っていくという旨の答弁がなされておりました。先に新駅の設置やセミコンテクノパーク周辺の道路整備ということで質問させていただきました。まだ、時期未確定ということでもございましたけども、空港延伸線についてもこれから進んでいくかと思えます。こちらの道路、特に菊陽空港延伸線、こちらの道路が通ること、交通アクセスがよくなる反面、こちら高規格道路にもつながるといふふうに思いますが、それによつては、通過点というふうになってしまうところも若干懸念するところもあります。道路周辺が発展するためにも、開発ということを考えていただきたいと思いますというふうに思っています。さまざまな法律的問題もあるということでもございましたけども、今後の開発計画どのようにお考えなのか、状況をお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） お答えする前に、まず原水駅周辺の都市化に向けた開発ポテンシャルの高さについて説明させていただきます。

昨年9月定例会の阪本議員からの一般質問の答弁の中で、原水駅の乗降者数の推移について、平成19年度の1日当たり平均842名が、平成28年度は1,312名と、10年間で56%増加したと説明しておりましたが、平成29年度は1,601名となり、わずか1年で289名も増加しております。また、菊陽北小学校の児童数を見ましても、平成21年度の177名から、平成30年度は333名となり、この10年間で倍増したことになります。これは、菊陽第1、菊陽第2土地区画整理事業や集落内開発制度による宅地や商業施設の開発、またセミコンテクノパークや原水工業団地への企業の進出による雇用と転入が進んだ結果だと思われまふ。今後も、菊陽空港線の延伸、図書館前の杉並木公園線の東への延伸、（仮称）第2原水工業団地、約21ヘクタールの開発整備が進みますと、都市化へのポテンシャルはますます高くなると思われまふ。

御質問の、原水駅周辺地域の開発計画はどのような状況かについてお答えします。

現在、原水駅周辺まちづくり基本調査業務を発注し、条件調査と課題の整理を行い、開発に向けた基本構想を策定中でありまふ。今後は、この基本構想をもとに、都市計画法、下水道法及び農地、農振法等の関係法令の制限、課題をクリアすべく、関係機関との協議を進めてまいります。全国的に、少子・高齢化が問題とされている中、本庁が人口増加を継続させるまちづ

くりを進めるためにも、原水駅周辺の開発は重要な事業と認識しております。大久保議員をはじめ、議員の皆様の御理解と御協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○2番（大久保 輝君） ぜひ進めていただきたいというふうに思うところでございますけども、そしてこちら、町民の方からの要望として、菊陽町には会議場や宴会場などを併設したようなホテルだったりとか宿泊施設、こういったものが少ないなという声をよくお聞きします。私も商工業者の一員としてでもありますけども、地元の商工業者のためにも、そういった人が集まりまして、また宿泊できるような施設がぜひとも欲しいという声をいただいておりますので、これからこういった地域の開発を考えるに当たりまして、ぜひそういった施設の誘致もあわせてお願いできればと思っておりますけども、町のお考え、いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） すいません。お答えする前に、先ほどの質問の答弁の中で、原水駅周辺というふうに表現しておりますけれども、新駅の話もありまして、そこまで含んだ地域ということをお願いいたします。

それでは、今の件についてお答えします。

本町にはホテルや旅館が少ないということは認識しております。ホテルは、宿泊のみならず、会議場やパーティー会場として町民の皆様の利用、セミコンテクノパークや原水工業団地の企業の利用も考えられます。また、昨日の那須議員の一般質問にもありました大空港構想によります観光、インバウンドの利用も予想されます。原水駅周辺の基本構想の中でも、ホテル等が建設できる用途地域も検討したいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○2番（大久保 輝君） ぜひ前向きに進めていただけますようお願いできればというふうに思いまして、次の質問に移らせていただきます。

3番目の子育て支援の充実について、1番目の項目は子育て支援センターの整備とは具体的にどのようなことを行うのかということでございますけども、昨日の一般質問の答弁でお聞きしておりますので、2番目の項目に移らせていただきます。

民営化が進んでおりますが、4園の保育士確保の見込み状況はどうかというところでございます。

こちら昨日の答弁によると、各保育所、民営化するところですが、定員に応じて保育士が確保できているということで答弁だったんですけども、間違いございませんでしょうか。そのところだけ端的にお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 各民営化の4園の保育士の確保の見込み状況についてお答えい

たします。

現在、町立保育所で勤務している非正規職員で、私立保育所に勤務を希望する保育士の方、ほとんどが内定しております。また、各移管先事業者においては、事業者自身が運営している保育所などから職員の異動や新たな採用により保育士を確保できる見込みです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○2番（大久保 輝君） 昨日、もう確保できているというようなふうに聞こえてたものですから、一応見込みということでございますね。分かりました。

それじゃあ、3番目の質問に移らせていただきます。

民営化後の民間事業者の保育方針に対して不安の声を聞くことがあるが、説明は十分に行われているのかということで、こちら質問の要旨、書いておりますけども、こちらこのままお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 御質問の保護者への説明についてお答えします。

保護者の皆様の不安解消を図り、理解を得るために、保護者会、移管先事業者、町で構成される三者協議会で協議を進めています。三者協議会では、新しい園の運営事項や合同保育などについて情報提供や意見交換を行い、保護者の意見も取り入れながら移管の準備を進めております。また、保護者から多く要望がありました、来年度からの運営についてどうなるのか説明してほしいということでしたので、民営化後の各保育所の主な概要をまとめた入園のしおり（案）を作成し、保護者全員に配付しております。これに対する御意見も伺いながら協議を行い、お互いの理解を深めております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○2番（大久保 輝君） ぜひしっかりと十分な説明を行っていただきたいというふうに思いますけども、この件に関連した質問としてお尋ねをいたします。

一昨日の後藤町長の行政報告におきましても、現在、町立保育所の保育士と引き継ぎを行う合同保育も三者協議会で協議しながら実施をしていますということでございました。ちょっとこちらについてお尋ねなんですけれども、私お聞きしているところだと、その前に、合同保育というのは、私のイメージですが、受入れ事業者の保育士が民営化する園の保育士さんたちと一緒に子どもたちの保育を行うというようなところで考えていますけど、おおむねそういったことよろしゅうございますでしょうか。

それをお聞きしたとこで、まだそういったところがあってるように聞いてない部分もあったものですから、どういった状況なのかということをお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 合同保育の実施の内容についてお答えいたします。

9月から、まず園長予定者と町立の園の園長と事務的な引き継ぎを始めております。10月からは、毎週、新しい園の園長や主任保育士の予定者が保育に参加して、保育課程や保育活動全般、行事についての引き継ぎを行っております。今後、移管先事業者の来年度の人事配置の状況に合わせて、園児ごとの特性や記録など、個別の引き継ぎを行い、3月までに引き継ぎを完了する予定で、現在、合同保育を実施しております。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○2番（大久保 輝君） まだ、事務的な引き継ぎとかが行われているところもあるというようなことでいいでしょうかね。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 10月からは、先ほど言いましたとおり、新しい園の園長や主任の予定者の方が実際保育に入って、園児と顔見知りになったり、行事に参加して、保育の引き継ぎを始めております。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○2番（大久保 輝君） 分かりました。そのところでお聞きしましたので、子どもと保護者が安心して移管できる方向で進めていただければというふうに思います。

次の質問、4番目の選挙に関することというところに移らせていただきます。

菊陽町長選挙の投票率は47.31%と、有権者の半数以上が投票に行っていないというところがございます。この投票率の低さをどのように考えているのかということで書いておりますけれども、こちらにつきましては、前々回の町長選挙でも、投票率で少し上がっておりますけれども、それでも50%切ってると思うので、低いなというふうに思うわけでありまして、この件、質問相手が選挙管理委員長というふうになっておりますけれども、町長の方にお尋ねできればと思います。

○議長（渡邊裕之君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（板楠健次君） 選挙管理委員会書記長としてお答えいたします。

地方選挙における投票率についてでございますけれども、全国、県内においても、その低下傾向が課題となっているところでございます。平成29年1月以降の県内の市町村長選挙、市町村議会議員選挙30選挙のうち、前回より投票率が上がったのは平成29年の荒尾市長選挙と本年9月の本町の町長選挙、本年10月の宇土市議会議員選挙の3選挙のみでございます。ただし、市町村長選挙で50%を割ったのは本町の町長選挙の47.31%と熊本市長選挙の31.38%の2つの選挙でございます。

どうしても都市部や人口が増加している自治体の選挙は投票率が低い状況にあります。これは、都市部や人口が増加している自治体では、まちづくりや選挙などに対する関心が薄いことが考えられるところでございます。本町においても人口が増加しております西部地域が、東部地域に比べまして投票率が低い状況でございます。町全体の投票率を高くすることはそう簡単なことではないかと思っておりますけれども、町民一人一人が菊陽町民としていかにまちづくりや選

挙に関心を持ってもらうかが重要なことではないかというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○2番（大久保 輝君） 今、都市部の方が選挙、投票率低いということで、私も西部地域の方の住民でございますので、関心を持ってもらえるように、私自身も努めなければならないというふうに思っているところでございます。

2番目の項目に移らせていただきます。

前回の町長選挙です。期日前投票の投票所は菊陽町役場が4日間、光の森町民センターが1日間ということでありました。光の森町民センターが期日前投票所として投票ができるようになったということは、これはありがたいことだというふうに思っておりますけれども、しかしながら、菊陽町役場の4日間に対して、光の森町民センターは1日間ということで、まずはこの差の理由をお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（板楠健次君） お答えをいたします。

公職選挙法第44条において、選挙人は選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならないとされており、原則は選挙当日の投票であり、その例外として期日前投票、不在者投票などがございます。期日前投票の制度は、選挙当日に投票に行くことができない定められた事由に該当する場合に、期日前に投票ができるものでございます。また、期日前投票所については、公職選挙法において、選挙の期日の公示または告示のあった翌日から選挙の期日の前日までに間、市役所、町村役場、または市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設けられております。ただし、2か所以上の期日前投票所を設置する場合は、1つの期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会が指定した期日に限り設置することができることになっております。

本町では、平成15年に期日前投票の制度が導入されて以降、役場1か所を期日前投票所としてまいりましたが、平成28年7月の参議院議員通常選挙において、初めて2か所目の期日前投票所を光の森町民センターに開設をいたしました。その次の平成29年10月の衆議院議員総選挙においても、2か所目の期日前投票所を光の森町民センターに開設をいたしました。この2回とも、開設期間は投票日の前日1日とし、開設時間は午前8時30分から午後7時までとしておりました。そして、本年9月の町長選挙では、開設期間は投票日前日の1日でしたが、開設時間を役場と同じ午後8時までとしたところでございます。これまで役場を期日前投票所としてきましたが、少しでも西部地域の方々の利便性を図ればと、プラスした形で光の森町民センターを2か所目の期日前投票所としたところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○2番（大久保 輝君） あくまでも期日前投票所だから例外的であるということでございましたけども、しかしながら、全部の投票数の半分以上が期日前投票で、台風の影響もこの前の町長選挙ではあったのかもしれませんが、半分以上が期日前投票ということになってるという現状もございます。こちらの問題につきましては、町民の方々には、どうしても先ほど課長、都市部というふうにおっしゃいましたけれども、西部地域、軽視されてるんじゃないかというふうな声もいただきますし、またこちら、選挙前には新聞でも結構大きく取り上げられていたかというふうに思います。

そこで、今後、期日前投票所の投票期間をどのようにするのかということをお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（板楠健次君） お答えをいたします。

光の森町民センターにおける期日前投票所の設置期間については、現在、選挙管理委員会において、これまでの期日前投票の状況を分析するとともに、投票期間を変更することによる事務従事者、投票管理者、投票立会人などの人的体制の確保や経費面などを試算し、来春の統一地方選挙に向けて検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○2番（大久保 輝君） 検討を進めるということでございましたけど、ぜひとも同日間できるようにしていただきたいなというふうに思うところでございます。

最後に、4つ目の質問が、選挙公報の配布が遅れたという書き方をしておりますけども、こちらがこの表現、ちょっとどうかというふうに思うところがありましたので、詳しく申し上げますと、私の地域ではございませんけども、とある町民の方から、選挙公報が10月3日に届いたと、9月30日が投票日だったですけども、10月3日に届いたという声をいただきました。選挙公報は、有権者の方が誰に投票するのかということを考える上で大変大切なものだというふうに思います。これが投票日の後に届くということは非常に問題であるかというふうに思います。

特に、この町の選挙というのが5日間しかございませんのでこのような事態も起こりやすいのかというふうに思いますけども、こちらについて何らかの対策を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（板楠健次君） お答えをいたします。

現在、選挙公報の配布につきましては、各地区の嘱託員さんを通じて、地区内の全世帯への配布をお願いしておりますけれども、本町では、町長選、町議選の選挙公報は前日までに配布することになっておりますので、その旨も嘱託員さんには周知をしているところでございます。しかしながら、選挙前に届かないという声を時々お聞きすることがございます。特に、町

の選挙である町長選挙、町議会議員選挙では、選挙期間が短く、告示日の立候補届け出の受け付け時間終了後に、選挙管理委員会で選挙公報の掲載順をくじで決め、その後、印刷に回すということになります。このため、公報が納品されるのは選挙日の4日前、嘱託員に届けるのが3日前となり、時間的に非常に厳しい状況であります。また、このようなことから、近隣の自治体も選挙公報の配布については苦慮されているようで、他の自治体の例を見ても、新聞折り込みとしているところがありますが、新聞をとっていない世帯には配布されないこととなります。また、業者にポスティングを依頼しても、配布漏れが多くあるようでございます。今後の対策としましては、短い期間に漏れなく配布できる方法の検討をしてみたいと思っておりますが、当面は現行の嘱託員さんを通じた配布を行い、配布日の周知徹底を行うとともに、選挙公報を町のホームページにも掲載しておりますので、掲載することの周知も、選挙啓発チラシ等で事前にお知らせをしたいというふうに思っております。さらには、町民センター等の町の施設にも選挙公報を置くなどの改善を図ってみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○2番（大久保 輝君） 今お聞きしまして、なかなか難しい問題もあるかというふうに思いますが、ぜひしっかりと対策の方とっていただければというふうに思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時55分

再開 午前11時5分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

布田悟君。

○10番（布田 悟君） 傍聴の皆様、おはようございます。

まず、この席をおかりいたしまして、去る11月末に菊陽町の杉並木公園で、菊陽町の臨時職員でありました野口達也さんが不慮の事故により亡くなりました。まずもって、御本人の御冥福と、御遺族の方に対する哀悼の意を表したいと思っております。この点は、せんだって開かれました全員協議会におきましても、後藤町長、それから関係部署より丁寧な説明もございました。また、深く町執行部の反省もしているということでもございましたけれど、その真摯な態度にも心を打たれたわけでもあります。

さて、私、この壇に立ちますのが約11年ぶりであります。1999年、平成11年に46歳で菊陽町議員を拝命いたしまして、2期、約8年務めさせていただきました。その後、商工会活動の方

に専任しておりまして、また今回、御縁がありまして、この席に立たせていただくことになりました。その当時、平成11年を振り返ってみますと、熊本国体が開催されております。天皇皇后両陛下も、今のうまかな・よかなスタジアムからえがおに今変わっておりますかね。そこに来られまして、開会式を拝謁されております。菊陽町の多目的広場といいますか、さんさん公園の横のスポーツ広場、あそこにおきましては、アーチェリー競技がメイン会場で展開されました。その当時の議会の議長は鍋島有志男さんでありまして、当然今もお元気でおられます。その当時は20名の議員でありました。私も新人議員でしたので、主に国体関係の関連行事には議員も参加するよとということ、その当時の町長富永清次さん、それから先ほど言いました鍋島有志男議長、それから我々議員、菊陽町が一つのスポーツのメイン会場にもなるということ、それからメインスタジアムが菊陽町に隣接している地域であるということ、その責任の重さも感じながら、関連行事にも出たことを思い出しております。

また、その当時、鍋島有志男議長が私に、新人議員でありますから、私にこう聞かれました。布田さん、あなたは司法書士もしよるけど、仕事は何かと聞かれたら何と答える。私もその当時は、なりわいとしては当然、私だけじゃなく従業員もいましたので、司法書士、行政書士業務ということをお答えすけれどと言いました。そこで、鍋島議長はこう言われました。布田さん、あなたは菊陽町の有権者から選挙でもって選ばれた立場なんだから、仕事は何ですかと聞かれたときは、菊陽町議会議員ですと、そういうふうに胸を張って答えなせと、そう言われたのを覚えております。ここにおられます議員の中では、当時、同期の上田茂政議員がおられます。その当時は7人が新人で、選挙で選ばれております。皆さんは皆若かったから、何か団体、組織の名前をつけようかということで、七人の侍なんていうネーミングをつけまして、仲よく、そしていろいろ切磋琢磨しながら、勉強会もしたり、飲み方もよくしました。そういう中で、先輩議員たちとの間のコミュニケーションもとれるようになり、ここに小林議員もおられますけど、小林議員は私よりも年は若いんですけど、先輩議員でありました。先輩たちの話をよく聞きながら、そして議会も一つになり、執行部が出された予算に基づく議案、それをしっかりと議員として検討して、町長を筆頭とする執行部、それから議員、議会、これは二元代表制ということで、それぞれ町民から選ばれた重要なそれぞれの立場であるということで、2つの車が相まって、真っすぐ歩いていくような、進んでいくような、そういう町政を執行部とともに取り組んでいこうというのを、この七人の侍で決意した思い出があります。

その中で、今私も12年ぶりにここに戻ってきましたけれど、上田茂政さんがおられます。その他、やめられた方、そして亡くなられた方もおられます。私が一番年も近く、懇意にしておったといいますか、特にソフトボールの大会では力を発揮していたと思います吉本堅さんも3期でやめ、その後すぐに早世されました。その方たちの思いを胸に受けながら、私、3期のブランクがありますけれど、2期はその当時の思いを受けながら、その当時の議員としての決意を胸に秘めながら、まずは来年4月の統一地方選までの短い期間ではありますが、精いっぱい議員としての職務に専念したいと思っておりますので、どうかよろしく、議員の皆様方、そして

今日、町民を代表して来られていると思います傍聴の方々に対してお願いを申し上げます。どうかよろしく願いいたします。

まず、後藤町長におかれましては、先ほど選挙の投票率についてもお話が出ておりましたけれど、まず激戦を勝ち抜かれたということに対して敬意を表し、祝意を表したいと思います。おめでとうございます。

思いはいろいろございますけれど、もう一つだけ伝えたいことがございます。これも後藤町長からお話がありましたように、菊陽町西小学校から九州学院中学校、高校を経て、山口県の徳山大学野球部を経て、今度、西武ライオンズに育成ドラフトの3位で入団することになりました中熊大智さんに対し、菊陽町町民、これから彼のプロ野球選手としての、今から頑張っていくその姿を見守りながら応援したいと思いますので、この席をかりてお願いをしておきたいと思っております。

それでは、質問事項6点上げております。質問席に戻り、質問させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 暖房もきいているようですので、汗が出ておりますけれど、温度の方は下げられましたか。傍聴席も暑いかなど。

それでは、1番に、施政方針についてということで、後藤町長の方が今回の選挙において掲げておられましたスローガンであります生活満足度ナンバーワンの菊陽町にということで、4点ほど掲げておられます。非常に大事な観点からの4つのスローガン、公約であったと思います。昨日飛び込んでまいりました菊陽町三里木駅を起点とする空港への軌道、列車による延伸計画が、熊本県蒲島県知事より発表されました。この件も含めまして、菊陽町は、これから4年間、特に後藤町長が務められますこの4年間におきまして、大きな変化が訪れると思います。

熊本県におきましても、今、熊本空港の民営化、そしてこの議会、一般質問でも出ております大空港構想、その起爆剤にもなろうかというこの三里木駅からの空港への延伸計画、これが熊本県にとりましても、そして菊陽町にとりましても、大きな熊本地震後の創造的復興の要になる事業になるのではないかと考えております。

そういった意味で、この後藤町長が掲げられておりますスローガン、このスローガン、公約とリンクさせながら、この熊本県の創造的復興が進められていくものと思います。菊陽町における行政手腕、そして議会議員のそれに対する取組が注視され、その結果が、またその経過が評価される時期になるのではないかと考えております。

この今後の4年間におかれまして後藤町政におけるこのスローガンを、具体的にこの場で披露していただければと思いますので、まずはお願いします、よろしく。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まず、布田議員におかれましては、議員を2期された後、ずっと商工会の

方で会長ということで、まちづくりの方にもいろんな面で御協力、御支援をいただいていたところでありまして、そして、今回、また今回の補欠選挙において見事に当選されたところでありまして、今その決意を聞かせていただいたところでありまして。

それでは、御質問にお答えしていきたいと思っております。

今回の選挙で掲げました重点施策に示しておりますのは、1つ目に、子育て支援充実の菊陽町であります。具体的には、既に入っております保育所の民営化や、そして総合子育て支援センターの整備などがあります。

そして、2つ目に健康長寿福祉充実の菊陽町を掲げておりまして、これ今、具体的に申し上げまして、今取り組んでおりますのは、菊陽健康ビジネス起業家プロジェクト、これ地方創生事業を活用しておりますけれども、その中で、現時点で既に「さんふれあ」の方に健康増進室及び軽運動室を設置しておりまして、会員の方も年会員が162名ということでありまして。そして、菊陽健康クラブも立ち上げておりますけれども、こちらの方も、今の時点で見てきましたところ、1,300人を超えて1,308名になっているようなところでありまして。

そして、その次にも、これがまた大きな事業費を伴いますけれども、避難所となります小・中学校の体育館あるいは町民センター等の軽運動室を持っておりますけれども、そこにちょうど西日本豪雨があった時点で、防災広場の説明会、町民の皆さんの意見を聞く中에서도出てきましたけれども、熊本地震の折はちょうど4月であって、冷暖房のあれは要りませんでしたけれども、西日本豪雨のときには非常に暑さの中で避難された方々が、この避難所の中での生活するのに冷房装置がないということで非常に問題があったということで、今回、この選挙の中での大きな取組の一つとして、避難所となる小・中学校の体育館等に空調設置ということをお願いしております。これは先般、国の方から補正予算の説明がありましたけれども、国の方が出しておりますのは、教室への空調設備のところまででありまして、教室棟につきましては、本町の場合、小・中学校、全て終えておりますので、これからは体育館等がありますけれども、これはまた国の方にいろんな制度の拡充ということで要望等もしなければならぬと考えているところでありまして。

それから、健康づくりやスポーツの振興の拠点となる、一般質問にも出ておりますし、関心のあります総合体育館の建設。あるいは、高齢者の社会参加と健康づくりの促進などを上げております。

3つ目が、安全・安心の菊陽町ということでありまして、この中では、防災広場及び防災センターの整備、避難施設となります地区公民館が、非常に熊本地震の折も、この地区公民館が整備されているところでは、地元の方で、いわゆる共助の形で、地域の高齢者の方々あたりの避難者の方々を支えていただいたんでありますが、そういった意味で、地区公民館の耐震補強への支援。そして、非常に今も、これも先日、大津警察署とそれから大津町、西原村も一緒に協定を結びました防犯カメラの整備など、そして交通安全施設などがあります。

そして、4つ目が、成長が続く菊陽町を目指してございまして、この中には、具体的にはイン

フラの整備でありますと、菊陽空港線の延伸、国道443号、県道、それから各地域の中であり
ます生活道路の改良、特に本町の場合、狭隘道路等もありますので、これも整備の方に入っ
ているところでもあります。そして、（仮称）第2原水工業団地の整備と企業誘致の推進、そ
れから農地の集積、集約などによる農業振興などを掲げておるところであります。

そういった中で、昨日、布田議員の方からもお話がありましたように、蒲島知事が県議会の中
で、熊本空港へJR豊肥本線の延伸をする方法を、三里木駅からどうもするという事で表
明をされたところでもあります。詳細についてはまだ分かっておりませんが、これは本町と
して非常に大空港構想の中でも大事なところでもありますけども、さらなる発展を遂げていくた
めに非常に大きな起爆剤になるということで、町としてできるだけのことを協力をしながら、
また一方では、影響を受けるようなところの地域も出てくるかと思えますけども、そういった
ところもありますけども、さらなる発展のためには取り組んでいかなければならないと思っ
ているところでもあります。

これらの施策を進めることによりまして、菊陽町、今も県内で見えますと、既に県内で第
1位を占めるいろんなデータ等がありますけども、財政力指数については、やがて不交付団体
になるようなところまでの税収等も上がってきておりますけども、一方では、都市化とまた農
村部の調和を図るためには、やらなければならない事業はそれ以上に課題もあるところであ
ります。

そして、そういった中でもありますけども、本当にこういうことを実現していく中で、菊陽町
が日本一住みやすい、生活しやすい町になるように、今掲げて取り組んでおります「人・緑
未来輝く生活都市 きくよう」の実現を目指していきたいと思えますけど、これは布田議員が
言われますように、議会と両輪になった中でしなければ、昨日の行政報告でも申し上げまし
たけども、今非常に国の方も、熊本地震、その前の東日本大震災、そしてその後のたび重なる自
然災害等からの復旧、復興をはじめといたしまして、消費税が来年の10月から10%になるとい
うところもあります。そして、子育て支援、医療、社会保障、農業政策、いろんなものが複雑
に絡み合った状況の中でまちづくりを進めていかなければならないところでもあります。そのた
めには、やはり議会の方と情報共有しながら、課題をまた共有しながら取り組みたいと思っ
ております。そういう中で、菊陽町がさらなる発展を続けていく取組をしたい、そういう覚悟で
おるところであります。

○議長（渡邊裕之君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 選挙というものは、いろんな立場の選挙がございます。地方議員、国会
議員、それから市町村長、知事、それぞれの立場でスローガン、マニフェスト、公約というこ
とが掲げられるわけでもありますけど、1期、限られた期間は4年間ありますので、非常に町
長としても執行部としても、この4年間のうちに今まで継続してきた計画、事業を続行し、そ
れを完遂させる。そしてまた、新たにさらなる4年間のうちに事業を計画し、それを立ち上げ
る。時間は限られておりますので、非常に苦勞もされるかと思えますけれど、また先ほど言い

ましたような、JRの延伸の計画も飛び込んでまいりました。その中でこの4年間でありますので、議会に対しても、年間4回の定例議会がございます。また、全員協議会でお話をいただく機会もございます。そういった中で、今後4年間におきまして、公約実現に向けた町長、それから執行部の取組というものを成果として公表していただきたいと思っておりますので、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ここに公約として上げたものの実現に向けまして、これは4年間といえますか、ずっと菊陽町のこれからのまちづくりの中でというのは、いろんな長期間にかかるものも上げてきておりますけれども、それにつきましては全力を尽くしていきますけれども、県や国の支援といえますか、そういうところの制度事業等に結びつけていくものが必要なものが、大きなものについてはほとんどそうなっておりますが、これにつきましては、当然のことながら、議会の皆様と情報や課題を共有しながら、ともに行動を起こしていきたいというふうに考えているところであります。そういう意味で、進捗状況や、それから成果等には十分、必要に応じて報告等しながら、菊陽町の発展には執行部と議会の方が車の両輪となって進まなければ、実現には非常に厳しいものがありますので、その点はぜひとも進めていきたいと思っておりますので、必要に応じた中で、いろんな御相談も申し上げていきたいと思っておりますので、よろしく願いをしておきます。

○議長（渡邊裕之君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 私も在野に12年間ほどおりましたので、議会のあり方、それから執行部の動向などは、菊陽町の議会だよりとか、菊陽町広報等でしか知る機会は余りございません。でありますので、風通しのいい議会、それから詳細な町の取り組んでいる事業等の情報などを、今はインターネットで町のホームページ等でも伝えられておりますけど、ある程度は具体的に、この4年間における、進行している事業計画等を示していただければと思います。

とりわけ4つの大きな柱のスローガンとなっておりますけれど、総合体育館の構想というのは、これはもう前々から取り上げられておりまして、今回も数名の議員の方から質問がされております。これも懸案事項でありまして、重要な事案でもあります。私が思うところに、非常に重要な事案ではございますけれど、優先順位というものもあろうかと思えます。とりわけ子ども、幼児から小・中学生、義務教育における子どもたちの健全なる育成、それから高齢者、それから障害者の方たちの菊陽町における生活の安寧というのが求められると思います。ヨーロッパにおきましては、特に社会福祉が最優先の行政の課題ということで取り組んでいるところも多うございます。地方自治体におきまして、社会福祉、教育にかける予算も大きなウェートを占めているということで、重要な部門を占めている分野でございます。やはり菊陽町に来てよかった、菊陽町で子どもを産み、育ててよかった、そして生活できてよかった、そして老後も菊陽町で迎えられ、安心した生活が送れ、そして天に召されるというのが一番いいわけでございますけれど、特に、教育問題とか社会福祉の問題というのはこれ待ったなしでありま

すので、この辺におきまして、特に力を入れたいとか、入れようとか思っていることがございましたら、町長からでも関係部署からでも結構ですけど、お話をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 菊陽町の今の第5期の総合計画の中でのまちづくりの大きな柱が人を大切にする町ということでありまして、子育て支援、子どもたち、就学前、それからそれを出ますと、小学校に入ってきますけども、待機児童のことも一生懸命やっておりますけども、小学校に入った途端、共働きの家庭におきましては、やはりなかなか、特に外部から入ってきた世帯が多いところでもありますので、学童保育に入りたいというところが多くて、また学童保育に待機の児童が出るようなところも出ておりますので、そういうことも大事でありますし、学校教育も大事だということで取り組んでまいりますけども、一方で、2025年が団塊の世代が後期高齢者に入る世代に入っていくわけでもありますけども、菊陽町、人口もやがて4万3,000人というところまで来ていまして、65歳以上の方々がもう既に8,500人を超えておるといことで、高齢者のための対策というのも非常に重要であります。

本町の場合、いろんな高齢者の方々、健康づくりに取り組んでいただいておりますので、平成30年度からの介護保険料も値上げをせずに済んだところでありますが、そういった元気で長生きできる人生を本当に過ごしていただくためのいろんな高齢者のための健康づくりや、あるいはいざというときの施設整備も必要ということになりますので、そういうものにも十分配慮した上で取り組んでいきたいと思うところであります。

ただ一方では、非常に障害者の対策も重要になってきておりまして、今予算編成に入っておりますけども、民生費の部分が物すごい予算の中に占める位置になってきておりまして、国等からの支援も十分いただけねばやっていけないような状況もありますので、そういう面も十分頭に入れた中で取組をしていきたい、大事にしていきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 菊陽町は人口もますますまだ増加しており、5万人近くまで伸びていくのかと思っております。そのような中で、教育分野に占める重要な動きというものも注視されると思いますので、上川教育長、それから安武教育部長先生には、ますますこれから活躍の場が増えてくるかと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 上川教育長。

○教育長（上川幸俊君） 教育の件に関しまして、非常に激励をいただきましてありがとうございます。教育を進めるに当たりましては、不易と流行のバランスということをしかりと考えていかなければならないということを前提にいたしまして、今の教育委員会で特に進めておりますのが、菊陽町の子どもたちを地域と学校が一緒になって守り育てていこうという、地域学校協働活動というのがございます。これは学校のコミュニティ・スクールの推進とともに、中心的なものとして進めてまいりたいと。

もう一点は、21世紀を生きる、未来社会を生きる子どもたちがしっかり将来の次代を担っていく、そういう力をつけていく必要がございます。具体的には、予算をいただきまして、ICTを全クラスに、電子黒板を配置するというような事業をはじめ、外国語教育にも力を入れているというところでございます。

また、いろんな面において、ぜひ御助言をいただきながら、教育をしっかりと進めてまいりたいというふうに思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） それでは、2番目の選挙の投票率についてということで、これは先ほど、大久保議員の方からも質問がありまして、関連するところでもございます。ただ1つ、キャロップアにおける期日前投票が1日だけということで、それはなぜかということに対する答弁もございました。それに対する制度がこうなってるということを課長おっしゃられたと思いますが、これやはり大票田でもありますし、一番投票率が低い地域でもあります西部方面、その辺のところは期日前投票が1日であったということも起因しているかと思っておりますので、これを本庁並みの期日前投票にさせていただくということは、これできないんでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（板楠健次君） 先ほどの大久保議員の答弁でも申しましたように、現在、期日前投票所の開設の日数につきましては、役場、それから光の森町民センターの期日をどうするかという検討を今行っている途中でございますので、統一地方選挙に向けて改善の検討を行っているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 来年4月には、統一地方選挙、熊本県議会議員選挙、そして私たち菊陽町議会選挙もございますので、必ずそのときには、期日前投票もキャロップアでは本庁と同じような期間、フルに開設していただくということを要望しておきます。

それからもう一つ、これは西部の方に向陽台地域とか杉の本地域がでございます。こちらはかなり高齢化も進んでおりまして、ここも投票所に行くのに足がない、送ってくれる人もいないということで投票率が低い地域でもありました。こういうときには、私のぱっと思いついた考えなんです、行政バスでも出していただければ、例えば向陽台に行政バス出して、今日行きますよと、期日前投票に行きますよとやっていただければ、かなり投票率も上がると思いますので、そういった考えも入れて、来年度、統一地方選挙の投票率上昇に向けて考えを展開していただきたいと思っております。これ要望です。

それでは、3番目の巡回バス運行についてということで、これも前々から議会でも取り上げられておりまして、菊陽町の各種団体、組織で体験乗車、統計をとられたり、アンケートとられたりしております。私も常日ごろ、キャロッピー号が回っておりますと、やっぱり気になるものですから見るわけでございます、中に何人乗っておられるかと。ゼロのときもあります

し、1人、2人というときもありますし、また大津寄りの東部地域、それから熊本市寄りの西部地域では、その利用率、利用者の多い少ないがあるということを感じておりますけれど、この点につきましては、この議会の常任委員会でも視察研修がされております。そういった点も含めまして、どのように今後、このキャロッピー号の運用、展開について、それを反映されるのかお聞きいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

町内巡回バスは、平成14年9月に運行を開始し、平成25年10月に大幅な路線の見直しを行い、その後も利用者の声を聞きながら見直しを行ってきました。そのため巡回バスの利用者は、平成29年度には4万4,705人と、平成26年度以降、年々増加傾向にあります。しかしながら、1便当たりの平均乗車人数は、南部線が25.6人、西部線が10.1人、中央循環線が4.4人、東部循環線が3.4人と一定の利用がある路線に対し、南部循環線が2.9人、北部循環線が1.0人と利用が少ない路線も見られます。平成28年度に町が実施した公共交通に関する利用実態調査の結果によると、約8割の方が巡回バスを利用しないと回答しており、その主な理由は、運行本数が少ないから、必要な時間帯に運行していない、バス停や運行時間が分からないというものであり、現在運行する巡回バスにおいては、町民の皆様の満足が十分に得られていないと考えています。また、利用しない理由でその他と答えた方が251人で28.6%と最も高く、自家用車を利用するので必要ないが93人、必要がないが44人と、公共交通自体の必要性を感じていない町民も多いことが考えられます。

このようなことから、現状の課題を整理し、新たに公共交通の導入を見据え、公共交通を必要とする方やそれぞれの地域に合った公共交通のあり方について検討していく必要があると考えており、現在、その準備を進めています。

○議長（渡邊裕之君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 私が見ましたアンケートでは、キャロッピー号を利用しないと答えた人が81%、これアンケートに答えた人の中のパーセントで81%ということで、あってもなかなか利用しにくいというのがこのアンケート結果にも出ていると思います。しかしながら、片や、町の公共交通機関とか町が考えている交通手段を利用したいという方はおられますので、高齢者の方々や社会的な弱者と言われるような方々が一人でもいれば、その方のために利用できる手段を考えるというのが行政じゃないかと思っておりますので、キャロッピー号をぐるぐる回しとけば、見た目はいいようですが、費用対効果の問題もありますし、本当に必要とされる方のための交通手段というものを考えていただきたいと思っておりますし、このキャロッピー号の運営というのも行き詰まっていると思っておりますので、どうかその点を考慮に入れて前に進めて、新たなる展開に向けて進めていってほしいと思います。

4番目に参ります。

住民の生活上の安全を最優先でということで、これも今回の一般質問の中にもいろんな形で

出てきております。私が特に考えておりますのは、やはりセミコンテクノパークの拡大につれて、ますます通勤上の車が増えている、その地域の住民の人たちの生活の安全であります。もう何回も出ておりますのでお分かりと思いますけれど、花立、八久保方面から新山、沖野、鉄砲小路、馬場地区、柳、入道、古閑原と、この地域が特に生活上の安全の上で交通問題で生活の安全が脅かされているというような地域でありますので、この点は何回も出てきておりますし、またいろんなインフラ整備がこれからまたできておりますので変わってくると思っておりますけれど、特に町といたしましても、その地域に生活されている住民のことを最優先で考えて、この問題、交通渋滞の問題もありますけれど、車による住民の方々の交通事故、死亡事故等も発生する、そういった可能性も含んでおりますので、その辺に対する取組を、県などと一緒に取り組んでいただきたいと思いますので、この点だけひとつ回答お願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

本町はじめ、合志市や大津町等への企業進出によりまして、町内の道路を通る通勤自動車の数は多くなっております。また、交通渋滞が発生している道路を避けるため、抜け道として狭い生活道路を通過する車が増えていることも承知しております。このような状況の中で、町では交通安全上の危険箇所の確認や地域からの要望を受け、町で改善できるところは改善を図り、交通安全の確保に取り組んでいるところではありますが、関係機関との連携が必要な箇所も多く、速度規制、信号、横断歩道や一時停止などの交通規制関係については警察へ、県道については県へ話をさせていただいているところであります。セミコンテクノパーク関係では、セミコンテクノパーク協議会で推奨する通勤道路を定め、それ以外の道路を通らないような申し合わせもされております。また、自家用車による通勤を少しでも少なくする取組として、セミコン通勤バスを原水駅からセミコンテクノパークまで運行しております。このセミコンバスの利用も多く、現在、1日平均約500人の利用がっております。また、道路関係については、菊陽空港線の延伸、3車線化や交差点の改良などを進めており、これにより渋滞の解消や利便性の向上、あわせて交通安全の確保につながるものと思っております。今後も関係機関と連携をとりながら、住民の安全・安心に向け、積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 特に、先ほど言いました地域は、集落地内開発というものが進んでおりまして、新しく若い御夫婦が来られ、子どももそこで生まれ育ち、菊陽北小学校、それから西小学校等の児童数は驚くばかりの上昇であります。鉄砲小路というところを特に真っすぐ3キロ、4キロありますけれど、子どもたちが自宅から前の方の、前の方は畑が広がっておりますので、割と遊びに行ったりするんでしょうけれど、ちょろちょろして渡っておったりしてござい

す。それから、高齢者の方も、大丈夫だろうと、車はそこに来てるから、まだ先だから大丈夫だろうと思っても、そう体が動かずに事故に遭うという、そういったケースも聞いております。

死亡事故等が発生しないように、死亡事故が起きたから改善するというじゃないように、先手先手を打って、先ほども答弁にありましたように、企業との協力も踏まえながら、1件の事故もないような、そして地域住民の人たちが先祖伝来、そこで生活しているわけでありますので、これから来られる方たちのためにも、子どもたちのためにも、住民が安心して暮らせるような生活環境にしていきたいと思えます。

それでは、5番目に移ります。

成年後見制度の利用促進についてということで、菊陽町も若い人たちも入ってきておりますけれど、高齢者も増えております。菊陽町は女性の平均寿命、これ日本一ということで、男性も高位につけております。男性の平均寿命といたしますのも。そういった中で、生きてはいるけど、意思無能力者ということで、いわゆる認知症の状態の方がかなりおられると思えます。全国におきましても、成年後見利用というのが国策としても進められておりますけれど、なかなか進まないということで、全国では年間、直近の統計では21万人の利用と、21万人です。当町におきましてはどれぐらいの方が利用されているか分かりませんが、やはり地方自治体、市町村がそういった状況にある人に対して、安心して老後を生活し、そして終えんを迎えられるような制度でありますので、この成年後見制度の利用促進という観点からどのような施策を展開されていくのか。国におきましても、成年後見制度利用促進に向けた取組も地方自治体の方にそれを投げかけられておりますので、いち早く熊本県におきましても、菊陽町に促進について取り組んでいただきたいと思えますけど、どのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮川照之君） 御質問にお答えします。

現在、全国的に見て、成年後見制度が十分に利用されていない状況から、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年5月13日に施行されました。この法律には、市町村は成年後見制度の利用促進に関して必要な措置を講ずるよう努めることが規定されております。

菊陽町では、この法律が施行される前の平成19年7月から、成年後見制度を利用することが有用であることから、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる方に対し、成年後見制度の申し立てに要する経費、登記手数料、鑑定費用等及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助する事業を行っています。平成25年度には、成年後見制度そのものを周知するために、啓発用パンフレットを作成し、これまでの間、機会あるごとに周知啓発に努めているところです。また、相談窓口については、認知症を含めた65歳以上の高齢者は介護保険課内の地域包括支援センターを窓口、知的障害者及び精神障害者については福祉課を窓口にして、それぞれ内容によって社会福祉協議会などの関係機関と連携をとりながら適切に対応しているところです。

しかしながら、菊陽町においても、成年後見制度が十分に利用されてるとは言いがたいため、成年後見制度の利用の促進に関する法律の趣旨にのっとり、今後も町ホームページや広報紙の活用をはじめ、町施設や福祉事業所、医療機関等へのパンフレットの配布といった周知啓発を積極的に行っていきたいと考えております。

以上となります。

○議長（渡邊裕之君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 全国におけます認知症患者の潜在ニーズが約870万人と言われております。1年前の統計でありますけれど、それが21万人、利用者は21万人ということですので、まずは一番地域住民に身近なところにいる市町村が、この制度を利用されるような取組に、今答弁にありましたようなところで、社会福祉協議会とも連携しながら取り組んでいただきたいと思います。

最後になりますけど、商工会育成についてということで、後藤町長からも先ほどお話がありましたように、私も菊陽町商工会の方で、菊陽町と菊陽町商工会が共催するようなイベント、事業に長年取り組んでまいりました。その中で、やはり菊陽町における唯一の経済団体であります商工会でありますけれど、現在は商工会員のことだけではなく、菊陽町における地域住民の方々の福利厚生、それからいろんなイベント等における娯楽、そのような形での協力というものも必要になってきております。地域に密着した事業の展開ということで、町行政とも一緒に取り組んでおりますので、そこにおける、特に商工会職員の果たす役割というのが非常に増えてきておまして、心身を病む例もかなり増えてきております。マンパワー不足ということが考えられるところがございますので、そのためには、菊陽町からも法律にのっとり、町助成金等もいただいておりますけれど、これがマンパワー不足を解消するためには、この補助金の増額ということも、これはお願いしてきておりますけれど、菊陽町のためにも、菊陽町住民のためにも一緒になって活動する、一緒になって取り組んでまいる商工会のためにも、この現状を打破するためにも、この補助金の増額というものが必要でございますけれど、なかなか私も会長職を経験しておりましたので、議員となって言うのは非常に心苦しいわけではありますが、あえてこの点をお願いかたがた質問いたしますけれど、いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 商工振興課長。

○商工振興課長（川上一弘君） お答えいたします。

商工会は、小規模企業者の最も身近な支援団体として、経営、税務、経理、金融、労務など、さまざまな課題について指導助言を行っており、また観光の推進として、菊陽まち遊び事業を通じて、菊陽町の魅力を発信されるなど、大変重要な役割を果たしていると認識しております。

また、熊本地震後は、グループ補助金や小規模企業持続化補助金の申請支援をされるなど、熊本地震からの復興に大きく貢献していただいているところです。

商工会から、先般、町に対し、補助金の増額について要望書の提出がっており、その要望

内容について、現在、精査しているところでございます。

○議長（渡邊裕之君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 町補助金でありますけれど、これは商工会の会員のためにも使う部分がございますけれど、かなりの部分が菊陽町地域住民のためのいろんなイベントに対する職員、それから役員のいろんな場での活動の資金にもなりますし、まずは商工会の職員の人員を増やすということが考えられますので、今後も前向きな、要望を、菊陽町商工会、それから菊陽町の現状を鑑みた上でのお考えを努めてもらえますよう、重ねてお願いを申し上げます。

最後になりますけれど、これも菊陽町におかれましては、菊陽町商工業者が融資を受ける場合、熊本県信用保証協会の保証制度というのを利用しております。融資を受ける場合の利子補給というのはいただいておりますけれど、熊本地震後のいろんな機械器具の購入、新たな導入、施設の設備の充実というあたりにも融資を受けざるを得ない事例が出てきております。そのような中で、信用保証料を、これも補填していただくということで、熊本県下におかれても、二、三の市で取り組んでいるところもありますので、この点におかれましてはどのように考えていただけますでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 商工振興課長。

○商工振興課長（川上一弘君） お答えいたします。

この制度は、中小企業者の金融の円滑化や中小企業の振興を図るため設けられた制度であります。内容は、中小企業者が経営の近代化等を図るために金融機関に融資を申し込む場合に、金融機関が融資額に対する信用保証をつける場合があり、その信用保証に対する保証料の負担軽減を図るものであります。

本町においては、中小企業等の資金の調達に関する施策として、中小企業が必要とする設備資金の融資を受けた場合に、その利子額の6割を補給する制度を要綱で定めております。

保証料補給制度導入につきましては、その必要性、効果など、今後検討してまいります。

(10番布田 悟君「よろしく申し上げます。終わります」の声あり)

○議長（渡邊裕之君） 以上で布田悟君の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時5分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表しまして、一般質問を行います。執行部には明確な答弁をお願いいたします。

菊陽町は人口が4万人を超え、町政への要望も多岐にわたっています。私たち日本共産党は、町民の皆さんに町政アンケートをお願いしました。今返送していただいているところですが、その中でも、暮らしが苦しくなったという方が5割近くに上っています。その理由には、年金は下がるし、物価は上がる、税や公的費用、医療費負担が多くなった、老後を考えて思い切って消費に回すことができない、保育料が高いなどなど、多くの御意見が寄せられました。

町長もこの前、町長選挙を戦われて、町内を回られたと思いますが、私も一軒一軒、アンケートをお届けして回りますと、本当に大きく菊陽町変化している、地域も変化してるなというふうに思いました。今まで余り人口が多くなかったところにも新しい家がどんどん建っていたり、本当に若い世代も多いなというのが印象です。また、この町政アンケートには、今までと違って、かなり切実で本当にやってほしいというような、そういう思いをしっかりと私も受け取ることができる、何とかしてほしいという、非常にそういう気持ちを感じるものもたくさんあります。また、実際に町民の方とお話しして、またしっかりと受けとめていきたいというふうに思っています。

今日は一般質問を、介護保険について、白川の河川改修と堤防の強化について、核兵器廃絶の取組について、子育て支援についてと4項目していますが、介護保険についての後に子育て支援についてを入れさせていただいて、その順番で行っていきたいというふうに思います。

第1が、介護保険についてです。

菊陽町の65歳以上の方は、先ほど町長のお話にもありましたけれども、約8,000人おられます。毎日の暮らしの中での心配や不安については、先ほども少し紹介しましたが、第1が税金の負担、第2が老後の不安、年金や介護など、第3が介護保険料利用料の負担となっていました。その中の御意見では、介護施設にお世話になった場合、年金が安くて入居できないのではないかと。また、別の方ですけれども、65歳となり、医療費の3割負担は大きい。年金も減らすペースが早いし、福祉の面も悪化していくばかり。本当に不安が消えない。このように、切実な声と同時に、将来への不安が大きいということが読み取れます。介護保険は、2000年にスタートしました。菊陽町は、たしか1期目は基準額が2,650円だったと思いますけれども、今回7期目の介護保険の事業計画は、基準額が5,700円で据え置きになりました。この介護保険の事業計画は3年ごとの見直しです。今回据え置きになりましたが、今後、団塊の世代が75歳の高齢者となる2025年問題があります。保険料の基準額は、この第7期の事業計画の中でも記入されていますけれども、約8,000円と見込まれると事業計画には書いてありますが、今の時点でどのように計画をされているのか、このことを担当課長にお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮川照之君） 質問にお答えします。

御質問の団塊の世代の方が75歳の後期高齢者になる平成37年、2025年の介護保険料について

説明します。

なお、この後は、元号を分かりやすいように平成で説明させていただきます。

昨年度確定しました第7期菊陽町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画平成30年度から平成32年度まででは、国が示した将来予測を使って計算した結果、月額8,000円になると見込んだところです。金額にして2,300円の引き上げとなりますが、その要因としては、高齢者が増えることに伴う介護サービス給付費の増加によるものですが、通所サービスや訪問介護等の居宅サービスが9億円から14億円と5億円の増加、老人保健施設や特別養護老人ホーム等の施設サービスが8億円から12億4,000万円と4億4,000万円の増加など、平成30年度よりも平成37年度は約11億円程度給付費が増えることが予想され、全体の事業費を36億3,000万円と見込んでいます。平成37年度においては、全体事業費の25%を第1号被保険者の保険料として賄う予定になりますが、調整交付金を含めた保険料収納必要額を9億4,000万円と見込み、これを第1号被保険者1万30人の所得段階ごとの保険料として割り戻して算定した基準額が月額8,000円の見込みとなったものです。

以上となります。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 皆さん十分御存じかもしれないんですが、今の第1号保険者というのは、基準額が5,700円の場合は、この前の介護の決算の表にもありましたとおり、11段階に分かれていまして、保険料が月額2,565円から1万830円までの11段階になります。これが、今の課長の答弁のとおりでいきますと、2025年には基準額が8,000円ですから、4,000円の方から1万5,200円の段階の方までなるということだと思います。それで、介護保険料だけではなくて、これに例えば後期高齢者の医療費の保険料の支払いもありますから、大きな負担です。先ほどお話ししましたように、本当に町民の方が将来これだけ介護保険料払ってても、自分が必要になったときに、施設に高く入れないのではないかと、そういう不安を持っておられる、こういう内容になっています。

また、年金の月額1万5,000円以上の高齢者の介護保険料は、いや応なく差し引かれ、これは特別徴収といいますけど、この場合滞納は発生しません。しかしその一方、年金が月額1万5,000円以下の人には、月2,565円、今であれば保険料の負担になりますけれども、これが7年後になれば4,000円、一番最低でも4,000円の負担というふうに、私は理解していますが、そういう内容で課長の方はいいでしょうか。その確認ですけれども、よろしくお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮川照之君） 今、議員が言われた基準額8,000円だった場合、一番最低が、現在0.45なんですけれども、一応消費税増税とか今考えられてますので、それによって、低所得の軽減の措置というのが国の方で考えられてまして、大体0.5なんですけれども、それが今0.45です。それが、段階的にですけれども、0.3まで下げるところになっておりますので、37年度は基準額8,000円に対して、月額が2,400円ということで今のところ予定されております。

以上となります。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） いずれにしましても、軽減措置も一定、消費税との絡みであると、発生するということでしたが、一番最初にスタートしたときから比べましても、本当に、2,650円が8,000円になるわけですから、かなり数倍の値段になるわけです。高齢者の保険料の負担は、もう既に限界になっているのではないかと。その解決のためには、国の介護財源の負担を引き上げるしかないのではないかとというふうに思います。

私はやはり、介護保険の総費用、今、国は約10兆円ですけれども、国の負担はその25%で2.5兆円になります。国の負担割合を3割とか引き上げていかなければ解決できないのではないかとというふうに思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

国保税については、全国の知事会、全国の市長会、全国町村会なども、国庫負担の増額を政府に要望し続けていまして、知事会では、2014年、公費を1兆円投入して、やはり国保税の場合も協会けんぽ並みにやっていきたいということで、各自治体からそういう要望が出ています。私はこの構図と介護保険も一緒ではないかとというふうに考えまして、この質問をしたわけなんですけれども、町長の見解をお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 町長ですか。

（16番小林久美子君「町長で」の声あり）

介護保険課長。

（16番小林久美子君「これは町長なんだけど」の声あり）

○介護保険課長（宮川照之君） 私の方から、まず質問にお答えする前に、介護保険の財源構成について簡単に説明します。

（16番小林久美子君「それは分かってるのでいいです」の声あり）

いいですか。

一応。いいですか。

（16番小林久美子君「いいです」の声あり）

いいですね。

（16番小林久美子君「はい」の声あり）

一応、財源構成は国が25%ということになります。

（16番小林久美子君「それはもう理解してるのでいいです」の声あり）

財源構成が国の25%なんですけど、菊陽町の現状なんですけども、国の負担金25%の中に5%が含まれてるんですけども、菊陽町の場合、高齢化率が低いということで、菊陽町は実際、29年度は負担の割合は22%ぐらいになってます。

議員の見解として、国の負担を増やすべきとの考えなんですけども、町では例年、介護保険制度の円滑な実施について、全国町村会を通じまして、本年度は7月に、平成31年度政府予算

編成及び施策に関する要望として、さらには先月開催されました全国町村長大会の要望としても、厚生労働省、総務省、財務省に要望を行っているところでございます。この要望の中に、財政運営の充実として、先ほど説明しました国の負担である給付費の25%の中に含まれている調整交付金を25%の外枠として交付すること、また低所得者への軽減対策を国の責任において適切な財政措置を講ずることなどを要望しているところでございます。

町としては、今後もきくよう健康倶楽部事業等で健康増進や介護予防を積極的に推奨し、介護給付費の抑制につなげていければと考えているところです。また、財政運営の充実についても、引き続き国に対し要望していきたいと考えております。

以上となります。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、今答えがありましたけれども、菊陽町の場合は高齢化率が低いので、国の財源負担は25%ではなくて、それよりも低い22%しかないということという答弁でしたけど、その差額というのはどの程度の金額になるのでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮川照之君） 現在が20億円程度給付費としてかかっていますので、その3%、6,000万円ですか、ぐらいが少し少ないということになります。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私は、同一の25%全体にかかっているというふうに理解してたんですけども、菊陽町の場合は高齢化率が低いということですが、これからは多分、いつか後藤町長とも一緒に行かせていただきましたけれども、菊陽町は、ほかの自治体よりも急速に高齢化が、速いスピードで来るという、たしか県の担当課長の説明で、2025年に向けてどういうふうにもろんなことを考えていかないといけないのかというのが一番求められる、県内でも一番求められる町ということで、私はちょっとびっくりしたんですけども、そういう状況もありますので、私はこのままでは介護保険は自治体独自ではなかなか維持が難しいのではないかとこのように思っていますが、最後に町長の見解をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 先ほど、議員の言われる国の負担を増やすべきではないかという考えでありますけども、これはまさに、年金とほとんど変わらないような中での介護保険の負担というのは非常に重いところがあるわけですけども、全国の町村会等を通じて、さっき担当課長が申し上げましたように、今年の全国町村長大会の中でもこの要望活動はしたところでありますけども、今後につきましては、将来的には菊陽町の方も65歳以上の高齢者がどんどん増えて、団塊の世代が75歳になる2025年がありますけども、その後もまた、予想はだんだんと人口が減少していますので、そういった中で、菊陽町については高齢化が進むというのが将来の推計を見た場合となっておりますので、国に対しましては、非常に被保険者の負担が増えてきますので、その辺はきちんとまた要望しなければならないと思っておりますけども、また一方では、今もや

っておりますけども、元気で長生きされるような健康倶楽部あたりも立ち上げてやっておりますけども、そういう元気で長生きされるような健康づくりの方も進めていくものやはり大事なことであるということで考えております。

いずれにしても、将来を見据えながら、国あたりに申すべきことは、また町村会を通じて、単独ではなかなか話が通っていきませんので、そういう面については、十分将来を見ながら、要望はやっていきたいと考えております。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町としては、健康づくり等々、努力されてるというのは十分理解しています。ただ介護保険制度そのものが、要支援、以前でしたら介護保険で賄っていた要支援1、2は総合支援事業、これ自治体においてきてます。また、特別養護老人ホームに、必要な場合、入ろうと思っても、介護度3以上からしか入れないという状況もあります。以前は、介護度3以下の方も入れたんですけども、今は3以上しか入れない。また、菊陽町でも、恐らく六十数人の待機がいるという、介護ではそういう状況があります。私はやはり今後は、今、町長にもお願いしましたように、介護保険への国の負担割合の引き上げ、また保険料や利用料の負担の軽減、本当にわずかな年金からの負担が非常に重いという声が、私は日ごとに増えているのではないかというふうに思っています。

また、介護職員の賃上げなどの待遇改善が、これから、これは国や県と協力して、やはり私たちも求めていかなければいけないというふうに思っています。

次、子育て支援です。

子育て支援についても、私はかなり後藤町長は努力をしていただいて、子育て世代の施策をこの間もされてきているというふうに思っていました。ただ、アンケートでは、かなりいろんな意見がありまして、その中では、やはり保育園が決まらなくて仕事ができない、子どもを産んでも保育園が決まらなければ本当に不安だと。もっとすんなり入れると思っていた。4月から入れなかったらと思うと不安で夜も眠れないとか、公立の幼稚園がないことに驚いた。本当に子育てに適している町なのか疑問。現在、妊娠、出産後も仕事を続けることを望んでいるけれども、希望の保育園に入園できるかとても心配。私も子ども医療費のこととか、この間も取り上げて、無料化も来年1月からスタートしていただけるということで、子育て支援をかなり努力をしてきているのではというふうに思っていましたけれども、それ以上に、今同僚の議員の質問でもありましたが、今年10月現在の保留児童数が246名、これは希望する保育所に入所できない児童。どこの保育所でもいいから入れてほしいといっても入れない人が65名の方がおられます。これは恐らく公立保育所の民営化の移行に伴う事情もあるんですけども、やはりほかの熊本市やほかのところから転居したお母さん方にとっては、いざ自分が仕事をしたくても、なかなか保育園に入れないという、こういう待機の問題がありますので、今後どういうふうにこのことを対応していくのかということです。

もう一つ、個別のところでは、西本議員の質問でもありましたけれども、兄弟で別の保育所

に通っている児童で、そのことが何名かの方から対応を考えてほしいというのが出てました。兄弟で保育園を別々にされ、時間に追われる毎日です。このままいつになったら一緒になれるのか。兄弟はせめて一緒にいさせてあげられるよう町で取り組んでほしいということでしたけれども、今、兄弟で別々の保育所に通っている児童は何名なのか、その対応は町としてどういうふうに考えているのか、担当課にお尋ねしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） まずは、待機児童の対応についてお答えいたします。

待機児童が発生しているのは、町立保育所における保育士の不足が最大の要因です。また、私立保育所においては、各保育所の定員に応じ、保育士が確保できている状況です。このようなことから、保育所民営化を進めることにより待機児童解消が図られていくものと考えております。

また、兄弟が別園になっているという件についてお答えいたします。

現在、兄弟が別園になっているのは34世帯でございます。それは、待機児童との関連で、町立保育所の低年齢児クラスが開設できなかつたり、私立保育所のクラスにあきがないことによるものが主な理由です。町でも、保護者の送迎での負担が大きいことは十分承知をしており、喫緊の課題と考えておりますので、町立保育所の民間移管が進むことにより待機児童の解消が図られ、町立保育所の低年齢児クラスの開設などにより多くは解消できる見込みです。また、次年度は、入所選考の際の選考基準においても、兄弟が別園になっている件について配慮したいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 次年度はできるということですが、今、34世帯の方は、順次対応できるのかどうか、その点についてはどうでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 今、別園になってる方は、基本的には上のお子さんが入られて、下の低年齢児クラスに入りたいけれども入れないという状況が多うございます。保育士1人当たりに対する預かれる児童が限りがございますので、今年度は現時点では解消できる見込みではございません。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町長にお尋ねしますが、やはり34世帯の方が別々に通ってるというのは、何とか手当てを、来年まで待たずにできることからしていただきたいと思いますが、その辺で町長どうでしょうか。やはり切実みたいなんです。非常に仕事に行く前に両方に預けないといけないとか、片方の子どもさんは、またおじいちゃん、おばあちゃんにそこは行ってもらうとか、いろいろ皆さん工夫されてるようなんですけど、ここは34というのが非常に多いんじゃないかなというふうに思いますので、町長もぜひどういうふうにお考えか、対応をお願いし

たいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、小林議員が言われたようなことは、保護者の方の方から、私も直接どうにからんかという話はよく来ておりますけども、やはり定数の枠としては、今、町立7園ある中で、枠はあるんですけども、保育士の方が見つからないというのが一番の理由であって、そういうこともあって、一日も早く民営化の方に移して、移せば、民間の方ではいろんな工夫されてやられますけども、町の方が保育士は募集はしてますけども、担当課も努力はしてますけど、やはり町立の場合の賃金もあるかと思えますけども、なかなか対応できない分がということで本当に心を痛めているところでもありますけども、そういう面でもどうにかして解消したいという気持ちは、小林議員が言われるのはよく分かりますけれども、その辺できるだけ今の時点でも、私立の方で受入れの方ができるようになればいいと思うんですが、特にゼロ歳児あたりは3人預かるごとに1人保育士をつけないといかんというのは非常に厳しいところがあるものですから、制度上、子育てした親がおられれば、そういう人を補助的に使うことってできるような方法はないかと思えますけれども、そういうこともできないということでもありますので、とにかくきちんと民間の方に移して、そこで預かっていただくようなところを今願っているところでもあります。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、なかなか対応が難しいということですが、34世帯の保護者の方に、ぜひこういうふうに対応して、来年度からはこういうことでやっていきたいということで説明をしていただくと、保護者の方も一定納得なさるのではないかというふうに思いますので、それは検討していただきたいというふうに思います。

もう一つ、育児休業に入った方で、私もその方とは直接お話を聞いてないのであれなんですけれども、退園させられて、2番目の子どもの保育料も上がったとかということなんですけど、育児休業も1年以内と1年後とかというのがありますから、今、町は育児休業の育休をお母さんが受けた場合、とられた場合、どう対応されているのか、その点についてお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 御質問にお答えします。

育児休業時の在園児の保育の継続利用についてですが、保護者が育児休業を取得した場合、産後1年間は上の子であります。在園児はそのまま入所継続可能となっております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 育児休業についてもしっかりと対応していただきたいというふうに思います。

それから、学童の問題です。

学童の待機児童数は、11月1日現在で61名となっています。これもこの間、議会で町にも要望しまして、学童の施設の建設は町長の方でしっかりと対応していただいたというふうに思いますが、これも恐らく学童保育の支援員の方の足りなさ、不足ということで、待機というのが生まれているのではないかというふうに思いますけれども、小4になって入所できると思っていたが、入れなくて、子どもだけを置いとくのは非常に不安だというお母さんの声もありますので、学童の待機については、11月1日現在、61名となっていますが、今後どう対応をしているのか、担当課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 御質問にお答えいたします。

先ほど、議員がおっしゃったとおり、待機児童は本年11月1日現在、全部で61人となっております。その要因は、こちらにも議員がおっしゃったとおり、指導員の確保が困難なことによるもので、今後も町が運営を委託しているNPO法人子育てサポート学童クラブきくようにおける指導員の確保を支援していきたいと考えております。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 学童保育の支援員の方たちは、いろんな資格をお持ちだったり、主婦の方だったりいろいろあるかと思えます。特に、仕事ができる人は短時間ではなくてもっと仕事をしたいとか、あと学童の時間後、家に帰っても一定家事ができるとか、御主人が単身赴任であるとか、いろいろ学童の支援員の方の条件もあるようなんですけど、全体としては、不安定な雇用というか、短時間の雇用だし、処遇の改善というのがこれから求められるのではないかと思います。特に、賃金にしても、近隣の市町と比べてどうかということで、今、時給が800円前後というふうに聞いていますけれども、その辺も今後検討していただいて、学童保育の支援員の処遇改善もしていかなければ、なかなか雇用が埋まらないというか、雇用できないという状況がありますので、そのことも要望しておきたいと思えます。

それでは、次の白川の河川改修と堤防の強化についてに移ります。

白川の河川改修については、この間、議会でも何度も要望してきました。特に、下津久礼、上津久礼に対応する地域の堤防の強化など、要望が出されているところは、その後どのように対応されているのでしょうか。

それから、この2番も一緒にお聞きしますけれども、白川中流域の河川整備計画の内容はどうなっているのかというふうに質問をしています。今まで、議会の中で、小野課長の方からは、白川中流域の河川整備計画はあるということで説明は受けてきましたけれども、県の河川課に確認してもらったところ、大津、菊陽の中流域の河川整備計画はつくっていないということでした。町の今までの答弁は間違っていたのではないかと思います。この点についていろいろ要望が出されている箇所についてどう対応されてきたのかということと、河川整備計画そのものはどういうふうに認識されているのか、この2点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○土木部次長兼建設課長（小野秀幸君） それでは、お答えします。

白川の河川改修については、平成24年7月の九州北部豪雨発災後、熊本県におきまして、発災直後から災害復旧事業が進められておりまして、昨年度末に当面の事業が完了したところでございます。

御質問の堤防の強化を要望している箇所の一つであります津白橋下流の右岸側、通称キエモン付近の整備については、昨年5月に、地元国会議員と町長及び県による現地視察がありまして、その中で町長が、県に対して強く要望を行ったところでございます。また、毎年、県に対して行っております単県要望でも強く要望を行っているところでもあります。

県によりますと、みらい大橋下流部の下津久礼西側の県道、通称いぼ通りといえますけれども、その付近の白川左岸側については、現在、河道拡幅事業が進められておりまして、完成しますと、大雨時の下津久礼地区への溢水の危険性は大きく低減されると伺っているところでございます。

また、御質問の津白橋下流右岸側の整備につきましては、今後見直しの予定である河川整備計画の中で検討されると伺っております。

今後については、護岸未整備箇所の整備やパラペットの要望がほかの地区からも上がっておりますので、これらの箇所の早期整備を含めて、今後も引き続き早期事業着手に向け、強く要望を行っていきたいと考えているところでございます。

次に、白川の河川整備計画の件でございますけれども、白川中流域の河川整備計画につきましては、幾度となく一般質問で答弁しており、繰り返しになりますが、白川の治水対策については、平成14年7月に策定されました白川水系河川整備計画において、立野ダムを含む洪水調節施設、それと河川改修の両方を進めることが明記されておるところでございます。町としましても、近年発生している水害から地域住民の生命と財産を守るためには、立野ダムや河川改修など、総合的に治水対策を推進することが必要であると考えております。

また現在、下流の熊本市街地部で河川改修事業が進められておりますけれども、今後、中流域の河川改修が進められていくと考えております。しかしながら、菊陽町や大津町の中流域は、白川水系河川整備計画区域内でありながら、現在、具体的な治水対策は示されておりませんので、白川改修立野ダム建設促進期成会や白川水系治水対策連絡調整会議の中で、大津菊陽間の白川水系河川整備計画の見直しを強く要望してきたところでございます。

なお、11月27日の熊本日日新聞の記事の中で、次期河川整備計画に黒川下流域の河道拡幅を盛り込むと掲載されておりましたが、県の河川課によりますと、現在、菊陽町の区間についても整備区間として河川整備計画に盛り込むよう検討を進めているということでございます。

いずれにいたしましても、計画された河川改修事業が一日も早く完成し、その効果が発揮されて、流域住民の皆様の安心・安全な生活が確保されるよう、町も積極的に要望及び協力してまいりたいと考えているところでございます。

それから、小林議員が先ほど申されました河川整備計画が県の方では作成されていないというふうなことを言われましたけれども、河川整備計画は、今国の方で平成14年7月に作成されておりまして、その中で、白川の中流域については、毎秒1,500立方メートル、その目標数値に向けて改修を行っていくというふうに記載されているところでございます。このことは、小林議員も御承知のとおりだろうと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今、担当課の小野課長の方から、これはあくまでもこれが白川の河川整備計画だという町の認識は変わらないということですよ。今の答弁では、私と違うんですけど。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○土木部次長兼建設課長（小野秀幸君） あくまでも白川水系の河川整備計画というのがもう策定されております。その中でもう数値が出ておりますので、県の方は策定していないということを言われてるとというのが、ちょっと私も理解ができないところがございますけれども、私はそういう数値が書いてある以上は、整備計画の中に区域内として入っているというふうな認識でございます。今後、そのことは見直しをしていくんだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私は、また県に直接お聞きしたいと思いますが、結局、河川整備計画、今言われた整備目標だったり、基準地点だったり、いろいろなことが盛り込まれていないといけないと思います。課長さんからいただいた中流ブロックの部分は、かなり簡単に書いてありまして、どういう整備をしていくかまではなかなか見えません。今後20年から30年の目標としてこういうふうな書いてありますから、私はこれだけ災害が頻発している中では、2014年でしたっけ、平成14年でしたっけ。

（土木部次長兼建設課長小野秀幸君「平成14年」の声あり）

平成14年ですね。平成14年の河川整備計画ではなくて、今見直しをされるんでしょうけど、今の時点でいろんなことが以前とは大きく、災害も変わってきてますし、本当に河川の整備、治水をどうしていくかというのは、つくっていかないといけないんじゃないかというふうに思っています。今日は立野ダムのごとは触れないですから、それを置いといたとしても、白川の改修のごとはしっかりとしないといけないというふうに思っています。

それと、白川の改修は、今、いぼ通りの話が出ましたけれども、熊本市がかなり改修をしまして、これは国も県も説明してないんですけど、毎秒1,000トンから2,000トンぐらい流下能力が改修したことによって増えてるということも聞いていますので、こういうこともしっかりと説明をしていただきたいというふうに思います。

私、よく分からないんですけど、町長にお尋ねしますが、1つの白川なのに、なぜ国の管轄

と県の管轄とあるのか、そもそもなぜこうなってるのかがよく分からないんですけど、その点、町長御存じでしたら教えてください。

○議長（渡邊裕之君） どうします。後藤町長。

（16番小林久美子君「町長にお尋ねしています」の声あり）

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、建設課長が申しあげましたけども、私の方は、具体的な実施整備計画、これについては菊陽と大津の区間は熊本県が整備するということで話があって、白川中流域の会議があるときに、熊本市関係の整備の状況については国土交通省の方から説明がありますので、同じような整備計画を早く立ててもらって、それでやっていただきたいという要望は大津町とともに機会があるごとに言っております。

また、今やっておるのは、平成20年のときの水害があって、その改修というか。

（16番小林久美子君「24年」の声あり）

平成……

（16番小林久美子君「24年ですね」の声あり）

24年だったと思います。大水害があって、そのときの整備はほぼ終わってきておりますけども、本格的な熊本市と同じような整備計画の方に基づいたのをきちんと立てて、県の方に取り組んでいただきたいというのは要望続けているところであります。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 河川整備計画については県に直接お聞きします。

それで、地元の要望では、なぜ私が何回も取り上げてるかといいますと、先ほど、津白橋の下流の右岸もありましたけれども、津白橋の上流の方もやはり溢水して、この前の災害のときありますので、そういうところも堤防をかさ上げするかいろいろしてほしいという要望が地元から寄せられています。なぜかといいますと、菊陽町、平成24年7月12日の豪雨災害で、曲手、馬場楠、戸次などの護岸工事、築堤、河道掘削などは行われてるんです。それと熊本市もいぼ通りまで来てるということですから、熊本市の川の整備も非常に激特事業で多く進んでます。これも以前もお話ししたかと思いますが、河川整備の河川の専門家の方が、こんなにやる気になればできるんだと言われるぐらい、熊本市の整備というのはすごいということなので、よく川は下流の方から整備をするんだと言われてますけども、両方を整備されてるので、どうしても上津久礼、下津久礼に対応する白川のところは、なぜ自分たちのところだけが手をつけられないんだという疑問は消えてませんので、これも県にまた直接要望も、私たちもしていきたいというふうに思っています。

次に、核兵器廃絶の取組に移ります。

核兵器廃絶の取組については、非核都市宣言をしている町として、国が早急に核兵器禁止条約に署名し、比準することを求めたいが、町長の見解はどうでしょうかということで出しています。

昨日、報道ステーションを見ていましたら、昨年、ノーベル平和賞を受賞した国際NGO核兵器廃絶国際キャンペーンICANとともに活動されていた広島出身者であるサーロー節子さん、昨日の報道ステーションにも出演をされて、自民党の国会議員の方に要望をされていました。私も、核兵器禁止条約、なぜ日本は唯一戦争被爆国で体験しているにもかかわらず、この核兵器禁止条約に署名、批准をしないのか、非常にそのことが疑問です。この菊陽町も非核都市宣言をしている町として、ぜひ上げてほしいというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

核兵器禁止条約は国連会議で採択された昨年の7月7日以降、日本政府に対して、禁止条約への署名や批准、参加を求める意見書の可決は、2018年9月1日で、全国では301議会に上っています。もちろん私もほかの同僚の議員さんをお願いしながら、この議会での意見書の可決というのも求めていきたいというふうに思っていますけれども、今の段階で、町長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 本町における非核平和都市宣言は、昭和61年12月議会において、非核自治体宣言決議要請に関する請願書が提出されまして、総務常任委員会の方に付託されて承認されて、その後、本会議で採択をされております。

小林議員が言われるように、世界で唯一の被爆国である我が国が、世界の平和を願い、地球上からの核兵器がなくなることを願うことは当然であると思っております。しかしながら、国が核兵器禁止条約に署名し、批准することについては、これは国が判断することであると考えているところであります。議員も言われましたように、日本政府に対して、禁止条約への署名や批准、参加を求める意見書を可決しているのは301の地方議会です。だから、議会の方で内訳を見ますと、岩手、長野、三重、沖縄の4の県議会をはじめ、133市、132町、32村となっているところで、これ30年9月1日現在、小林さんの機関紙であります赤旗の方からそういうのが載せてあったというところで認識をしているところであります。

それで、国には、これは国が判断することであって、核兵器国と、それから非核兵器国の協力のもとに両方がやらんといかんのじゃないかというところが国の判断を今そこで止まってるんじゃないかと思っておりますけれども、いずれにしましても、これは大きな国が判断すべき内容であって、私個人としては、町の方では地球上からの核兵器がなくなることは願っているのは当然のことと思っておりますけれども、判断するのは国の方ではないかというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 国の判断がなかなか、世界から見ても、これだけ戦争、被爆国日本の政府が批准しないというのは非常に残念だという声が多いというのもありますので、ちょっと残念なんですけれども、しっかりと核兵器のない世界を実現するために、唯一の戦争被爆国日本政府がそれにふさわしく、核兵器禁止、廃絶に向けた先頭に立つ姿勢になることを、今後と

も私たちは町民の方とも協力して運動を広げていきたいというふうに思っています。

もちろん議会での意見書の可決なども、今後ともまた模索してやっていきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時51分

再開 午後2時1分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中岡敏博君。

○7番（中岡敏博君） 皆さん、こんにちは。

傍聴席の皆さん、本日はありがとうございます。今年最後の一般質問になりました中岡敏博でございます。

本日の質問は、私が議員になり、町民の皆様と約束させていただいている安全・安心のまちづくり、菊陽町の将来、いや日本の未来を担う子どもたちを守るためのものであります。しっかり危機管理について調査研究し、現場を見て回り、菊陽町の特徴を十分理解した上での発言、提案をさせていただきます。

皆さんも過去の会議録を見たら分かるように、平成28年熊本地震に対しましてはその2年前に、菊陽西小学校校区殺人未遂事件についても以前に凶悪事件発生について質問をしております。また、各町民センター、特に光の森町民センターでは死角が多く、防犯カメラが必要であること、危機管理体制についても厳しく発言させていただきました。若干執行部の皆さんの勢いに尻込みしたこともありましたが、この分野においては重要であり、充実させることで治安の維持が教育、福祉の土台になり、子どもも高齢者も、またその家族も明るく楽しい毎日が過ごせ、菊陽町に本当に住んでよかったと思える人生になると信じております。

今回は、過去に質問した内容と同様のところもあり、また光の森在住でありました芝元議員の願いでもあります。概要説明等は短くお願いいたします。なお、通告相手は、町長、教育長でございますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

この後の質問は質問席で行います。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○7番（中岡敏博君） それでは、初めの質問をいたします。

(1)になります。子どもたちの安全・安心を脅かし、保護者を不安にさせるものは、具体的に何を指すのか。その対策をどのように考えているのか。通学路の安全対策では、どのような危険を想定しているのかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 教育長。

○教育長（上川幸俊君） 子どもたちの安全・安心についてという御質問でございますので、私の方から最初お答えをさせていただきます。

私が昨年の4月に教育長を拝命して以降、校長会議でありますとか、あるいは学校訪問の機会あるごとに学校にお願いをいたしておりますのは、子どもたちの命を守り、安全・安心な学校づくりを進めることこそが学校経営の一丁目一番地です。何よりも優先されることでありますということを、事あるごとにお願いをしているところでございます。

議員におかれましても、常日ごろから、児童・生徒の安全対策に御支援をいただき、そしてまた具体的に御助言をいただいておりますことに、この場をかりまして心より感謝を申し上げたいと思います。

さて、お尋ねのどんな危険を想定して対策を講じているのかということについてでございますが、校内にあっては、まずは授業中や部活動中の事故が上げられます。このことにつきましては、先月、県内の高等学校で、運動部活中に将来のある尊い命が失われるという大変痛ましい事故がございました。各菊陽町の小・中学校には、改めて学校生活における安全指導、安全点検の一層の徹底について通知を申し上げたところでございます。

そのほかにも、酷暑による熱中症でありますとか、あるいは集団生活の中で感染症が蔓延するおそれ、学校の遊具、施設あるいは設備による事故、さらには不審者の侵入、給食による食中毒、いじめによる重大事案、災害からの避難と、対応すべきさまざまな危険が想定されるところでございます。

これらの事故や事件あるいは自然災害などから子どもを守るためには、総合的な安全計画や緊急時におけるマニュアルの策定など、学校における危機管理対策が不可欠でございますけれども、先ほど申し上げました、何よりも子どもの安全確保を最重視した学校の管理運営が大切だろうというふうに思っております。

同時にまた、一人一人の教職員あるいは職員の危機管理のスキルを高める取組も重要なことだというふうに考えています。校外の通学路にあっては、交通事故あるいは犯罪行為に巻き込まれるなどの危険が考えられますが、それらの事件、事故から子どもたちを守るためには、保護者、地域社会、地域住民の方々はもとより、警察、道路管理者等、関係機関と緊密な連携を図りながら進めていくことが必要となってまいります。現在、教育委員会では、菊陽町町民会議を地域学校協働本部とした各学校ごとの地域学校協働活動の推進に取り組んでおるところでございます。学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を明確にしながら、連携して取り組むことが大切だろうということでございます。

さらには、生涯を通じて子どもたちが自らの身を自ら守る力をつけることができるように、そして進んで安全で安心な社会づくりに参画して、貢献できるような資質や能力を養うための安全教育をしっかりと進めていかなければならないというふうに考えております。

それらの上で、児童・生徒の安全対策上最も心がけることは、万全を期しながらも、決して

慢心することなく、常にマニュアルを見直すといった謙虚な姿勢で取り組むことが重要だと思います。日常の小さなひやりとしたこと、はっとしたこと、それを見逃さずに、早目早目の対策を講じることで未然防止に努める必要があると考えます。今後も、児童・生徒の安全を守る取組を、計画的、継続的に進めていく所存でございますので、どうぞ御理解と、これまでどおりの御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○7番（中岡敏博君） この質問をした理由は、本町での子どもの安全について、3つに分けた場合、防犯、交通安全、自然災害の大きく分けた場合なんですけど、3つを答弁するかなと想定してたんですけど、対策でまとめることができること、できないことがあります。前回、9月定例会においては、通学路の安全対策としては、大阪北部地震等から、災害時に登下校中、学校活動中の子どもたちの安全についての事項を中心に、多少は下校中の安全も含まれておりましたが、お二人の議員が質問し、執行部が答弁されたとは私は認識しております。この後にお聞きしていくものは、犯罪防止対策、不審者、犯罪者に対してのものが中心になりますので、ここを御理解ください。

続きまして、2番の質問になりますが、本町の声かけ、つきまとい等の不審者情報の認知件数及び他の犯罪発生率の把握、情報提供の方法について、また犯罪発生率をさらに減少させるために町はどのように取り組んでいるのかになりますけど、熊本県防犯協会連合会広報紙防犯くまもとによりますと、平成29年度中に県下で認知した児童に対するわいせつ声かけ事案は300件を超え、その7割以上が登下校及び帰宅時に発生しております。特に、新学期は新1年生がなれない通学路を通ることになり、注意が必要です。今後も来年度に向けてさまざまな取組が必要になるということは言うまでもありません。同じ資料によりますと、平成29年度中の熊本県の犯罪発生状況は、刑法犯認知件数は8,288件であり、前年比マイナス635件と14年連続で減少しております。しかし、個別的に見てみると、熊本県警察による平成30年上半期のわいせつ声かけ事案の届け出状況におきましては、帰宅中、下校中で296件、登校中で55件であり、時間帯別では、夕方帰宅中、下校中に集中していることが分かります。しかも、被害者の50%以上が中学生以下であることに對してであります。現に、今年4月、熊本市の事案で、小学校低学年女児が男にさわられ、その上、用水路に投げ込まれる。5月には、警察官を装う男に2人の小学生が連れ去られる事案も発生しました。忘れてはいけないのは、ここちゃん事件、リンさん事件、たまきさん事件であります。いつ、どこで起きるか分からないこと、防止、抑止につなげるためにも、これらを把握していく必要は十分にあります。

2番の質問に対しまして、ここで御質問いたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

声かけやつきまといなどの不審者情報は、町内の各学校から学務課に寄せられる情報がほと

んどであります。それ以外の情報を含め、総務課の方で把握をしております。また、町外の情報は、県警のゆっぴー安心メールでも情報を得ております。

情報提供の方法につきましては、その内容にもよりますが、各学校から登録されている保護者への一斉メールや、保育園への連絡、防災行政無線での放送などを行っておりますが、登録された方に町からの情報を送信するサービスを始めることとしておりますので、このサービスでも不審者情報を提供することとしております。

犯罪の発生率については、県警のホームページから情報を得ているところでございます。

それと、犯罪発生率を減少させる取組につきましては、警察、防犯協会、PTA、青少年育成町民会議、スクールパトロール、地域の防犯パトロール隊、見守りの方々など、関係機関、関係団体の連携、協力が必要でございます。今後も、連携、協力を深め、犯罪の抑止に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○7番（中岡敏博君） 今答弁されたことにおきまして、私は情報提供、伝達の方法について調べました。今、新たな情報伝達手段というものを考えているということで、これは警察庁生活安全局生活安全企画課課長名で、平成29年3月7日に通知されています通学路等における子どもの犯罪被害防止対策の徹底についての内容になりますが、不審者情報の迅速な把握と情報の共有化の部分で、子どもに対する声かけ、つきまとい、変質者、その他不審者の出没等、子どもに対する犯罪の前兆と思われる不審者事案については、迅速かつ正確に把握するとともに、把握した事案概要及び犯罪対策に役立つ情報については、関係者のプライバシーに配慮した上で、教育委員会、学校、学習塾、防犯ボランティア団体、地域住民、保護者、児童に対し、電子メール、SNS、ファクス、各種広報紙等、それぞれの地域の実情に応じた広報媒体を活用し、タイムリーな情報提供を積極的に実施し、情報の共有化を図ることとしております。また、これらの不審者情報が潜在化することがないように努める必要がありますとしております。

これに対して、現在の状況は大体調査済みですが、今後、町が考えていることや考えられるということについてお聞きしたかったんですが、新たにタイムリーに多くの皆さんに不審者情報を伝える方法を準備しているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 今年度中にはそのメールサービスを完成させて、提供できるようにしたいと思っております。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○7番（中岡敏博君） それでは、再びになりますが、現状を把握するための質問を教育委員会にいたします。

事案の設定は、菊陽町の小学生低学年女児が、下校中、不審者と遭遇、腕をつかまれた。子ども110番の家に逃げ込み、そこから小学校に通報があった。小学校が通報を受けてから、ど

ここに広げ、どこを経由し、私どもの地域住民区長等に情報が正しく伝達されるのか、この手順、方法を、今現在の状況で教えていただきたい。また、地域の皆さんに連絡が届くまでに要する時間を教えてください。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（矢野信哉君） 御質問にお答えします。

子ども110番の家に子どもが逃げ込んだ場合、まず警察等へ連絡していただくこととなります。警察及び学校の方に連絡をいただきます。学校の方から教育委員会の方に不審者情報があったということで連絡を受けます。教育委員会としましては、その情報をすぐに各学校へ、そして総務課の交通防災係の方へ通報いたします。学校からは、また各保護者の方へメール等を通じて連絡が行くものと思っております。あと、交通防災係の方から、各住民等への連絡、中身によるかと思いますが、その通報が行くといった流れになっております。

時間に関しましては、具体的に何分というのがちょっとお答えが難しいところです。

以上になります。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○7番（中岡敏博君） 犯罪、ケースによっては急を要するものがあり、子育て支援課、保育所等、子どもがいる施設だったり、各町民センターの職員にも伝えることが重要になると思いますが、今の状況を見てみると、1日後だったり、二、三日後にこういう事案がありました。みんな注意してくださいというのがとても多いような感じだったので、その部分では、今後、総務課を中心にシステムをつくる場合、タイムリーである、急がないといけない部分は地域住民に広げていただくと、私どもも、地域の方たちも、パトロールをしたり、注意喚起のために皆さんに伝達することもできますので、そのところもお願いいたしまして、次の3番の質問に参ります。

次の質問ですが、子どもたちへの安全教育、これは交通安全、不審者、自然災害などの安全教育をどのように行い、子どもたちを守る方法では、どのようなツールや技術があり、どのように指導をしているのか。これも、幾度も聞いております。

安全教育には、交通安全教育、被害防止教育などがあり、主に聞きたいものは後者のものになります。種類といたしましては、講師による指導、これは講話型だったり、ロールプレー方式ではありますが、寸劇、人形劇、動画の上映等、不審者声かけ事案への対応訓練、防犯機器、防犯ブザー等の使用、110番駆け込み訓練、保護者参加型の防犯教育などが一般であります。

本町におきましては、どのように、誰が教育、指導をなされているのかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（矢野信哉君） お答えいたします。

学校保健法第27条では、学校においては児童・生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童・生徒等に対する通学を含めた学校生活、その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修、その他学校における安全に関する事項について計画を

策定し、これを実施しなければならないと規定されています。これを受けまして、各小・中学校では、学校防災、防犯計画を作成し、これに沿って、避難訓練、不審者対策、自然災害等への訓練及び安全点検を実施しております。

また、子どもたちへの安全に関する指導は、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、全ての教科の時間において、それぞれの学習時間の特質に応じて適切に実施しております。例えば、小学5、6年生の体育では、保健分野の学習として、校内や校外でのけがの防止について学習します。校外での交通事故によるけがの要因を知り、その対処方法を学びます。また、小学校1、2年の生活科では、自分たちの安全を見守ってくれる交通指導員や子ども110番の家などの地域の方々と自分たちのかかわりを学び、安全に登下校する姿勢を育成しています。さらに、スムーズに小学校生活を開始するためのスタートカリキュラムの一環として、入学後一、二週間程度の期間は、下校時に学校の職員が付き添い、安全な登下校の仕方についての指導も行っております。それらの学習の中から、子どもたちは、これから大人になってからも、自分を自分自身で守っていくための判断や行動の基礎を身につけていくと考えています。

子どもたちを守るための指導方法として、交通安全に関して、小学校では、警察による交通安全教室を実施し、事故防止に努めています。

不審者対策では、各小・中学校で不審者侵入時の対応マニュアルを作成しており、このマニュアルに沿って対応を行っております。同時に、不審者等対応避難訓練等を計画、実施し、児童・生徒の安全な避難、安全確保ができるようにしています。また、子どもが犯罪に遭う機会を減らすために、防犯ブザーを定期的に点検し、使い方を熟知させ、見えるように持ち歩かせる。登下校時に合わせて地域の人が外に出て子どもを見守る。さらに、大きな声を出す練習をさせる等の対応を行っております。同時に、声が出せない場合も想定し、防犯ブザーの活用や子ども110番の家など、近くの大人に助けを求めることなども具体的に指導を行っているところです。

そのほか、1、知らない人にはついていかないの「いか」、2、知らない人の車にはのらないの「の」、3、助けてと大声で叫ぶの「お」、4、危ないことがあったらすぐ逃げるの「す」、5、どんなことがあったかを先生や親に知らせるの「し」をとった「いかのおすし」という防犯標語についても指導しています。

自然災害に関しましては、地震、火災における避難訓練をそれぞれ年に1回は実施しています。その際は、防犯標語と同様に、地震や火事などの災害時は、1、押さない、2、走らない、3、しゃべらない、4、戻らないという4つの約束の頭文字をとった「おはしも」という合い言葉を指導し、適切な行動がとれるようにしています。

また、各小学校には、全児童分の防空頭巾を備えており、活用の訓練もしています。

さらに、風水害、落雷など、各種災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方についての指導も行っております。

以上のような方法により安全教育を実施しております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○7番（中岡敏博君） 全体的にどのような教育をしているかを答弁いただいたと思いますが、これは警視庁が作りました標語「いかのおすし」、詳しい内容と「おはしも」も説明いただきました。それと、防災頭巾ですよ、防空じゃなくて。そこの部分で子どもたちにしっかり教育しているのかなと感じました。

子どもが絶対に不審者と、私が今質問している中で強調してるのは、不審者と遭遇した場合、時に子どもが絶対にできなければいけない部分を教えなければいけないと思っております。発達段階ごとに内容を変えていくことは当然のことであり、性格によりできるできないがあってはならない。そこを心配しておりますが、不審者の訓練等を訓練後検証し、その中で課題はなかったのかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（矢野信哉君） 今、議員がおっしゃられましたとおり、いざ犯罪が起きたとき、いろいろな訓練をしていますと、言葉が出ない、体が動かない、逃げようと思っても逃げられない、そういった場面がありました。そういったものに対応できるような、これから訓練をできていければと思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○7番（中岡敏博君） これは子どものみならず、大人においても、いざ痴漢に遭ったり、刃物を突きつけられた場合、大声出せるのか、対応できるのか、子どもにおいても大人においても難しいという判断をする人、できないという人は出てくるのかなと、そのところは心配しております。がゆえに、見守り活動、この後の質問になりますが、必要なものが出てくるのではないかと思います、続けて4番の質問に参ります。

犯罪防止のため、小学校通学路に防犯カメラの設置や犯罪防止ポスター、標語の募集をし、それを掲示する。また、子どもたちによる安全マップづくりを進めるべきではないかと通告いたしました。これも警察署が推進しているものであり、その部分では、後でも提案しますが、防犯カメラにつきましては、菊陽町は、いろんなお店、商業施設も多いし、通学路において防犯カメラを設置するというのは東京が事業を起こしており、全部の小学校の通学路に約5台ずつ設置をしております。また、行政区においては、これはにじの森に現在ございますが、ほかの行政区においても、自分たちで防犯カメラを設置したいという部分で、そういうケースの場合、補助などは考えられるのか。防犯カメラについて、通学路の安全を含め、今後計画がありますか、お尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 教育部長。

○教育部長（安武卓明君） 議員の御質問にお答えします。

防犯カメラの設置は犯罪防止上大変効果があるものと考えておりました、教育委員会としても、関係部署等としっかり連携をしながら、それに向けた情報提供の方も現在進めているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○7番（中岡敏博君） 防犯カメラと、その後に安全マップと防犯のポスター等もお話をしたいんですが、その前に、菊陽町においては、自動販売機にAED同様、防犯カメラを設置するサービスを菊陽西小学校正門正面に、自動販売機に防犯カメラがついているというのがあります。その部分では、町長にお尋ねいたしますが、防犯カメラの設置についてどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 防犯カメラにつきまして、さっきも申し上げましたように、大津警察署の方で大津町、それから西原村の両町村長と一緒に、菊陽町の方も協定を結んで、危険な箇所の方、警察とも連絡をとりながら、順次進めていきたいというように考えております。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○7番（中岡敏博君） 教育委員会が進められている地域の目、保護者の目、多くの目が必要であるということと、もう今の時代になると、機械の目にも頼らざるを得ない状況になっているのかと認識しております。

続きまして、(5)番になります。

SNSによる子どもを巻き込んだ犯罪について、町は警察と協力し、どのような対策を講じているのかになりますが、ソーシャル・ネットワーキング・サービスによる犯罪であります。昨日もブログサービスタンブラーをめぐる検挙が全国初でありまして、学校の先生が逮捕されるということで、この特徴は、熊本県議会でも取り上げられてるんですが、子どもが自分の裸を撮影して送信するように求められる、いわゆる自画撮りの被害を防ぐため、熊本県は、画像を要求した段階で罰則を科すことができる条例の改正案を、今、開会している議会に提出するという報道がありました。これは、県の少年保護育成条例の改正案となりますが、過去においては、出会い系サイト、いじめ、金品の要求などのSNSによる子どもたちが被害者、加害者になるケースにおけるの防止策を研究しました。少年警察ボランティアでは、サイバー補導員というもの、熊本県警察では、サイバー犯罪対策室の犯罪防止捜査も一般的なものとなりました。学校の先生方による指導、大津警察署生活安全課に所属されている熊本県警OBの竹下氏、これはスクールサポーターという名称で活動されている方でございますが、その方が講話されているのは存じ上げております。

それでは、町はネット犯罪の情勢をどのように受けとめ、どのような取組が効果的だと考えているのかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（矢野信哉君） お答えします。

近年、児童・生徒を脅かす犯罪被害として、インターネットを介した事案が多く発生しており、特にSNSに起因する被害は多様化、深刻化しています。そういった事案に対応するため、小・中学校の新学習指導要領の各教科等の指導の中で、情報モラルを身につけることが新たに明記されました。小学校6年生社会科や中学校の技術家庭科、道徳科等の学習の中で、インターネットやSNSなど、情報社会の仕組みを理解し、どのように行動していくべきかについて学習しています。

警察と協力した対策として、各小・中学校において毎年大津警察署に依頼し、SNSの安全な使い方に関する講習会を実施しています。なお、この講習会を、学校によっては保護者を招いて実施しています。講習会では、SNS利用において起こりやすいトラブル事例として、危険を実感できるような具体的な事例の紹介、トラブル回避をするためのポイントや万一トラブルに巻き込まれてしまった場合の対処法などについて指導していただいております。

なお、学校においては、SNSにかかわる被害を発見した場合は早急な対応が必要であるため、すぐに警察等に相談することになっています。特に、大津警察署の、先ほど議員がおっしゃられたスクールサポーターとは、日ごろから緊密に連絡をとり合い、児童・生徒が犯罪に巻き込まれないように情報交換等を重ねております。また、保護者に対しても、児童・生徒がトラブルに巻き込まれないようにするため、PTA総会や学級懇談会、地区懇談会等の機会に、携帯電話やスマートフォンのフィルタリングサービスの必要性の指導や県警がインターネット上にある違法、有害情報巡回チェックとして行っているサイバーパトロールについての説明を行うなどして、保護者と児童・生徒と一緒に考える機会をつくるようにしています。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○7番（中岡敏博君） SNSにおきましては、いいところもあれば、とても危険であるということ、子どもたちも認識しつつあるのかなという思いではありますが、いろんな犯罪については落とし穴がありまして、わいせつだったり、そういう自画撮り関係で被害に遭ったときに、すぐにスクールサポーターに、また警察の相談窓口、少年、子どもの被害の窓口相談できればいいんですが、なかなか難しい部分もあるのではないのかな。その部分では、熊本県警察、また大津警察署においても、少年課少年係の方に女性警察官がいるんだということで、女性の警察官、職員さんによる講話とか、女子生徒・児童に対する講話というのでもいいのではないのかなというふうに私は思っております。この部分では、今から新たな犯罪として注目しておかないといけない部分であると思っております。

続かせていただきます。

6番の質問になります。

6番の質問は、光の森交番についてなんですが、平成30年4月に、熊本県警察署再編計画が実行され、大津駅前交番は設置を目指すとしてありました。しかし、平成25年12月策定時点で

は、光の森交番を新設する、設置を目指すや、合志菊陽交番は合志交番として残すなどは明記されておりませんでした。確約がとれないうちに次々とデマやうわさを流す人物があらわれ、私としては非常に残念に思いました。これも町長の熱意により実現としたこと、それと交番としては4人の3交代制、また相談員という体制、最高の人員を確保できたことに対し、心から感謝しております。2回ほど、危機的、絶望的な状況にあり、それを乗り越えたのは事実として受けとめております。

西部地区の町民の夢が現実になり、9か月が過ぎましたが、それに合わせた質問をいたします。これが6番になります。

光の森交番の新設、運用開始から、子どもたちの安全・安心に対してどのような効果が出ていると考えているのか。また、今後どのように協力していくのかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

今、議員が申されたとおり、光の森交番が本年4月開署しまして8か月が過ぎました。光の森交番は、4人の3交代制、それと相談員の体制で対応されており、これまでの合志菊陽交番から光の森交番が本町の西部地域を管轄されておりますが、交番がある場所は、光の森駅からも近く、大型商業施設のすぐ隣であることから、町内でも非常ににぎわいのある地域でもあり、犯罪の抑止には大きな効果を上げているものと思っております。

警察からお聞きしたところによると、菊陽町内の窃盗事案の認知件数は、前年の同時期から比べると減少しており、特に万引きの件数はかなり減少しているということでした。

また、地域住民や子どもたちにとりましても、交番が近くにあることで安心感を持つことができるものと思っております。

さらに、交番の警察官の方々のパトロールによりましても、地域の子どもの登校や日々の生活の中で、安全・安心に大きく貢献されているものと思っております。

今後も、町としまして、光の森交番、地域住民の皆さん、各種団体と連携を図り、犯罪の抑制、交通事故防止に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○7番（中岡敏博君） 今の現状をどのように協力しているのかという部分では、商業施設の万引きの防止、抑止、また光の森駅周辺の自転車盗難、自転車を盗むという自転車盗の減少につながっていき、これはゲートウェイ犯罪といって凶悪犯罪への防止になるのでは。菊陽町における犯罪件数、認知件数が多いのは、このような軽犯罪が主に急増しているということで、全体的には犯罪発生率、犯罪はそう起きてない。菊陽町は安全なものであるという、さらに効果が出ているのではと思っております。

私としては、昨日出ました新山区の110番の家スタンプラリーで、交番と協力したり、交番をスタートとかゴールにしたり、また駅前ゆめタウンでの合同の防犯啓発運動だったり、町探

検で小学生が交番を訪問する、警察官と触れ合うとか、一緒に町を歩く。学校の行事に案内する。これはされてますね。訓練等の指導、また安全マップとか、先ほど提案したいろんな部分で子どもたちと触れ合う時間、協力する時間をとっていただければというふうに思っております。

そこの部分で、学校等が今までやったことがあれば、似たようなケースがあれば教えてください。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 私の方で把握はしてございません。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○7番（中岡敏博君） 今までの活動を含め、今後いろいろ計画、可能性があるのではないのかなというふうに思っております。

ここまで、児童・生徒の安全・安心について尋ねてまいりましたが、総括、まとめて提案いたします。

昨日、元警察署署長の助言がありました。私たち菊陽においては、多くの企業、大企業、中小企業、店舗などがあり、大津警察署署長の、先ほど町長もおっしゃられたんですが、現在は井上署長ですか、協力を依頼し、警察友の会というものも菊陽町にはございます。連携し、新たに防犯カメラをもう既に設置している、また設置してもいいですよという協力企業等への見守り活動について協力を依頼する。これは、皆さんが、教育委員会が進めているもの、地域、学校、プラス防犯カメラという機械の目、プラスこちらの菊陽町において特徴的な企業の皆さんの協力、さらに目を、防犯、子どもたちを守る目を広げる方法は可能ではないのでしょうかという助言をいただきました。その部分でも、子ども110番というものは、家だけではございません。プラス子ども110番の店、会社、子ども110番の車、菊陽自動車学校ですか、車に張ってありますが、子ども110番のいろんな方法、地域の目、防犯カメラという機械の目、さらに、菊陽町の特徴である企業の目を生かすべきと提言いたしまして、次の大項目に参ります。

2番になりますが、その他の子どもたちを守る取組についてであります。1番、今把握している状況だったり、今後民営化を進めるに当たり、安全・安心、子どもたち、または保護者が安心するためにつながると考えますが、保育園児の安全・安心のため、町立、私立保育所はどのような安全策を持っているのか、それは万全であると言えるのかという質問をさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 御質問についてお答えします。

保育所などの安全性を確保するため、厚生労働省が策定した保育所保育指針には、保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者などの侵入防止のための措置や訓練など、不測の事態に備えて必要な対応を行うこと、また子どもの精神保健面における対応に留意することと記されています。また、重大事故や不審者の

侵入など、子どもに大きな影響を及ぼすおそれのある事態に至った際の危機管理についても、緊急時の対応マニュアルを作成するとともに、実践的な訓練、園内研修の充実などを通して、全職員が把握しておくことが必要と解説されています。

このことを踏まえ、具体的に例を挙げて申しますと、まず重大事故発生時の対応における役割分担を決める際には、応急処置、緊急蘇生、救急自動車の要請、医療機関への同行、記録と保護者及び嘱託医や関係機関への連絡などといった具体的な行為に関する分担と指示系統を明確にしています。

次に、不審者の侵入など不測の事態に関しても、保育士などは子どもの安全を確保し、子どもや保護者が不安にならないよう冷静に対応するように、その防止措置を含め、対応の具体的な内容や手順、指示の流れなどを職員間で確認しています。

また、日常の備えとして、各職員の緊急連絡網、医療機関及び関係機関のリスト、保護者の緊急連絡先を事前に整理し、見やすい場所に掲示したり、園外活動などの際に携帯したりしています。

また、緊急時に備えた連絡体制や協力体制を保護者や消防、警察、医療機関など、関係機関との間で整えておくとともに、地域とのコミュニケーションを積極的にとり、あらかじめ緊急時の協力や援助を依頼しています。

以上のように、保育所保育指針を踏まえ、町立保育所、私立保育所ともに万全を期して園の安全対策に取り組んでいます。

また、保育所認可者であります熊本県や町から現地に出向き、指導監査をはじめ、日ごろから機会あるごとに訓練の実態など、各項目を確認しています。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○7番（中岡敏博君） 町立、私立においては、保育指針、共通のものがあって、子どもたちを守るというのは当然のことですが、菊陽町におきまして、特に目にするのが、私立の保育園は防犯カメラが設置してあったり、電動の扉がありまして、インターホンで確認しなければ入れなかったり、いろんなフェンスも高さを考えてあり、いろんな工夫をされているのかなというふうに感じております。

それと、町立保育園の方にもさすまたが2本、3本設置してあり、定期的に訓練をなされているということで、これは過去におきましては、大分県宇佐市認定こども園において、フルフェイスのヘルメットをかぶった男性が竹刀のようなものを持ち侵入し、子どもも職員もけがをし、最終的には逃走し、路上で警察官に確保されるという事案が発生しております。その部分では、今後民営化がなるとして、町民の皆さんが菊陽町の保育所は安全で安心で、いろんな部分で注意を払っているという確認をしたかったのでお尋ねいたしました。

ほかに、これに関して質問したかったんですが、時間がありませんので、次の質問に移らせていただきます。

2番にありますスクールパトロール隊はランダムパトロールを進めているが、その理由を具体的に示せと通告しています。これにつきましては、担当責任者はさまざまな考えをされているようで、はっきり言いますと、スクールパトロール隊という名称で重点的に子どもを守ることをメインにしていると私は思っております。しかし、時には子どもの登下校時間にかかわらず、子どものいない住宅街、場所を巡回、各町民センターで休憩する。学校、保育所から遠ざかる。子どもたちが学校の方に向かっての方向に反対の方向に行くという町民からの情報があり、私も見に行き、何度かでございますが、その光景を見ました。要するに、常に子どもたちや学校、危険箇所のポイント近くを重点的に回っていると思うんですが、巡回するコースを決定し、それに合わせて菊陽町の方を回っているのではないのかなというふうに見ておりますが、これをいわゆるランダムパトロールと称しておりますが、この部分において、ランダムパトロールを今後とも続けるのか。ランダムパトロール以外にもほかにいろんなパトロールをしている事案がありましたらお示してください。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

町のスクールパトロール隊は、午前7時から午後5時15分までの間、昼休憩を除き、2人1組でパトロールをしております。パトロールは、午前の組と午後の組で巡回区域を定め、1日で全部の小学校区を回っております。また、パトロールを行う場所は学校、幼稚園、保育園周辺、通学路、公園、遊び場、その他児童にとって危険と認められる場所を回っております。また、不審者、事件発生、猿の出没情報などが入った場合には、その事案の発生場所周辺を重点的に警戒、巡回を行っております。

お尋ねのこのようなパトロールの実施理由ですけれども、町内全体を広く巡回することができることと、毎日巡回していることを不審者等に知らしめる効果があると思っております。

ほかのパトロールのやり方についても、今後、検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○7番（中岡敏博君） ここにおきましては、青パト、これは青色回転灯装備車両といいますが、いろんな許可を得て、また警察の許可と講話を受けて、資格を取って、簡単ではあるけれど、認められた方たちがパトロールする。過去には、職員の皆さんも許可証をおとりになられたと認識しておりますが、その部分では、地域の見守り活動をされている、私もボランティアでやっていますが、それとプロであるスクールパトロール隊というのはちょっと区別していかないといけないのではないかと、あとボランティアの方たちとの協力、連携ということも大事になると私は思っています。この違いがはっきり見えてくればいいのかというふうに感じております。

立正大学小宮信夫教授がホットスポットパトロールということを推進しております。これ

は、協力している日本財団も進めておりますが、これについて、このパトロールに関する情報
だったり考えがございましたら教えてください。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） ランダムパトロールに対して、ホットスポットパトロールというパト
ロールの仕方があるということは調べております。このやり方につきましては、犯罪が発生す
る可能性の高い場所を、そこにずっと駐留して抑止をするというようなことで伺っておりま
す。こういうパトロールのやり方につきましても、今やっているパトロールの仕方とあわせな
がら、より効果的なやり方を検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○7番（中岡敏博君） 当然ですが、命にかかわる問題で、こういう事案が1件でも起きてはいけ
ないし、先日、11月18日、熊日新聞に掲載されました「青パト巡回12年、児童が肩もみでお返
し」との見出しで、玉名市のガーディアン大野の皆さんが紹介されました。今、隊員さんは
115人だったですか。拡大していったという部分で、その活動のように、子ども、保護者、教
員、地域の皆さんもみんな知っている。感謝し、安心して登下校、学校生活が送れるための最
前線の機動的なものとなり、それから地域への広がりになる。核になるように希望をいたしま
して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全て終了しました。

これで本日は散会いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時1分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成30年12月10日（月）

（ 第 4 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

平成30年12月11日（火）

（ 第 5 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成30年12月13日（木）再開

（ 第 6 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (4日目)

(平成30年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成30年12月13日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 議案第60号 菊陽町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第61号 菊陽町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第62号 菊陽町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第63号 菊陽町工場立地法準則条例の制定について
- 日程第5 議案第64号 平成30年度菊陽町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第6 議案第65号 平成30年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第7 議案第66号 平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第8 議案第67号 平成30年度菊陽町下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第9 議案第68号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 日程第10 議案第69号 町道路線の変更について
- 日程第11 同意第12号 菊陽町教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第12 同意第13号 菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第13 同意第14号 菊陽町固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて

2. 出席議員は次のとおりである。

- |     |        |     |         |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番  | 矢野厚子君  | 2番  | 大久保輝君   |
| 3番  | 阪本俊浩君  | 4番  | 西本友春君   |
| 5番  | 那須真理子君 | 6番  | 佐々木理美子君 |
| 7番  | 中岡敏博君  | 8番  | 吉山哲也君   |
| 9番  | 北山正樹君  | 10番 | 布田悟君    |
| 11番 | 石原武義君  | 12番 | 岩下和高君   |
| 13番 | 大塚昇君   | 14番 | 川俣鐵也君   |
| 15番 | 上田茂政君  | 16番 | 小林久美子君  |
| 17番 | 甲斐榮治君  | 18番 | 渡邊裕之君   |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高木定伸君  
書 記 山川真喜子君

書記 益満基君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                |       |                   |       |
|----------------|-------|-------------------|-------|
| 町長             | 後藤三雄君 | 副町長               | 吉野邦宏君 |
| 教育長            | 上川幸俊君 | 教育部長              | 安武卓明君 |
| 総務部長           | 阪本浩徳君 | 福祉生活部長            | 阪本章三君 |
| 健康保険部長         | 服部誠也君 | 経済部長              | 士野公典君 |
| 土木部長           | 大山陽祐君 | 会計管理者兼<br>会計課長    | 市原憲吾君 |
| 総務課長           | 板楠健次君 | 総合政策課長            | 中島秀樹君 |
| 総務部次長兼<br>財政課長 | 西本一浩君 | 総務部次長兼<br>税務課長    | 酒井章彦君 |
| 人権教育・啓発課長      | 古賀直之君 | 東部町民センター所長        | 西本俊子君 |
| 福祉課長           | 相馬仙助君 | 子育て支援課長           | 内藤優誠君 |
| 町民課長           | 渡辺博和君 | 健康・保険課長           | 東桂一郎君 |
| 介護保険課長         | 宮川照之君 | 農政課長              | 山川和徳君 |
| 商工振興課長         | 川上一弘君 | 土木部次長兼<br>建設課長    | 小野秀幸君 |
| 都市計画課長         | 井芹渡君  | 下水道課長             | 矢野和幸君 |
| 環境生活課長         | 丸山直樹君 | 総務課総務法制係長         | 小泉秀和君 |
| 学務課長           | 矢野信哉君 | 生涯学習課長兼<br>中央公民館長 | 梅原浩司君 |
| 図書館長           | 川端慎一君 | 農業委員会事務局長         | 鍋島二郎君 |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第60号 菊陽町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、議案第60号菊陽町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（板楠健次君） おはようございます。

それでは、議案第60号菊陽町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。本町における近年の急激な人口増加により、部課等または職員への事務負担が増加しており、複雑化し、多様化する住民ニーズに応えるため、職員の定数の見直しを行うことに伴い、菊陽町職員の定数条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、お配りしております議案の最後のページをお開き願いたいと思います。参考資料の一番後ろのページでございます。新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第2条第1項第1号の町長の事務部局の職員「186人」を改正後は「194人」とし、第3号の教育委員会の職員「34人」を改正後は「40人」にするものでございます。

1枚目にお戻りいただきたいと思います。

附則で、この条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） では、議案第60号について質問をいたします。

僕個人としては現在の職員は足りないと思ってますので、増加することについては大変歓迎したいと思います。

一方で、質問の冒頭でちょっと申し上げますが、今日の熊日新聞なんかでも、「自治体の中に占める非正規職員」という記事が載りましたね。菊陽町が一番高かったですね、その中でね。ですから、非正規者の考え方をどのようにするのかということをもっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

今日、熊日に非正規職員の記事が載っておりました。どこの市町村におきましても、地方分権一括法の後に権限が市町村に移譲されて非常に業務量が増えている中で、人員はそのまま、削減とか維持といった状況でございます。こういう中で、本町も保育部門、それから教育部門、非常に非正規と言われる臨時、非常勤職員も多い状況でございます。今後としましては、今、国の方で働き方改革を進められております。それと、うちでも再任用の職員の制度、それから後の議案でもありますが任期付職員の制度、こういったものを活用しながらこの問題には取り組んでいく必要があると思っております。

さらに、平成32年度から制度化されます会計年度任用職員、このあたりの制度も踏まえまして取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑はありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 今回14人ほど定員を増やすということですが、早速来年度以降14人を増やしていく方向ですか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） この定数につきましては上限ということですので、すぐに上限までということではございません。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） ですから、1回目の質問に戻っちゃうんですけども、非正規職員、今さまざまな分野で職員を募集してるけどなかなか集まらないというのは、各課とお話をしている中でよく出てくる答えです。それについては、なぜそうなるかということ、保育所もそうですけれども、待遇なんです。ですから、処遇改善とかいろいろ口では出てきます。国もそんなこと言ってますけども、一方で雇用の調整弁として使われる、非職員はですね。そして、正職に対してはベースアップもない、ボーナスもない、交通費も出ないみたいなのところもありますので、非常に劣悪な環境でお仕事をする、この人手不足の環境の中で、その状態を改善しなければ町が必要な人間が要るといってもなかなかそりゃ集まらないと思うんです。ですから、僕は、今回14人ですけれども、もっともっと、枠だけだったらもっともっと枠を増やして、そして仕事に応じて配分をしていく、正職を配分していく、あるいは非職員だったとしても処遇改善をしながらその仕事に見合ってお給料を払っていく。つまり対価は当然のように払っていくという考え方でやっていく、職員の募集、確保はしておくべきだと思いますが、そのことについてはいかがですか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 御指摘のとおり、待遇につきましては、これ全国的に問題となってお

ります。国もそういうことがございまして、平成32年度からの会計年度任用職員、こちらの制度をとということで改正がっておりますので、それを踏まえて町も取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑はありませんか。

西本友春君。

○4番（西本友春君） 議案第60号で、北山議員と同じ全く意見なんですけども、粹そのものというだけでいけば、まだまだ私自身も菊陽町の職員数は少ないと思ってるんで、もっともっと増やしていくべきだというふうに思っております。

それから、一般質問をさせていただきましたけども、地域おこし協力隊、職員数が少ないということでそれを補うために次年度にしっかり取り組んでいただきたいという提案はいたしましたけれども、そのことについて再度、これに合わせてどのように考えているかをお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 多様化、複雑化する住民ニーズに対応するためということで、できるだけ体制も柔軟に対応できるように、今回の定数条例の改正、それから後から出てきます任期付職員ですね、こちらの制度、できるだけいろんな制度を活用しながら柔軟に対応できるように取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第60号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第61号 菊陽町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、議案第61号菊陽町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（板楠健次君） それでは、議案第61号菊陽町一般職の任期付職員の採用等に関する条

例の制定についてを説明いたします。

まず、提案理由でございます。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公務員法の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し、必要な事項を定める必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、1枚めくっていただきたいと思っております。条例の内容を説明いたします。

第1条は、本条例の趣旨ですが、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し、必要な事項を定めるとしております。

それから、第2条、第3条は、どのような場合に任期を定めた採用ができるかを定めたものでございます。

まず、第2条で、専門的知識・経験を有する者を専門的知識・経験が必要とされる業務に従事させる場合においては、第1号から第4号に該当するときであり、選考により任期を定めて採用することができるとしております。

第1号では、専門的知識・経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、職員を部内で確保することが一定期間困難である場合。第2号で、専門的知識・経験が急速に進歩する技術に係るもので、当該専門的な知識・経験を有効に活用する期間が一定の期間に限られる場合。第3号で、専門的な知識・経験を有する職員を一定の期間ほかの業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識・経験が必要とされる業務に従事させることが適任の職員を確保することが一定の期間困難である場合。第4号で、公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識を必要とするときに、その知識・経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合としております。

次に、第3条では、一定の期間内に終了することが見込まれる業務、一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務で、期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、任期を定めて採用することができるとして定めております。

めくっていただきまして、第4条では、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる場合を定めています。第1項で、前条第1項各号に掲げる業務の場合。第2項で、住民サービスの提供時間の延長や繁忙時における提供体制の充実を維持する必要がある場合。第3項で、職員が介護休暇、育児休業をとる場合に、その業務に従事させる場合と定めております。

第5条は、任期の特例ですが、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了時期が一定期間延長された場合や、そのほかやむを得ない事情により任期を延長することが必要な場合は、法で定める5年を超えない範囲内で定めることができるとするものです。

第6条は、任期の更新ですが、1項で第2条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年未満の場合は、採用した日から5年を超えない範囲で任期を更新することができる

しております。また、第2項で、第3条または第4条の規定により、任期を定めて採用された職員の任期が3年未満の場合は、採用した日から3年を超えない範囲で任期を更新することができるしております。

第7条は、任期を更新する場合は、事前にその職員の同意を得なければならないとしております。

次のページですけれども、第8条は、給与に関する特例ですが、第1項では、第2条または第3条の規定により採用された職員の給料月額、再任用職員の給料月額を準用すると規定しております。第2項では、第4条の規定により採用された短時間勤務職員の給料月額については、再任用短時間勤務職員の給料月額の規定を準用するとしております。

第9条は、給与条例の適用除外等についてですが、第1項は、任期付短時間勤務職員についての適用除外の事項を規定したものです。給与条例第9条から第10条の3までは、扶養手当、地域手当、住居手当で、第11条の2は単身赴任手当であります。第2項は、給与条例第11条第2項第2号及び第13条第2項について、「再任用短時間職員」とあるのを「任用付短時間勤務職員」と読みかえて適用するものでございます。

給与条例第11条第2項第2号は通勤手当で、第13条第2項は時間外勤務手当についてであります。

第10条は、委任についての規定です。

附則第1項で、この条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

附則第2項は、本条例の制定に伴い、職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、参考資料の新旧対照表、一番最後のページをお開き願いたいと思います。職員の勤務時間、休暇に関する条例の新旧対照表でございます。

第2条は、1週間の勤務時間ですが、第4項の「育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員」の次に、「または地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員」を加えるものです。これは、任期付短時間勤務職員の勤務時間を週31時間以内と定めるものです。

次に、下から4行目の第18条は、臨時または非常勤の職員の勤務時間、休暇等についてありますが、「再任用短時間勤務職員」の次に、「及び任期付短時間勤務職員」を加え、任期付短時間勤務職員をこの規定から除外するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今、条例の制定について説明がありましたけれども、この条例が制定された場合はどういうところに具体的には適用される見込みがあるかをお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 今のところ具体的にという予定をしていることではございませんけれども、専門的な知識・経験を有する者を期間を限って業務に従事させる場合、それから一定期間終了することが見込まれる業務で、一定期間内に限り業務量が増加が見込まれる業務です。それから、それと同様で、短時間の勤務で対応できる場合ということで、具体的な想定はしておりませんが、いろいろなこれから増える業務について柔軟に対応できるように、この任期付職員の制度を導入するというものでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第61号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第62号 菊陽町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、議案第62号菊陽町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（内藤優誠君） おはようございます。

議案第62号菊陽町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

提案理由は、平成29年3月に作成した菊陽町公立保育所民営化計画に基づき、町立保育所を民営化するに当たり、菊陽町立保育所設置条例中の名称及び位置について改正を行う必要があり、あわせて文言の整理を行うため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、保育所民営化の経過などについて申し上げます。

今年3月に菊陽町立保育所白鈴園、白菊園、さくら園、武蔵ヶ丘第一保育園、武蔵ヶ丘第二保育園の5つの園について、移管先事業者を決定しました。

4月以降、保護者、職員などへの説明、移管先事業者との民間移管に係る覚書の締結、保護者会・移管先事業者・町から成る三者協議会を設置いたしました。三者協議会では、保護者の

皆様の不安解消を図り、理解を得るために、情報を分かりやすく伝えるとともに、意見交換を行い、新しい園の運営事項や合同保育などについて、保護者の意見を取り入れながら移管の準備を進めております。

現在、新しい園の園長や主任保育士の予定者が保育に参加する合同保育を実施しており、保育課程や保育活動全般、行事などについての引き継ぎを行っております。今後、移管先事業者の来年度の人事配置の状況に合わせて、園児ごとの特性や記録などの個別の引き継ぎを行ってまいります。

町立保育所で勤務している非正規職員の雇用の継続については、職員などの希望を聞きながら、本人の意向に沿ったあっせんや移管先事業者との調整を行っており、私立保育所に勤務を希望する職員のほとんどが内定しております。

また、今回民営化する全ての移管先事業者において、既にほかの保育園を運営されていることから、事業者自身が運営している保育所などからの職員の異動や移管に伴う新たな採用など、職員の確保に現在努めていただいております。

民間移管に伴う財産の移管については、募集要項に基づき、土地については町有の現保育所敷地を有償で貸与することとし、建物については公募時に示した価格から引き渡し時点の価格を再評価した上で売却とし、現在保育所で所有している備品については無償で譲渡します。

また、それぞれの保育所設置認可に係る事前申請が各移管先事業者から熊本県に提出され、認可に向けた審査が行われています。

このように、来年4月からの運営移管に向けた準備が進んでいる状況でございます。

以上のことから本条例の制定をお願いするものでございます。

資料、参考資料の新旧対照表を御覧ください。

菊陽町立保育所設置条例第1条中、単にを削り、第2条に定める町立保育所7園のうち菊陽町立保育所白鈴園、菊陽町立保育所白菊園、菊陽町立保育所さくら園、菊陽町立保育所武蔵ヶ丘第一保育園、菊陽町立保育所武蔵ヶ丘第二保育園の項を削り、第3条に見出しとして職員を付するものです。

条例の本文に戻ってください。

附則において、この条例は平成31年4月1日から施行するものとしております。

以上で条例改正の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

中岡敏博君。

○7番（中岡敏博君） 議案第62号菊陽町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてお尋ねいたしますが、説明の方では保護者等の不安解消を図りという発言がありましたが、個別的に武蔵ヶ丘第一保育園におきまして、今、条項においては武蔵ヶ丘第一保育園の前の道路

は駐車禁止の規制と標識がかかっておりまして、そこで乗りおりをすべきなんですけど、それができない。なので、歩道に乗り上げての乗りおりをせざるを得ない状況ではありますが、交通事故防止に関する不安を解消するためにも、そこにおいては警察と話し合いとか協議もなされて、確実にそこは安全が確保できるという状況であるのか、お尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 議員の御質問にお答えします。

武蔵ヶ丘第一保育園の現在駐車場については、前面の歩道に駐車してる部分もございますけども、今回新しい武蔵ヶ丘第一保育園と第二保育園を統合した建物については、駐車場の敷地を十分に確保し、歩道に駐車することがないように設計をお願いしているところです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 反対討論はないでしょうかね。

（「はい」の声あり）

それでは、私は議案第62号について賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

あえてする必要はないかもしれませんが、非常に大きな事業で、これまで……

（「議長なんかはっきりしてないのでは」「反対はないのかというお尋ね」の声あり）

いや、賛成の立場で討論をいたしますということです。

大きな事業でこれまでいろんな点で議論をしてきた、そういう事業でありますので、やはりそれを認める認めないについては、一定の立場というのを明確にしておかなくちゃいけないという考え方のもとに賛成討論をしたいと思います。

まず、民営化ということについての一般的な立場なんですけど、公営の事業を民間の経営に移管することについては、今国会でも上下水道の問題が、もう結論は出ましたけども議論されております。さまざまな議論がございます。事業の性格によっては、例えば上下水道事業や一部の公共交通などのように独占的な事業に関しては、単に赤字か黒字かとかという採算ベースで考えるべきではない、それで民営化を考えてはならない事業もあると思います。住民の福祉が最優先課題だからです。赤字でも公共機関が運営すべきものはあるというふうには思います。しかし、教育事業や保育事業については、民間でできる部分については民間による運営に移管した方が、特色が発揮できて活性化すると考えます。

本件は、保育事業の民営化がテーマでありますけど、事業の水準についてそのレベルを維持

し、もしくは事業のリーダー的役割を担わせる部分は公営で保持すべきであると考えます。また、民営では対処が難しい部分、例えば障害児などの特殊条件を持つ児童の保育については公営で対処すべきでありましょう。その他のいわば通常に対処できることについては、むしろ民営で対処した方がよいと考えます。民営の場合、公益性、それから公共性をどう担保するかという問題がありますが、それは一つは私立といえども法による規制があります。また、親が施設を選択するという、そういう親の権利はございます。それによって担保されると考えます。すなわち公益性、公共性をないがしろにし、法によって裁かれ、親の選択に捨てられれば、事業の存立そのものが成り立たないからであります。

民主主義国においては、私企業または私事業は、国家存立の重要な基礎をなしております。日本語に訳すると、「私」がついて回りますが、私立の本質は住民の福祉と切っても切れない関係を持つ公的な存在であるというふう to 考えます。事業に私がつけられた場合は仲間立と考えた方がよいと思います。英語のパブリック、公共と訳されておりますが、これは本来は仲間を意味しております。仲間によって運営されるということですね。

以上が民営化に賛成する基本的な理念です。

現実の問題に移りますが、菊陽町の本議案については幾つかの懸念があったし、今もそれらが全面的に解消されたわけではありません。ちょっと申し述べますが、一つは、民営化について理念上の理解が共有されているとは思いません。経済的視点からのみ民営化が語られた嫌いがあります。要するに、幾ら浮くかとか、そういう視点から問題が提起されたという、そういう嫌いがございます。

2つ目、5園一斉の民営化は乱暴ではなかったか。人員の配置、公有財産処理引受法人の決定、三者協議、合同保育、保護者や議会への説明等について、やや丁寧さに欠けたのではないかと思います。また、地域性への配慮、保育所の歴史的経過への配慮も十分になされたとは言いがたいと思います。

3番目、民営化保育所と公立保育所のバランスは、執行部の案どおりでよいか。位置ですね、それから公立保育所の数、そういった問題がございました。特に、公立保育所の今後の運営について考えがまとまっていない、今の段階でもですね。民営化を企画するならば、公立保育所の運営も同時に考慮すべきであると考えます。検討委員会は今やっと立ち上がった状況です。

4番目に、発議、情報共有、民営化の手順について、なかなか共通理解が生まれなかった。こういう欠点を当時は有していたと思います。昨年の6月時点まではやや混沌とした状況が続いておりました。その後、執行部からの情報提供が、昨年の7月段階ぐらいから情報提供が進んできました。お知らせがあつて、それから議会への情報提供も詳しくされるようになりました。事業推進について透明度が増したということが言えると思います。議会での論点整理も大変しやすくなりました。逐次論点が整理、解決されていって、現在残っている問題点は、町立保育所に勤務している臨時職員や非常勤職員の再就職と待機児童をどう解消するか、それが残

っておりますが、大筋の解決は先日の文教厚生常任委員会の報告で見通しが立っているという印象を受けました。それから、移管時期についても平成31年4月1日ということで、非常に常識的な最終的な解決になったと思います。国の補助方針そのものが、公立保育所に補助金を薄く、私立保育所に手厚くなっている、そういう状況の中で民営化を促しておる状況ですが、本件を総合的に考えるとき、これ以上民営化の流れを滞らせることはかえって町政にも住民にも利するところはないというふうに判断をいたしました。

民営化への理解が確実に進んだとは思えませんけれども、5園一斉の民営化の丁寧さの問題、それから公私の配置やバランスや位置づけ、これも十分納得に至ったとは言えませんが、反省点は今後の町政運営に生かされることを期待をしたいと思います。特に、臨時職員、非常勤職員の再就職、待機児童の解消と公立保育所の今後の運営については、今後も情報を開示しながら真摯に取り組むべきことを期待して、賛成討論といたします。

長くなりましたが、大事業で、議論も交わられてきたことですので、最終的に立場を明確にしておきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私は今日はもう討論しないというふうに思っていましたけれども、今賛成討論がありましたので、この菊陽町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について反対するものです。

私はずっとこの間、保育所の民営化については意見を述べてきましたけれども、大きくはやはり公立2園が東部に偏っているという問題は一つどうしても懸念があります。それから、今後町長の方針では、子育て支援センターを公立に置き、そこを中心にやっていくということでしたけれども、これがまだ形が見えてないというふうに思っています。

それから、やはりこの前の一般質問でも述べましたけれども、保育のニーズが非常に強い、それに応え切れていない。対策が必要だというふうに思っています。今保留児童が約250名、待機が約60名、そしてこの前言いましたように、兄弟でも同じところに通えない子どもさんが34世帯、約70名ほどいらっしゃるということで、やはり今とても保育に関しては、非常に切実な町民の方、保護者の方が多いということにやっぱり十分応え切れてない問題は、この公立から私立への移行の時期で保留児童が増えているということ、私はそこに要因があるのではないかとこのように思っています。

また、今後の問題なんですけれども、やはり保育の無償化などが国の方針で考えられていますが、ますます保育所の入所の希望が増えてきて、保育士不足とかその辺が考えられます。今はどちらかといいますと民間に頼らざるを得ない、民間であれば保育士を充足できるという町の考え方ですけれども、今後民間が保育士を本当に確保できるかとか、そういう問題も出てくるかと思っておりますので、その点についても今後とも注視をしていきたいというふうに思っています。

す。

保育はそもそもやっぱり公立でというのが私の考え方で、この間も述べてきましたので、そういう意味で反対討論とします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

西本友春君。

○4番（西本友春君） 私は、賛成の立場から討論を行います。

先ほど小林議員の方から待機児童、保留児童の問題提起がありましたけれども、文教厚生の中でもしっかりそこを尋ねながら、今後の待機の対策等もしっかり聞いているところでございます。

先ほど甲斐議員の話にもありましたが、国としては民営化を進めており、町と私立との補助の違いというのがもう明確に出ており、そのまま町立を残すとなれば、その分の財源確保という形では、また町政の方にもいろいろな支障が出てくるというふうに私は思っております。そういう理由から賛成の討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

反対討論ですか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 議案第62号の保育園民営化について賛成の立場で討論します。

賛成がつながったというところで、ちょっと懸念があるというような感じでしたが、この間、文教厚生常任委員会の委員長としてこの内容に対して取り組んでまいりましたので、私の立場から賛成討論を述べたいと思います。

まず、町の方針です。

先ほど甲斐議員も賛成討論という形で述べられましたが、甲斐議員の中でさまざまな手続上、いろいろ瑕疵があった等々、そういう発言だったと思いますが、先ほど課長が提案理由で申したように、約1年10か月にわたってこのことが議題に乗って、ずっと説明をされてきました。このことを受けて私たちの常任委員会としては、昨年に福岡県の岡垣町の方に行って、民営化に至った過程、理由等々をお尋ねをしてまいりました。その岡垣町の方針としては、第一に国の方針として上げられていると、つまり一般財源の中から全部見なさいよというような形になって、交付税措置がとられていっている関係上、なかなか財政上厳しいことがあるので、それを抜け出するためにはやはり民営化という国の方針に従っていくと、そういうことでした。

それから、小林議員の討論の中で、保育園が偏っている等々の話がありましたが、岡垣町でも大きい保育園と小さい保育園がありました。大きい保育園を民営化した、その理由はなぜかというふうなことをお尋ねしたときに、民営化された後の法人がきちっと運営をしていくためには財政基盤、運営基盤がしっかりしてないといけないという考えのもとに、比較的児童の

多い大きな保育園を民営化の対象にした。このことについては、この本町の民営化に関して、担当課の方から議会に説明があったときにも再三にわたって触れているところです。

さらに、民営化することによって浮いてくる財源があるというような話も岡垣町の方針として出されていました。保育園民営化についての資料ってこのぐらいあるんですね。これをずらずらっと昨日も眺めてみましたが、これは今年の1月6日に出された保育園を町立として運営した場合と民営化した場合の町の財政上の持ち出しがどうなるかということについての資料です。この資料をもとに今回のこの5園、民営化することによって大体幾らぐらい浮くのかというような形で、当初、先日文教厚生常任委員会で最終的な担当課の方から説明を受けました。その以前の、今年の初め、当初に浮くであろうと思われた財源がおおよそ1億5,000万円余りという当初の予定にほぼ沿った形で、もちろん算出基準が違ってきますのでぴったり同じ形では出せませんが、今年度と同じレベルで推移したという、条件つきではありますが、ほぼ1億5,000万円余りの財源が生み出される。それを今後、小林議員も指摘をしましたが、公立として求められる保育事業とは何なのかということは、今後その検討委員会で順次築き上げていく、プランニングしていくということで、今まで行ってきた町の説明方法は全然瑕疵がなかったというふうに私には見えておりました。

この1年10か月の間にわたってさまざまな問題について指摘あるいは質疑があったわけですが、その時点で担当課の方からも決して隠すことなくきちっと答弁をされていて、その時点、その時点で議会の方での質疑も終了してるということですので、そのときに質問した議員も納得されていたものと僕は解釈をしておりました。

民営化になったことについても述べたいと思いますが……。

○議長（渡邊裕之君） 北山議員、簡潔にお願いします。

○9番（北山正樹君） ああ簡潔でいいです。もうもうもう、これが簡潔なんです。

昨年民営化になったもみじ園をちょっと例に挙げますけれども、あのときも反対してる議員がこの中にもいたと思いますが、実際にもみじ園が民営化になった後、そこに入っている子どもたち、そして保護者の方々から、保育園が民営化になったことについての否定的な意見は全く私の耳には届いておりません。なお、今回のこの保育園民営化になって待機児童云々の指摘もございましたが、各引受法人の方の保育士も民営化された後、必要数を確保するところまでいって、待機児童は著しく減ると。最終的なものはいろいろ、希望等々ありますので、どういうふうになるのかは流動的なところも残っておりますが、少なくとも今年度ゼロ歳児が待機児童が多かったという事態は避けられるというような方針を述べていただきました。

以上、いろんな経過を経て議論を進めてきた中ではありますが、今回のこの保育園民営化は万全の態勢をとって民営化に向かったというふうに確信して、信じておるといいますか、そのように認識して賛成をしたいと思います。各関係議員の皆様もよろしく御判断のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第62号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第63号 菊陽町工場立地法準則条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、議案第63号菊陽町工場立地法準則条例の制定についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○商工振興課長（川上一弘君） 議案第63号菊陽町工場立地法準則条例の制定について御説明申し上げます。

昭和49年に施行されました工場立地法は、一定規模以上の工場を対象に緑地等の整備を義務づけております。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第6次地方分権一括法）による工場立地法の改正に伴い、熊本県から工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定制限及び事務処理権限が平成29年4月1日付で町村に移譲されたところです。これにより、地域の実情に合った緑地等の面積率を地域準則として町村が定めることができるようになりました。これを受けまして、国が定める準則にかえて、本町における地域準則を定めることにより、既存工場の増設や企業誘致の促進を図るものであります。本条例の制定につきましては、地方自治法第96条第1項の規定によりまして議会の議決を求めるものであります。

ページをめくっていただきまして、菊陽町工場立地法準則条例第1条の趣旨では、工場立地法第4条第1項の規定による準則の緑地等の面積率にかえて、同法第4条第1項により本町において適用する準則を定めるものです。

第2条は、使用する用語の定義を定めており、その定義は工場立地法の規定によるとしています。

第3条は、同法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの敷地面積に対する割合を示している表です。区域につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の定めのない地域としています。具体的には、市街化調整区域について適用するものであります。国の基準では、工場等の緑地等の整備については、環境施設、樹木、芝生等の緑地や噴水、調整池、グラウンドなどの施設を敷地面積の25%以上とすることを定めています。本条例においては、表に示しています環境施設の面積の敷地面積に対する割合を国の基準にかえて15%以上に緩和するものであり、そのうち緑地の面積の敷地面積に

対する割合を国の基準の20%以上から10%以上に緩和するものです。

第3条第2項は、施設と重複する土地及び建築物屋上等の緑化については、敷地面積に緑地面積率をかけた面積を緑地の面積に算入できるとしており、その算入できる面積の割合を国の取扱基準の25%から50%まで引き上げる緩和規定であります。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第63号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第64号 平成30年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、議案第64号平成30年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） おはようございます。

議案第64号平成30年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

平成30年度も残り4か月となりましたが、歳入予算の区分ごとの増減や歳出予算に不足額が生じたものなど、状況の変化等により支出すべき事案が発生したため、補正をお願いするものです。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては、御質問に応じ担当課長等がお答えしますので、よろしく願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

平成30年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に9億57万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億916万6,000円と定めるものであります。

次に、第2条で繰越明許費を、第3条で地方債の補正をそれぞれ計上しているところであります。

次の2ページからは第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は9ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

6ページをお開きください。

第2表の繰越明許費は、今回の補正予算による予算計上により、施工期間が足りない事業や協議等に日数を要した事業など、年度内に完了が見込めない7件について繰越明許費とするものであります。

下の7ページを御覧ください。

第3表の地方債補正は、1の追加として、(仮称)光の森多目的広場整備のための都市防災総合推進事業を2億3,320万円計上しております。

次に、2の変更では、古閑原上堀川線の道路改良工事のための土木道路事業の限度額を1,630万円増額し4,790万円、小学校施設整備費整備のうち菊陽北小学校大規模改造工事の減により、小学校施設整備事業の限度額を5,360万円減額し1億5,860万円とするものであります。

9ページからは、補正予算に関する説明書になります。

12ページをお開きください。

2の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明申し上げます。

款の1徴税、項の1町民税、目の1個人の現年課税分は4,281万7,000円、目の2法人の現年課税分は9,642万9,000円、それぞれ増額しています。内訳は説明欄に記載のとおりです。

下の13ページを御覧ください。

款の16国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1民生費国庫負担金は、節区分の1社会福祉費負担金で、サービス事業費の増加により障害者自立支援給付費負担金を1,625万円増額し、節区分の5児童福祉費負担金で私立保育所の処遇改善等加算により施設型給付費負担金を2,896万円増額しています。

14ページをお開きください。

項の2国庫補助金、目の7教育費国庫補助金、節区分1小学校費補助金、2中学校費補助金は、それぞれ熊本地震により被災した要保護及び準要保護児童・生徒の就学援助のため、被災児童・生徒就学支援等事業交付金を小学校80万1,000円、中学校71万3,000円計上しています。

下の段の目の8消防費国庫補助金は、(仮称)光の森多目的広場整備により社会資本整備総合交付金防災・安全交付金を2億5,920万円計上しています。

款の17県支出金、項の1県負担金、目の1民生費県負担金は、節区分の1社会福祉費負担金で、障害者自立支援給付費等負担金を920万円増額し、下の15ページを御覧いただき、節区分の4児童福祉費負担金で施設型給付費負担金を1,448万円増額しています。理由は、国庫補助金のところで説明したとおりです。

次に、項の2県補助金、目の4農林水産業県補助金は、節区分の2土地改良費補助金で、津

久礼井手の改修工事の完了により中心経営体農地集積促進事業補助金を544万5,000円計上し、節区分の3農業振興費補助金で、農業再生協議会、JAの補助として経営所得安定対策推進事業費補助金を263万7,000円計上しています。

16ページをお開きください。

項の2県補助金、目の9災害復旧費県補助金は、共同墓地復旧支援事業や被災文化財等復旧支援事業、消防団詰所等再建支援事業のため、平成28年熊本地震復興基金交付金を924万5,000円増額しています。

次に、款の18財産収入、項の2財産売払収入、目の1不動産売払収入は、原水工業団地ほか2件の普通財産の売払いにより、土地売払金5,983万7,000円を増額しています。

下の17ページを御覧ください。

次に、款の20繰入金、項の2基金繰入金、目の3公共施設整備基金繰入金は、(仮称)光の森多目的広場整備の経費に充てるため、公共施設整備基金繰入金を1億円計上しています。

18ページをお開きください。

款の23町債は、先ほど地方債の補正で説明したとおりですが、項の7土木債は、道路改良工事のため土木道路事業を1,630万円増額し、項の8消防債は、(仮称)光の森多目的広場整備のため都市防災総合推進事業を2億3,320万円新規に計上しております。

下の19ページを御覧ください。

項の9教育債は、小学校施設整備のうち菊陽北小学校施設整備事業を5,360万円減額しております。

20ページをお開きください。

次は、3の歳出になります。

補正額の大きいものを中心に御説明いたします。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の10地域政策費、節区分の13委託料、説明欄、調査等委託料で交通弱者対策に係る公共交通体系検討業務委託を1,674万円計上しています。

23ページをお開きください。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の3障害者福祉費、節区分の20扶助費で、障害福祉サービスの事業費の増加により、障害福祉サービス費を3,090万円、障害児通所支援サービス費を900万円増額しています。

24ページをお開きください。

項の2児童福祉費、目の1児童福祉総務費、節区分の19負担金、補助及び交付金で、NPO法人子育てサポート学童クラブきくよの指導員処遇改善として、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金を869万8,000円計上しています。

下の25ページを御覧ください。

目の4保育園費、節区分の13委託料で、私立保育所保育委託料を2,863万5,000円増額しています。これは私立保育所の補助単価増及び処遇改善等加算分となります。また、節区分の20扶

助費で、地域型保育給付費を486万1,000円増額し、施設型給付費を2,895万5,000円増額しています。これは、小規模保育所や認定こども園などの補助単価増及び処遇改善等加算分となります。

26ページをお開きください。

款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の3環境衛生費で、馬場楠、南方などに所在する集落共有の墓地において通路部分や擁壁等の共有部分の復旧のため、共同墓地復旧支援事業補助金復興基金を514万6,000円増額しています。

下の27ページを御覧ください。

款の6農林水産業費、項の1農業費、目の8土地改良費、節区分の19負担金、補助及び交付金で、津久礼井手の改修工事の完了により、中心経営体農地集積事業補助金を726万円計上しております。

28ページをお開きください。

款の7商工費、項の1商工費、目の2企業誘致費は、工業団地造成事業特別会計繰出金のため5,799万5,000円を増額しています。

下の29ページを御覧ください。

款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁維持費、節区分の12役務費で、側溝清掃、除草、道路クラック補修等、軽作業のため道路清掃等手数料を600万円増額しています。

下の段の目道路新設改良費で、古閑原上堀川線など道路改良工事を6,788万7,000円増額しています。

30ページをお開きください。

款の8土木費、項の3都市計画費、目の3公共下水道費は、説明欄、下水道事業補助金で、熊本北部流域下水道維持管理負担金の減、受益者負担金の収入増により1,150万8,000円減額しています。

32ページをお開きください。

款の9消防費、項の1消防費、目の3消防施設費は、新町班の消防施設整備に当たり、当初積載車格納庫建て替えとしていたものを詰所付積載車格納庫建て替えと変更したことにより、説明欄の消防施設整備補助金を234万円増額しています。

下の段の目の4防災管理費は、(仮称)光の森多目的広場整備のため、節区分の12役務費で説明欄、建築確認申請手数料15万円、節区分の13委託料で説明欄、管理委託料1,162万1,000円、節区分の15工事請負費で説明欄、施設整備工事6億円、それぞれ計上しています。

下の33ページを御覧ください。

款の10教育費、項の2小学校費、それから、次の34ページ、項の3中学校費は、それぞれ目の2教育振興費、節区分の扶助費で、熊本地震により被災した要保護、準要保護児童・生徒の就学援助のため、要保護及び準要保護児童・生徒援助費補助(被災)を小学校で165万3,000円、中学校で147万2,000円計上しています。

34ページをお開きください。

項の2小学校費、目の5学校建設費は、菊陽北小学校大規模改造工事の減により8,078万8,000円減額しています。

最後に、37ページをお開きください。

款の14予備費は、予算調製のため27万8,000円減額しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） お尋ねをいたします。

14ページ、国庫補助金で消防費国庫補助金、光の森ですけれども、2億5,920万円が国から補助金として防災・安全交付金として入りますが、それによって防災公園をつくるということになっていますけれども、国から補助金をもらった場合、その同公園をどのぐらいの期間の間、補助金の縛りといいますか、ちょっと適当な言葉が見つからなかったんです、いろいろ調べたけど。補助金をもらって建設した以上、ある一定期間は維持する必要があると思います、それは何年になりますか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 今手持ちで、何年ということをやっと把握しておりません。資料を持っておりません。

○議長（渡邊裕之君） 後ほど調べて。

○9番（北山正樹君） そうですね。じゃあ、後ほど調べて議会の方にお示しいただきたいと思ひます。

○議長（渡邊裕之君） あるかないか。

○総務課長（板楠健次君） はい、分かりました。

○議長（渡邊裕之君） で、よろしいですね。

○9番（北山正樹君） はい、結構です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

西本友春君。

○4番（西本友春君） ページ24ページの児童福祉費のところ、節19負担金、補助及び交付金というところで、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金ということですが、私自身、結構放課後クラブのところにお伺いさせていただくと、やはり指導員さんがよくちょこちょこかわったりとかしております。NPO法人の学童クラブきくようさんとも話しして、いろんなところで処遇改善しながら公募も一生懸命やっつけらっしゃるということはきちんと聞いております。特に、今後菊陽西小校区においては今開発が物すごく進んでおるところ

で、今学童クラブも全部開校した状態で、全部運営はしているんですが、この中で、たしか処遇改善以外のキャリアアップ研修というところがあったかというふうに私は記憶をしてるんですが、分からなければ後で示していただきたいんですけど、このキャリアアップの研修に今年度何名の方が行かれたかということが分かれば教えていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 本年度研修については、手元に資料がございませんので、後ほど。

○議長（渡邊裕之君） よろしいですか。

○4番（西本友春君） はい。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第64号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時12分

再開 午前11時22分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案65号 平成30年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、議案第65号平成30年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 議案第65号平成30年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算

(第2号)について御説明申し上げます。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

平成30年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に1億3,219万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億2,092万7,000円と定めるものであります。

8ページをお開きください。

2の歳入について御説明いたします。

款の6県支出金、項の1県補助金、目の1保険給付費等交付金は、普通交付金を1億3,219万6,000円増額しています。

下の9ページを御覧ください。

3の歳出について、主なものを御説明いたします。

款の2保険給付費、項の1療養諸費、目の1一般被保険者療養給付費を7,953万8,000円増額しています。

項の2高額療養費、目の1一般被保険者高額療養費を5,265万8,000円増額しています。

10ページをお開きください。

款の9諸支出金、項の3繰出金、目の1一般会計繰出金は、きくよう健康倶楽部事業に対する国保被保険者加入分として188万円の繰出金を計上しています。

款の10予備費は、調整のため188万円減額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長(渡邊裕之君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(渡邊裕之君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(渡邊裕之君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第65号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(渡邊裕之君) 全員賛成です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第66号 平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)  
について

○議長（渡邊裕之君） 日程第7、議案第66号平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○商工振興課長（川上一弘君） 議案第66号平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

まず、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出の予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に5,799万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億2,654万9,000円と定めるものです。

第2条の債務負担行為は、第2表の債務負担行為で定めています。

2ページをお開きください。

第1表の歳入歳出補正予算ですが、ここでの説明は省略させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表の債務負担行為であります。事項に工業団地用地取得事業とし、期間と限度額を定めています。債務負担行為につきましては、（仮称）第二原水工業団地整備事業に必要な用地の大部分が農地であり、関係権利者との土地売買の契約を行ってから契約金額の支払いに至るまでに所定の手続に時間を要することから、契約見込み金額12億円の1割に相当する額、1億2,000万円を契約時の前金として本年度予算に計上し、残り9割に相当する額、10億8,000万円について、将来にわたる債務を負担することで関係権利者との土地売買契約を担保するものがあります。

5ページからは、補正予算に関する説明になります。

8ページをお開きください。

2の歳入です。

款の2繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金は、原水工業団地4の2画地、面積4,988平方メートルの土地売払金5,799万5,000円を一般会計から繰り入れするものです。

下の9ページは、3の歳出になります。

款の1事業費、項の1事業費、目の1工業団地造成事業費、節の区分の17公有財産購入費は、（仮称）原水工業団地整備事業の用地取得に係る経費として、土地売買契約の前金1億2,000万円を計上するものであります。

款の3予備費、項の1予備費、目の1予備費につきましては、補正額の財源調整のため6,217万9,000円を減額し、款の1事業費、項の1事業費、目の1工業団地造成事業費に充当しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第66号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第67号 平成30年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第8、議案第67号平成30年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（矢野和幸君） 議案第67号平成30年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

まず、今回の補正予算編成の主な理由としましては、公共下水道事業において熊本北部流域下水道維持管理負担金が減額となったものであります。

また、下水道事業受益者負担金について、開発や事業所及び住宅建設などの理由で負担金の予定額が増加したことによるものであります。

それでは、1ページをお開きください。

詳細につきましては、この後の補正予算実施計画で御説明いたします。

まず、第2条収益的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額を次のとおり補正するものであります。

収益的収入の第1款事業収益を72万8,000円増額し、13億4,846万7,000円としております。

支出の第1款事業費用を623万1,000円減額し、13億2,391万円としております。

続いて、次ページの第3条資本的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額は次のとおり補正するものであります。

第1款資本的収入を695万9,000円減額し、6億1,265万9,000円としております。

なお、支出につきましては、補正増減額はありません。

御覧のように、資本的収入額が資本的支出額に対し3億5,943万7,000円不足しておりますので、その補填財源についての説明を第3条に記載しております。

続いて、第4条議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与費の補正につきましては、225万7,000円減額し、4,603万4,000円としております。

第5条他会計からの補助金の補正につきましては、他会計補助金を1,150万8,000円減額し、1億4,075万7,000円としております。

次に、6ページの補正予算実施計画をお開きください。

ここからは附属書類になりますが、主なものを御説明いたします。

まず、収益的収入の款の1事業収益、項の2営業外収益、目の2他会計補助金は、次ページの項の1営業費用の減額に伴いまして623万1,000円減額し、7,443万8,000円としております。

項の3特別利益、目の3その他特別利益は、695万9,000円増額し、695万9,000円とするものです。これは、合志の西合志処理分区が平成28年4月に熊本北部流域下水道へ接続したことに伴う、過去の建設費にかかわる負担金精算金であります。当初予算において資本的収入に計上してはりましたが、過去の建設費にかかわる負担金精算金でありますので、今回特別利益として予算の組み替えを行うものであります。

以上、収入合計は72万8,000円増額し、13億4,846万7,000円とするものです。

次に、7ページの支出ですが、款の1事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費は、熊本北部流域下水道維持管理負担金656万8,000円及び職員給与費225万7,000円、計882万5,000円の減額により3億5,822万3,000円とするものです。熊本北部流域下水道維持管理負担金については、昨年度の負担額が昨年度の実績数量に応じて今年度精算されますので、その精算額を減額しております。

以上、支出合計は、623万1,000円減額し、13億2,391万円とするものです。

次に、8ページをお開きください。

資本的収入の款の1資本的収入、項の3負担金、目の2受益者負担金は、開発や住宅建設などに伴う増額見込み額でございまして、527万7,000円増額し、2,064万3,000円としております。

続いて、項の4補助金、目の3他会計補助金は、建設改良費に関する一般会計からの繰入金でございしますが、受益者負担金の増額見込みに合わせて527万7,000円減額し、6,631万9,000円としております。

続いて、項の7その他資本的収入、目の1その他資本的収入は、合志市からの熊本北部流域下水道建設負担金精算金ですが、収益的収入の特別利益として計上するため、予算の組み替えを行うものであります。695万9,000円減額し、82万2,000円としております。

以上、収入合計は695万9,000円減額し、6億1,265万9,000円とするものです。

次に、9ページの支出ですが、補正増減額はありません。

次の10ページは平成30年度予定キャッシュフロー計算書、11ページには給与費明細書を、12、13ページには平成30年度末の予定貸借対照表、14、15ページには貸借対照表等に関する注記を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第67号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第68号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

○議長（渡邊裕之君） 日程第9、議案第68号熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（板楠健次君） それでは、議案第68号熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを説明いたします。

まず、提案理由ですが、熊本県市町村総合事務組合の規約の一部を変更する必要がありますので、地方自治法第290条の規定により関係団体において同文での議会の議決を求めるものでございます。

この規約の変更は、同組合の構成団体である地方独立行政法人熊本県北病院機構設立組合が平成30年10月1日から熊本県北病院機構設立組合に名称を変更したことによるものでございます。

2枚めくっていただきたいと思えます。

参考資料としまして新旧対照表をおつけしておりますが、別表第1は、組合を組織する地方公共団体で、左側の現行の7行目の「地方独立行政法人熊本県北病院機構設立組合」を、右側の改正後は「熊本県北病院機構設立組合」とするものであります。

次のページを御覧ください。

別表第2は、組合の共同処理する事務で、第3条第9号に関する事務は、議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償に関する事務ですが、左側の現行の8行目から9行目にかけての「地方独立行政法人熊本県北病院機構設立組合」を、右側の改正後は「熊本県北病院機構設立組合」とするものでございます。

最後に、1枚目にお戻りいただき、附則で、この規約は地方自治法第286条第1項の規定に

よる熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本県市町村総合事務組合規約の規定は、平成30年10月1日から適用するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第68号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第69号 町道路線の変更について

○議長（渡邊裕之君） 日程第10、議案第69号町道路線の変更についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○土木部次長兼建設課長（小野秀幸君） 議案第69号町道路線の変更について御説明いたします。

提案理由であります。戸次地内の下戸橋について町道認定を行う必要がありますので、道路法第10条第3項の規定において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

御承認をいただきたい路線は、空港戸次線であります。

内容につきましては、参考資料の位置図により御説明いたします。

参考資料の1ページを御覧ください。

①の路線は、空港戸次線であります。赤色の実線が変更前で、現在下戸橋の際までが終点となっておりますが、赤色の波線が示しますように、下戸橋の途中の天津町との行政界まで、延長にして43.5メートルを延伸し、終点を変更するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第69号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 同意第12号 菊陽町教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

○議長（渡邊裕之君） 日程第11、同意第12号菊陽町教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（阪本浩徳君） それでは、同意第12号菊陽町教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて説明いたします。

まず、提案理由でございますけれども、現教育委員会委員の紫垣徹様の任期が本年12月31日をもって満了となります。つきましては、引き続き紫垣徹様を教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

紫垣徹様でございますけれども、議案にありますとおり、住所は菊陽町大字久保田2790番地6でございます。生年月日が昭和23年1月6日でございます。紫垣様の経歴につきましては、先にお渡ししておりますけれども、昭和45年4月から菊陽中学校を皮切りに、平成20年3月の旭志中学校校長を最後に定年退職されておりますけれども、38年間の長きにわたりまして教職に携わっておられております。その後、平成23年1月1日から菊陽町の教育委員会に就任されておりました。平成28年11月からは教育長の職務代理者を務めていただいております。現在はちょうど2期目でございます。

紫垣様は、人格が高潔で、教育行政に対する熱意はもとより、長年の教職の経験や教育委員としての経験を生かされ、さらに充実した菊陽町教育行政の推進を期待するところでございます。教育委員として最適と思いますので、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第12号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、同意第12号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第12 同意第13号 菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を
求めることについて**

○議長（渡邊裕之君） 日程第12、同意第13号菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（阪本浩徳君） それでは、同意第13号菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることにつきまして説明いたします。

議案にありますとおり、現固定資産評価審査委員会委員の竹田哲夫様の任期が来る12月18日をもって満了となります。つきましては、引き続き竹田哲夫様を固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方自治法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議案にありますとおり、竹田哲夫様は、住所が菊陽町大字原水1190番地7でございまして、生年月日が昭和23年11月22日でございます。竹田様の経歴につきましては、先日皆様にお配りしておりますけども、昭和42年4月に民間会社に就職されまして、その後、昭和47年4月に熊本県庁に入庁されております。その後、県庁内ではさまざまな部署を回られてございまして、平成21年3月に監査委員事務局監査審議委員を最後に定年されております。平成24年12月からは本町の固定資産評価審査委員会委員に就任していただいております。現在2期目でございます。

竹田様は、固定資産に関し高い見識をお持ちであり、その豊富な経験と高潔なお人柄は、委員として適任であると思っておりますので、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第13号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、同意第13号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 同意第14号 菊陽町固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（渡邊裕之君） 日程第13、同意第14号菊陽町固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（阪本浩徳君） それでは、同意第14号菊陽町固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることにつきまして御説明いたします。

提案理由でございますけれども、現固定資産評価員の阪本修一様から本年12月末をもって辞職したい旨の願いが提出されました。慰留いたしましたけれども、御本人の意志がかたいため、12月31日をもちまして辞職を承認したところでございます。

つきましては、新たに酒井章彦税務課長を固定資産評価員に選任したく、地方税法第404条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

酒井課長の経歴につきましても、先に送らせていただいておりますけれども、氏名が酒井章彦、住所が菊陽町大字辛川1280番地、生年月日が昭和34年11月20日でございます。酒井課長の経歴でございますけれども、昭和58年4月に役場に入所されております。現在36年目の職員でございます。現在は総務部次長兼税務課長の要職にありまして、町長が行います固定資産の価格の決定を補助する者として適任であるというふうに考えておりますので、ぜひ御同意いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第14号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、同意第14号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時50分

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成30年12月17日（月）再開

（ 第 7 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (5日目)

(平成30年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成30年12月17日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 委員長報告(付託案件)・質疑・討論・表決
日程第2 発議第4号 認知症施策の推進を求める意見書(案)
日程第3 発議第5号 介護職員の処遇改善を求める意見書(案)
日程第4 発議第6号 国民健康保険に関する「国庫支出金」の増額を求める意見書(案)
日程第5 研修報告
日程第6 議員派遣について
日程第7 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査について
日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | | |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番 | 矢野厚子君 | 2番 | 大久保輝君 |
| 3番 | 阪本俊浩君 | 4番 | 西本友春君 |
| 5番 | 那須真理子君 | 6番 | 佐々木理美子君 |
| 7番 | 中岡敏博君 | 8番 | 吉山哲也君 |
| 9番 | 北山正樹君 | 10番 | 布田悟君 |
| 11番 | 石原武義君 | 12番 | 岩下和高君 |
| 13番 | 大塚昇君 | 14番 | 川俣鐵也君 |
| 15番 | 上田茂政君 | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 甲斐榮治君 | 18番 | 渡邊裕之君 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高木定伸君
書記 山川真喜子君
書記 益満基君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|----------------|-------|
| 町長 | 後藤三雄君 | 副町長 | 吉野邦宏君 |
| 教育長 | 上川幸俊君 | 教育部長 | 安武卓明君 |
| 総務部長 | 阪本浩徳君 | 福祉生活部長 | 阪本章三君 |
| 健康保険部長 | 服部誠也君 | 経済部長 | 士野公典君 |
| 土木部長 | 大山陽祐君 | 会計管理者兼
会計課長 | 市原憲吾君 |

総務課長 板楠健次君
 総務部次長兼 西本一浩君
 財政課長 古賀直之君
 人権教育・啓発課長
 福祉課長 相馬仙助君
 町民課長 渡辺博和君
 介護保険課長 宮川照之君
 商工振興課長 川上一弘君
 都市計画課長 井芹渡君
 環境生活課長 丸山直樹君
 学務課長 矢野信哉君
 図書館長 川端慎一君

総合政策課長 中島秀樹君
 総務部次長兼 酒井章彦君
 税務課長 西本俊子君
 東部町民センター所長
 子育て支援課長 内藤優誠君
 健康・保険課長 東桂一郎君
 農政課長 山川和徳君
 土木部次長兼 小野秀幸君
 建設課長 矢野和幸君
 下水道課長 小泉秀和君
 総務課総務法制係長 小梅原浩司君
 生涯学習課長兼 鍋島二郎君
 中央公民館長
 農業委員会事務局長

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、委員長報告を行います。

各委員会に付託しました案件につきまして、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

順序は、文教厚生常任委員会、総務常任委員会、産業建設常任委員会の順といたします。

まず初めに、文教厚生常任委員長北山正樹君。

○文教厚生常任委員長（北山正樹君） おはようございます。

それでは、今定例会に私たち文教厚生常任委員会に付託された案件についての委員会の報告をいたします。

最初に、付託案件についてです。認定第1号平成29年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第3号平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号平成29年度菊陽町介護保険特別会計の歳入歳出決算の認定、この4件でございます。

12月10日、11日の両日で、各課からの説明と質疑及び審査を行いました。

11日には、菊陽西小学校の給食室改築の現場を訪れた際、児童が給食の受け取りや教室での配膳の行いなどをつぶさに拝見をいたしました。いずれの児童も礼儀正しく、かつ言葉もはきはきとして、日ごろの先生方の御指導のたまものとうれしく思いました。その後、校長先生からふだんの取組などをお聞きしながら給食をいただきましたが、これも大変おいしく、給食の先生方にも感謝を申し上げたいと思います。

その後、武蔵ヶ丘中学校のグラウンド整備現場、菊陽北小学校の大規模改築現場を視察をいたしました。

委員会冒頭での上川教育長の御挨拶の中で、今年度取り入れた、本町中学普通学級3年生の全員が英検3級以上に挑戦をしたということでした。英語はますます身近な言語となっており、これから日本を背負っていく子どもたちの前途が大きく広がっていく可能性を感じました。

それでは、報告に入ります。

当文教厚生常任委員会に付託された議案の結果の前に、もう既にお手元に配付されている要点筆記がありますので、その中で要点を絞って審議の内容の後、それぞれの付託案件についての結果を報告をいたします。

まず、図書館について。

蔵書についてです。平成30年3月末時点で蔵書17万4,000冊ほどがあり、11万冊が表の棚に陳列をされていて、6万4,000冊が裏の倉庫にしまっている状況、管理されている状況です。また、常時1万5,000冊ほどが貸出中であるとのこと。各書庫にはまだ若干の余裕があるが、古い本は破棄するなども行っている。

AVコーナーについては、長期にわたって利用できない状況であるが、別の形態でもっと多くの方が利用できるように検討している。

次の学務課に移ります。

トイレ改修の際、LGBTへの配慮についての見解についてですが、トイレの西洋化を進めながらLGBTにも配慮して取り組む。

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザー、3者についての役割についてです。不登校の未然防止を主な目的として導入をしている。それぞれ役割が異なっており、重層的な職務を担っていただいている、不登校の減少には絶大な効果がある。児童の不登校の原因はさまざまであり、貧困やDVも一因としてある。学校だけでは解決できないことは福祉部門とつなぐようにしている。

南小の空調設備をもって、本町の小・中学校の普通教室と特別教室の全ての教室で設置が完了したということです。

次に、生涯学習課、中央公民館に移ります。

武蔵ヶ丘コミュニティセンターの図書の購入は独自に行っているが、今後は図書館とも相談しながら、あわせて中央公民館の蔵書も検討していく。

次の介護保険課に移ります。

サポーター養成について。地域の公民館で、住民主体で軽い運動などを行っている方々を対象に、介護予防パートナーとして養成する講座を開催している。

健康・保険課に移ります。

妊婦診断の助成についてです。診断費用の助成として14回分が支給されております。里帰りなど、本町外の医療機関で受診したものについては後日精算払いをしていて、ほぼ全てが利用されている。

子ども医療費助成は、総額1億7,772万円余を助成しました。

なお、平成31年1月からは、月500円の窓口負担は廃止されます。

福祉課に移ります。

臨時福祉給付金事業の給付率が91%で、9%が申請されていません。その理由についてですが、町は未提出者に何度か催促をしているが、それでも申請されておらず、その原因は不明であるということでした。

次の町民課に移ります。

光の森町民センターの健康増進室で使用しているトレーニング機の借上げ料307万5,000円ほどかかっているが、歳入と歳出の関係でどのように判断するのかと。そのようなことに関して

は、利用実績は延べ1万940人が使用しており、所期の目的は達成していると考えているとのことでした。

体育館の予約の申し込みについては、各施設に来てもらって、料金支払いも日中だけのところもあり、煩雑との意見もあります。今後、さまざまな方策を含めて検討していくということでした。

子育て支援課に移ります。

病後児保育「こあら」の利用状況については、29年度は351人の利用がありました。

学童クラブきくよの会計については、総額1億1,500万円で、保護者が負担する保育料4,600万円と公費補助6,900万円で、その比率は4対6で運営されております。

なお、保育園民営化に関する質疑を行った際の議事録も次のページ以降に附属しておりますが、これは付託案件ではございませんので、各自、熟読の方をお願いいたします。

それでは、採決の結果を一括して報告をいたします。

認定第1号平成29年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第3号平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号平成29年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、以上4点について、いずれも全員賛成で認定すべきものと決しました。

以上をもって報告といたします。

なお、質疑については自席から答弁をいたします。

○議長（渡邊裕之君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

なお、認定第1号平成29年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定については、各委員会に関連しておりますので、各委員長の報告が終わってから質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、認定第3号平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第3号平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、認定第3号は認定することと決定をいたしました。

次に、認定第4号平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第4号平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定をいたしました。

次に、認定第5号平成29年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第5号平成29年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、認定第5号は認定することに決定をいたしました。

次に、総務常任委員長阪本俊浩君。

○総務常任委員長（阪本俊浩君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会に付託されました認定第1号平成29年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号平成29年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、2件につきまして審議の結果を報告いたします。

12月10日、11日の2日間にわたり、各担当課から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議いたしました。経過につきましては、資料が配付されておりますので、主なものについて報告をさせていただきます。

まず、東部町民センターでございます。

事業費に対しての補助金の割合は、の質問に対し、約43%で、引き続き補助金を毎年、国、県に要請していくとの回答でございます。ちなみに、県補助金は742万1,000円の歳入がっております。

人手は足りているのかの問いに対しては、土曜日も開館しているので出勤日の調整が大変だとの回答でございました。13日の議案第60号でも、北山議員と西本議員からも質問がありました。今後はしっかりと考えていただきたいと思います。

続きまして、人権教育・啓発課です。

バス借り上げ料34万675円の質問には、人権子ども集会の民間バス4台分で、行政バス1台も含め、500人の児童・生徒を送迎したとの回答でございました。

また、大久保委員からは、歳入で住宅新築資金の収入未済額がずっと残ったままになるのではないかの質問がございました。調べてみますと、前年が2,721万4,891円に対し今回が2,738万9,484円、約17万円増加しております。この問題については何年も指摘してきたなど、他の委員からも厳しい指摘があり、これに対し、町として甘い部分があった、今後は方向性を出すという回答でございます。たとえ1円でも貴重な財源として大切にしていかなければならない。そういう観点からも、今後も委員会としてチェックを怠ってはいけなないと考えております。

ほかにも、団体活動助成金381万1,000円の支出の根拠、馬場、入道水集会所の工事の進捗状況についての質問もあり、入道水はほぼ完成しているが、馬場集会所は基礎工事が完成し、解体は完了しているとの報告でございました。

次に、財政課です。

小林委員から、熊本地震復興基金について質問がございました。答弁を総括しますと、復興基金には基本事業分と創意工夫分があり、総額は2億264万6,000円。そのうち基本事業分3,900万円、これは県内の統一事業分でございます。共同墓地復旧支援事業や被災地復興支援事業に充当しているとのことでございます。残り1億6,364万2,000円は創意工夫分として交付されており、教育集会所や被災した文化財を保管する倉庫の建設などで、繰り越した事業も含め活用している。そのうち9,005万1,000円が積立金になるそうでございます。

布田委員から、総合スポーツ施設整備基金1億10万618円を積み立てているが、今後の見通しについて質問があり、それに対し、平成30年度末で10億円の積立てを予定しているが、どの場所に建設するかによって事業費も変わる。総合計画の中に盛り込んでおり、財源も含め検討しているとの回答でございました。この件につきましては、町長の公約であり、今回も一般質問も2人されております。場所、財源を含め、課題も多い状況だとは察しますが、今後のプランにおきましてはなるべく早く、分かりやすくお示しいただきたいと思っております。

認定第2号土地取得特別会計につきましては、質問はあっておりません。

会計課、議会事務局には主な質問はあっておりません。

総合政策課に入ります。

ふるさと寄附金の収入は幾らか。手間や費用対効果を考えると意味がないのではないかと質問がありました。金額につきましては、資料の11ページの上の方を見ていただきたいと思っております。答弁にもございますように、この制度は町税が減収となるため町内へのPRはできない。町外移住者にPRしなければならないので難しいとの見解でございます。

次に、町内巡回バス委託料の費用については、キャロッピー号、産交バス2台、電鉄バス1台の運行費用とのこと。

また、地方バス運行特別対策補助金、町内巡回バス導入補助金の内容については、前者が産交の路線バスに対する補助金、後者が小型バス1台分のリース費用に対する産交バスへの補助金ということでございます。町内巡回バス委託料が2,633万9,959円、町内巡回バス導入補助金が186万7,620円、地方バス運行特別対策補助金は前年よりも191万円上がっており、2,371万1,600円。このように、バス事業に関しましては大きな費用もかかっております。キャロッピー号については、多くの町民の皆様方から意見も出ております。その点も踏まえ、当委員会では閉会中の継続調査として、公共交通体系の整備について協議していきたいと考えております。

情報システム機器借り上げ料について、これはパソコン230台分とのことでございます。

次に、税務課です。

空中写真撮影委託料671万7,600円について質問があり、土地、家屋の現況を調べるため、評価に合わせ3年に1度実施しているとの回答でございます。

選挙管理委員会に行きます。

選管では、決算とともに、石原委員から、キャロッピーの期日前投票の日数、原水地区に投票所を増やせないかなど要望も出されました。投票率に関しましては、大久保委員、布田委員におかれましては一般質問がっております。

三里木町民センターです。

男女共同参画の定義について質問がありました。17ページに記載してありますので、御覧いただきたいと思っております。

最後は、総務課です。

248ページに記載されております復興基金について、先ほど財政課の決算で報告しました創意工夫分との違いについて小林委員より質問がありました。県の復興基金はメニューが分かれており、自治公民館再建支援事業補助金199万8,733円は、下原区、駅前区など7つの地区で活用されております。

消防団の報酬についても質問がありました。407名で984万5,500円。20ページの中ごろに階級ごとの報酬が書いてあります。高いか安いかは各自御判断ください。

最後に、決算と直接関係はないが、議員と消防団との打ち合わせもできればと意見が出ました。今後、進めていきたいと考えております。

以上が2日間の主な審査の経過です。

なお、付託されました案件につきまして採決を行った結果、認定第1号平成29年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定については賛成多数で認定することに決定しました。認定第2号平成29年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成で承認することに決定しました。

以上で報告を終わります。

質疑につきましては、自席にてお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務常任委員長の報告を終わります。

これから質疑、討論、採決を行います。

認定第2号平成29年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第2号平成29年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、認定第2号は認定することに決定をいたしました。

次に、産業建設常任委員長中岡敏博君。

○産業建設常任委員長（中岡敏博君） それでは、産業建設常任委員会の審議の経過と結果について

て報告いたします。

産業建設常任委員会への付議事項は、認定第1号平成29年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち産業建設常任委員会に属する事項が付託されました。

12月10日、認定第1号について、経済部長、土木部長、担当課長及び係長等から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議いたしました。

審議の経過につきましては、要点を筆記した資料が配付されていますので御覧ください。その中の主なものだけを報告いたします。

まず、大きな事業であります10月17日にリニューアルオープンした「さんふれあ」の改修工事に関する資料の提出を求める質問がありました。それに対しましては、内訳の記載してある資料を提出するとの答弁がありました。

次に、青年就農給付金の給付対象に関する質問があり、金額、内容の説明もあり、また変動制という制度の変更についての答弁、説明がありました。これは、農政課に関する質疑応答です。

次に、商工振興課に対する質問では、まち遊び事業について、350万円の補助金、事業内容についてのものがあり、それに対しまして、まち遊び実行委員会が存在し、役場職員2人を派遣し、事業は一緒に進めているとの答弁でございました。

そのほかにも、組合等への補助金に関する、また必要性についての質疑応答もございました。それは、記載のとおりです。

農業委員会においては、農業委員制度の改正に伴う前年度との比較、それに関する決算に関する質問がありました。

次に、土木部において主なものを報告いたします。

まず、菊池広域連合負担金、し尿処理費の内容について、基本料金と搬入量の総量で決まるとの答弁がありました。

ほか、平成28年熊本地震に関するものもありました。これらは、環境生活課に対するものです。

そのほかにも、町営住宅使用料の滞納状況、花いっぱい運動についての質疑応答もございました。内容については、要点筆記を御覧ください。

以上が審査の主な経過でございます。

なお、付託されました案件につきまして採決を行った結果、認定第1号平成29年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち産業建設常任委員会に属する事項は、全員賛成により認定と決定いたしました。

これで産業建設常任委員会に付託されました案件についての経過と結果の報告を終わります。議員各位の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告が終わりましたので、これから認定第1号平成29年度菊陽町一般会計

歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 認定第1号平成29年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

その理由は2つです。

1つは、菊陽町職員の非正規率が非常に高い問題です。町職員の業務は、急激な人口増加とともに、熊本地震からの復旧・復興業務、また国や県からの権限移譲による業務も増加しています。その中で、平成29年度も非正規率5割を超え、平成30年度は既に60%となっています。余りにも高過ぎると思います。私は、以前の議会でも、菊陽町の非正規率は九州でも4番目に高いということも示して改善を求めてきましたが、熊日の最近の報道にもあったように県内でもトップです。この職員構成は、今の菊陽町の行政に求められてる職員の業務に対して問題だというふうに思っています。非正規職員の待遇改善も必要です。やはり、この構成比率が高いというのは改善していくべきだと考えます。

また、第2に、平成29年度、平成30年度にかけて公立保育所の民営化が進められてきたことです。民営化につきましては、今議会で条例が、議案が提案されましたけれども、町立保育所5園の民営化に向けて、平成29年度は移管先事業者の選考などが進められてきた。また、現在でも保留児童が200名を超えてる状況がなかなか改善できてない。

以上のような理由で反対をするものです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第1号平成29年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する各委員長長の報告は認定とするものです。この決算は各委員長長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 発議第4号 認知症施策の推進を求める意見書（案）

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、発議第4号認知症施策の推進を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、西本友春君外4名の議員から提出をされました。

提出者を代表して、西本友春君、趣旨の説明をお願いします。

○4番（西本友春君） 皆さんおはようございます。

それでは、認知症施策の推進を求める意見書（案）につきまして、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由。世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けています。2015年に推計で約525万人であったものが、2025年には推計で700万人を突破すると見込まれている。認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要である。

また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と判断されても尊厳を持って生きることができ、社会の実現を目指し、当事者の意思を大切に、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、若年性認知症など、これまで十分に取組まれてこなかった課題にも踏み込んでいく必要がある。さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療、介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっていることから提案をいたします。

各議員の賛同をよろしくお願いいたします。

質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 発議第5号 介護職員の処遇改善を求める意見書（案）

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、発議第5号介護職員の処遇改善を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、小林久美子君外4名の議員から提出されました。

提出者を代表して、小林久美子君、趣旨説明のお願いをいたします。

○16番（小林久美子君） それでは、発議第5号につきまして提案理由を説明をさせていただきます。

介護職員の処遇改善を求める意見書です。

いまだに介護従事者の離職率は高く、他産業との賃金格差など労働条件の改善も必要であり、介護事業者の経営努力だけでは地域に必要な介護を支えることが困難な状況である。介護職員の処遇改善は切実な課題であるためとしています。

皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 発議第6号 国民健康保険に関する「国庫支出金」の増額を求める意見書（案）

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、発議第6号国民健康保険に関する「国庫支出金」の増額を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、小林久美子君外4名の議員から提出されました。

提出者を代表して、小林久美子君、趣旨の説明をお願いします。

○16番（小林久美子君） 発議第6号国民健康保険に関する「国庫支出金」の増額を求める意見書。

提案理由。国民健康保険制度は、加入者層がさま変わりし、無職者や高齢者など低所得世帯が占める割合が増えている。国民健康保険制度を存続させるために、国による国庫支出金の増額は喫緊の課題となっているためとしています。

皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

西本友春君。

○4番（西本友春君） 国民健康保険に関する「国庫支出金」の増額を求める意見書（案）への反対の討論をさせていただきます。

まず、協会けんぽと国民健康保険ということでの比較をされておりますが、保険制度そのものが協会けんぽと国民健康の場合には違っております。例えて言うならば、A社とB社で収入も支出も違う、給料も違うところの、例えばB社の社員がA社と同じ給料を獲得するとなれば、B社はおのずから倒産をするというふうなことがあるので、同じ比較をして論ずることは必要はないというふうに思っています。

それから、それを踏まえまして、日本の社会保険制度には、平成27年3月末で国民健康保険3,303万人、協会けんぽ3,639万人、健康保険組合2,913万人、共済組合884万人があります。財源としては、加入者の負担プラス公費や、加入者だけの負担で公費を投入しないのもあります。厚生労働省の資料によりますと、平成29年度の予算ベースでの財源構成として、国民健康保険9.9兆円の予算に対して、協会けんぽ、健康保険組合、共済組合の予算10.2兆円から3.4兆円が財源の交付として支出されています。

また、意見書にあるように、保険料の負担率は国民健康保険9.9%に対し、協会けんぽ7.5%となっておりますが、1点目、加入者1人当たりの医療費は、国民健康保険33.3万円に対し、協会けんぽ16.7万円となっております。加入者の平均年齢が違いますので、このような結果となっておりますが、2点目としましては、加入者1人当たりの保険料は、国民健康保険8.5万円に対して協会けんぽ10.7万円。公費負担の割合は、国民健康保険50%に対し、協会けんぽ16.4%となっております。

以上の事柄を踏まえて、反対理由といたしまして、1点目は、財源の示されない意見書だと、今後増える一方の社会保障費の中で公費を投入することは、現在でさえ財政赤字により次世代に負担を回しながら確保している状況なので反対です。

2点目は、先ほども述べましたが、現在の各保険料の負担率は、加入者1人当たりの医療費、平均保険料、公費負担等を考慮しながら国で比率を決めているのであり、財源が示されないと、結局は現在の社会保険制度の中での調整となってくることになると思います。そうすると、協会けんぽ、健康保険組合、共済組合の人たちが負担することになると考えれば、その人

たちに対しては逆に不公平になることから反対です。

3点目は、国民健康保険と協会けんぽは公費を投入していますが、健康保険、共済組合は労使で折半負担をしており、医療費制度の恩恵を受けるのであれば、受益者負担の原則から現状の負担率は妥当と考えますので反対です。

議員各位におかれましては賛同をお願いいたしまして、反対討論を終わります。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成少数です。したがって、発議第6号は否決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 研修報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、研修報告について。

これから、閉会中の特定事件の調査について、産業建設常任委員会で研修されました件について報告をお願いいたします。

産業建設常任委員長中岡敏博君。

○産業建設常任委員長（中岡敏博君） それでは、産業建設常任委員会平成30年度研修報告をさせていただきます。

日程は、10月9日、10日の2日間。この日時につきましては、当初、8月22日、23日と計画をしておりましたが、ダブル台風の接近、その後の豪雨も想定し、再び計画したものであります。研修地にえびの市、霧島市、鹿児島県庁を選び、研修目的を、地産地消の販売促進、物産館、道の駅の運営について、また工業団地の造成等についてとし、学んでまいりました。事前に質問事項として合計13問を伝えておき、それに従い、委員からの個別の質問を認め、意見の交換をする形式で行ってまいりました。

それでは、研修地ごとに報告をしていきます。

まず、宮崎県にあります道の駅えびのでありますが、えびのインターチェンジをおりて車で3分のところにあり、バイキング形式のレストランでの食事、視察を行いました。この施設は、市場、食堂、軽食コーナー、屋外テラススペースがあり、支配人の橋口氏、JAえびの市生活課高戸氏から話を聞くことができました。

えびの市交流物産館みなほびあは、宮崎県内16番目の道の駅で、えびの市が平成25年4月開設。運営主体は、えびの市農業協同組合である。設置目的は、えびの市における農林業等の所得増大及び就業の場の確保を図るとともに、観光、伝統文化、自然などのえびの市が有する地域資源を活用した市内外の住民との連携及び交流を促進することにより、活力ある地域づくり

に寄与するとしております。敷地面積1万2,367平方メートル、延べ床面積は982平方メートルであり、駐車台数は約100台で、今後、建物増設を予定しているとのことでありました。事業費は、土地購入費1億52万5,000円、工事費3億3,698万6,000円、そのほか8,095万4,000円で、合計5億1,846万5,000円であります。

売上実績は、平成25年度は売り上げ3億2,000万円、来客者数42万人であり、毎年向上している。平成29年度においては、ふるさと納税、これは宮崎牛の影響もあり、売り上げ6億3,000万円、来客数63万人とのことでありました。出荷者協議会の会員数は350名とのことで、従業員数は事務所に3人、物販6人、レストラン9人、軽食コーナー3人、精肉コーナー1人で運営しておりました。ほか、年に5回のイベントを開催しているとのことです。

ほかには、自衛隊グッズの販売について、防災施設として道の駅の役割について、避難場所、避難所、食料の提供についても質問しました。本町の総合交流ターミナルとは少し違うところもありましたが、共通することもあり、学ぶことができました。

次に、視察であります。自分の目で見ることで、何回も周辺を車、徒歩で回るという方法で、翌日の研修につなげるため、霧島市にあります鹿児島県管理団地の鹿児島臨空団地13.4ヘクタールの現地視察を行いました。ここは、鹿児島空港、九州自動車道インターチェンジに隣接しています。本町にも似ているものが、空港、インターチェンジが近い点でも参考になるのではと感じました。次の日の鹿児島県庁の研修に生かすためにも、細かく回り、周辺の道路、交通状況を見てまいりました。

続いて、研修2日目でございます。鹿児島県庁、鹿児島県商工労働水産部産業立地課において、鹿児島県職員の立地環境整備係である溝ノ上主事、小園係長から話を聞いてまいりました。こちらにも質問事項として7問を事前にお伝えしており、それに合わせ、回答及び詳細な説明をしていただきました。主には、鹿児島県の企業誘致の考え方から、鹿児島臨空団地の造成に至る経緯や場所選定の理由等をお聞きいたしました。また、課題についてもお尋ねいたしました。

これに対しましても多くの資料を準備していただきまして、鹿児島県の暮らしよさから、具体的に気候、食材の宝庫であること、交通網、空路、海路、新幹線、高速道路について、それを十分生かした工業用地の一覧などの概要説明を受けてから、現地視察を行った鹿児島臨空団地について内容を絞り込んで研修を行いました。

何度も出ますが、霧島市は鹿児島空港、高速道路インターチェンジにも近い場所にあり、鹿児島県の中央部にあり、交通手段が発達していることもあり、ソニーや京セラなどのハイテク産業が発展している。温泉施設もある観光地とのことで決めたとのことでした。大都市圏アジアも視野に入れた産業拠点とする鹿児島臨空団地は、総面積が18万7,731平方メートル、分譲面積は13万3,401平方メートルで、分譲価格は1平方メートル当たり2万8,168円であり、補助制度の適用もあるとのことでございました。分譲済みが9件であり、業種は運送業、製造業、道路貨物運送業、本社が鹿児島、福岡、静岡、大阪にある企業でございました。

また、平成28年3月に鹿児島製造業振興方針を策定し、官、企業間連携による情報共有などの仕組みもつくられ、企業立地の促進、立地企業へのフォローアップによる産業集積と県内製造業の成長のための施策、製造業を支える人材の確保、育成などに力を入れているとのことでございました。

そのほか、課題といたしまして、工業団地周辺の交通渋滞に関するもの、その対策として道路拡張方法、また雇用についても質問をさせていただきました。

ほかに、同行者として農政課山川課長が、専門的かつ鋭い質問、菊陽町の現状、課題も含め質問をされました。さらに研修内容がレベルアップしたと思います。

これは私の見解ですが、最後に、常任委員会研修は研修旅行でもなく、計画を事前に用意されていたものでもないこと。各委員が自ら研修の目的、候補地を計画すること。役場の皆さんは随行ではなく、同行ということを理解していることが肝心だと感じております。ともに委員が安全で学べること、その後、菊陽町に生かせることが目的だと思います。

この研修に関しまして協力していただきました方々にお礼を申し上げまして、平成30年度産業建設常任委員会研修報告とさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議員派遣について

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員研修会に議席に配付のとおり議員派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、議員研修会への議員派遣については、議席に配付のとおり派遣することに決定をいたしました。

次に、お諮りをします。

ただいま決定されました議員派遣で、諸事情により期間、派遣場所、派遣議員等の変更が生じる場合は、その変更にあたっては議長に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。お諮りしたとおり決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（渡邊裕之君） 日程第7、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました特定事件（所管事務）の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（渡邊裕之君） 日程第8、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

最後に、お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定をいたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで平成30年第4回菊陽町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時59分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため
ここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 渡 邊 裕 之

菊陽町議会議員 小 林 久美子

菊陽町議会議員 甲 斐 榮 治

菊陽町議会会議録
平成30年第4回12月定例会

平成31年2月発行

発行人 菊陽町議会議長 渡邊 裕之

編集人 菊陽町議会事務局長 高木 定伸

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話(代) (096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919